

年少労働資料34号

昭和 54 年版

勤労青少年の現状



労働省婦人少年局

昭和 54 年版

勤 労 青 少 年 の 現 状

労働省婦人少年局

は し が き

この小冊子は、主として国の最新のいろいろな統計に表われた勤労青少年の姿をまとめて紹介することにより、勤労青少年の現状について容易に理解を得られるようにすることを願って作成したものである。

なお、本文の3「勤労青少年の職業と余暇並びに生活設計等」により紹介する勤労青少年の姿は、当局年少労働課において昭和53年度に実施した調査によるものである。

また、本文4の「勤労青少年の福祉施策の現状」については、昭和53年度の施策を主として説明しているが、昭和54年度の施策で既に実施済みの主なものにも若干ふれてある。

勤労青少年問題に関心をもたれる方々に広く御利用いただければ幸いである。

昭和54年11月

労働省婦人少年局長

目 次

はしがき

勤労青少年の現状

1 概 要	1
2 職業生活の動向	9
(1) 就業状況	9
イ 労働力人口	9
ロ 就 業 者	10
ハ 雇 用 者	15
(2) 新規学校卒業者の就職状況	18
イ 概 況	18
ロ 中学校・高等学校卒業者の状況	24
ハ 短期大学・大学卒業者の状況	36
(3) 離職状況	38
(4) 労働条件	44
イ 賃 金	44
(イ) 概 況	44
(ロ) 新規学校卒業者の初任給	46
ロ 労働時間・休日及び年次有給休暇	50
(5) 労働災害	58
(6) 年少者に係る労働基準法違反状況	60
3 勤労青少年の職業と余暇並びに生活設計等	62
(1) 職業生活	63
(2) 余暇生活	66
(3) 将来の生活設計	84
4 勤労青少年の福祉施策の現状	86
(1) 勤労青少年の福祉増進に関する施策	86

イ 「勤労青少年の日」を中心とした啓発活動	86
ロ 実態調査の実施	86
ハ 高等学校の定時制等の課程に学ぶ勤労青少年のため、通学に必要な時間の配慮についての事業主等に対する指導、啓発等	86
ニ 勤労青少年ホームの充実	87
ホ 勤労青少年スポーツ活動の振興	88
(2) 勤労青少年指導者の養成、確保に関する施策	89
イ 勤労青少年指導者大学講座の実施	89
ロ 勤労青少年ホーム指導員資格講習会の開催	89
ハ 勤労青少年福祉推進者講習会の開催	89
ニ 勤労青少年福祉員の活動への援助	90
ホ 婦人少年室協助力員及び婦人少年室特別協助力員制度の活用	91
ヘ 勤労青少年福祉シンポジウムの開催	91
(3) 年少労働者の保護に関する施策	91
(4) 国際児童年関連事業	92
イ 勤労青少年による募金活動の促進	92
ロ 年少労働行政セミナーの実施	92
(参考資料)	
1 勤労青少年福祉法	100
2 勤労青少年福祉対策基本方針に関する公示	106
3 勤労青少年ホーム一覧	109
4 有給教育訓練休暇奨励給付金	126

統 計 表 目 次

(就業状況等)

表 1	15歳以上青少年人口，労働力人口の推移	9
表 2	従業上の地位別青少年就業者数の推移	10
表 3	産業別青少年就業者数の推移	11
表 4	産業別総就業者中に占める青少年の割合の推移	12
表 5	職業別青少年就業者数の推移	13
表 6	職業別総就業者中に占める青少年の割合の推移	14
表 7	青少年雇用者数，雇用率，総雇用者中に占める青少年 雇用者の割合の推移	15
表 8	規模別青少年雇用者数の推移（非農林業）	16
表 9	親元を離れて寮・寄宿舎・下宿・間借り等をして生活 している青少年雇用者数の推移（非農林業）	17

(新規学校卒業者の就職状況等)

表 10	新規学卒者の学歴別就職者数及び就職率の推移	18
表 11	学歴別新規学卒者を採用した企業の割合及び1社 当たり採用者数の推移	19
表 12	新規学卒者の学歴別，採用職種別割合の推移	20
表 13	新規学卒者の学歴別，採用職種別採用企業の割合の推移	21
表 14	第1次，第2次，第3次産業別新規学卒者の学歴別構成比	22
表 15	新規学卒者の職業紹介状況	24
表 16	新規学卒者を除く（一般）青少年の有効求人倍率の推移	25
表 17	新規学卒者の産業別求人，就職者数の構成比の推移（中卒者）	26
表 18	新規学卒者の産業別求人，就職者数の構成比の推移（高卒者）	28
表 19	県外就職者数の推移	30
表 20	新規学卒者の地域別職業紹介状況（昭和54年3月卒）	31
表 21	中学卒業者の地域間移動状況（昭和54年3月卒）	32
表 22	高校卒業者の地域間移動状況（昭和54年3月卒）	34
表 23	短期大学・大学卒業者の産業別就職状況の推移	36
表 24	短期大学・大学卒業者の職業別就職状況の推移	37

(離職状況)

表 25 産業別離職率の推移	3 8
表 26 規模別離職率の推移	4 0
表 27 就職後 1 年間における在職月数別離職状況の推移	4 2

(労働条件)

表 28 青少年 1 人平均月間所定内給与額	4 4
表 29 産業, 学歴別初任給額	4 6
表 30 規模別, 学歴別初任給額	4 8
表 31 主な週所定労働時間階級別企業数の割合及び 労働者数の割合の推移	5 0
表 32 主な週休制の形態別企業数の割合及び労働者数の割合の推移	5 2
表 33 年次有給休暇の取得への対応別企業数の割合	5 4
表 34 年次有給休暇の完全取得への対応別企業数の割合	5 6

(労働災害)

表 35 産業別労働災害発生件数	5 8
------------------	-----

(労働基準法違反)

表 36 労働基準法に基づく定期監督実施状況の推移	6 0
---------------------------	-----

(勤労青少年の職業と余暇並びに生活設計等)

表 37 手取り賃金額階級別構成比	6 3
表 38 勤務形態, 週休制の形態, 週休の曜日, 残業の有無別構成比	6 4
表 39 平日, 休日の余暇の過ごし方	6 6
表 40 年次有給休暇の利用状況	6 8
表 41 年次有給休暇を残した理由	6 9
表 42 クラブ活動の状況	7 0
表 43 習いごとの状況	7 2
表 44 仕事に対する満足感	7 4
表 45 仕事に対する不満の理由	7 5
表 46 労働条件・職場環境等についての不満や悩みの内容	7 6
表 47 仕事と余暇についての考え方	7 7
表 48 余暇の楽しみ方のタイプ	7 8
表 49 余暇を楽しむための障害の有無及び障害のある場合の内容別構成	7 9

表 50 平日・休日別，希望する余暇の過ごし方	80
表 51 生活上の悩み	82
表 52 人生の目標	83
表 53 勤務継続意志	84
表 54 将来の生活場所	85
(勤労青少年ホーム)	
表 55 年度別，都道府県別，勤労青少年ホーム設置状況	93
表 56 勤労青少年ホーム利用状況	94
(勤労青少年福祉員，勤労青少年福祉推進者)	
表 57 勤労青少年福祉員の設置状況及び勤労青少年福祉推進者制度の推進状況	98

勤労青少年の現状

1 概 要

（労働力人口）

労働力調査によると、昭和53年（年平均）の15～24歳人口は1,609万人で、このうち719万人が労働力人口である。労働力人口を年齢階級別にみると15～19歳153万人（10年前の昭和43年396万人）、20～24歳566万人（同723万人）で、15～19歳は昭和42年以降年々減少の一途にあったが、昭和52年に前年と横ばい状態となり、53年には2万人増加した。20～24歳は、昭和47年以降引き続き減少の一途にある。

なお、15～24歳の労働力人口がはじめて1,000万人台を割ったのは昭和48年（980万人）で、昭和43年（1,119万人）からみると昭和53年には400万人（35.7%）の減少となっている。

労働力人口総数中に占める青少年労働力人口の割合は13.0%（昭和43年22.1%）で、15～19歳は2.8%（同7.8%）、20～24歳は10.2%（同14.3%）である。

（就業者）

青少年就業者数は692万人で、青少年人口中に占める割合は43.0%である。

○従業上の地位別状況

青少年就業者を従業上の地位別にみると、自営業主13万人（構成比1.9%）、家族従業者48万人（同6.9%）、雇用者628万人（同90.8%）で雇用者が9割を占めている。昭和43年と比べると自営業主で8万人（減少率38.1%）、家族従業者で92万人（同65.7%）、雇用者で307万人（同32.8%）いずれも減少している。

○産業別の状況

青少年就業者の分布を第1次、2次、3次産業別に構成比でみると、第

1次産業（農林狩猟業，漁業水産養殖業）に3.5%（昭和43年7.4%），第2次産業（鉱業，建設業，製造業）に32.9%（同40.3%），第3次産業（第1次，第2次産業以外の産業）に63.6%（同52.2%）従事しており，昭和43年と比べると第1次産業，第2次産業で低下，第3次産業で大きく上昇している。

また，産業大分類別に青少年の従事している産業をみると，卸売・小売・金融・保険・不動産業に最も多く224万人（構成比32.4%），次いで製造業172万人（同24.9%），サービス業143万人（同20.7%），建設業55万人（同7.9%），運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業42万人（同6.1%），公務31万人（同4.5%），農業・林業・狩猟業20万人（同2.9%）等の順になっている。昭和43年 比べると，全産業にわたっていずれも青少年就業者数は減少しており，その減少数は全産業計で407万人，減少率で37.0%となっている。

なお，減少率の最も高い産業は農業・林業・狩猟業の73.0%で，次いで製造業の53.8%，運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業の42.5%，卸売・小売・金融・保険・不動産業26.1%，建設業19.1%等となっている。

次に就業者総数の中に占める青少年の割合をみると，産業計では12.8%（昭和43年22.0%），産業別にみると卸売・小売・金融・保険・不動産業で最も割合が高く16.1%（同27.3%），次いで公務15.7%（同22.7%），サービス業15.2%（同22.9%），製造業13.0%（同28.5%），運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業11.2%（同22%）等の順になっている。

○職業別の状況

青少年就業者を職業別にみると，技能工・生産工程作業員及び単純作業員が最も多く223万人（構成比32.2%），次いで事務従事者200万人（同28.9%），販売従事者84万人（同12.1%），保安職業・サービス職業従事者71万人（同10.3%），専門的・技術的職業従事者65万

人（同 9.4%）等が主なものとなっている。昭和 43 年と比べると、専門的・技術的職業従事者の 21 万人（増加率 47.7%）の増加が目立っている以外は管理的職業従事者の横ばいを除き、いずれの職業においても実数が減少しており、なかでも技能工・生産工程作業者及び単純作業者の 208 万人（減少率 48.3%）、農林・漁業作業者 57 万人（同 71.3%）、事務従事者 52 万人（同 20.6%）、販売従事者 46 万人（同 35.4%）等において減少が目立っている。

就業者総数中、青少年の占めている割合を職業別にみると、事務従事者で最も割合が高く 23.0%（昭和 43 年 35.8%）、次いで専門的・技術的職業従事者 16.3%（同 16.0%）、保安職業・サービス職業従事者 14.6%（同 26.9%）、技能工・生産工程作業者及び単純作業者 12.6%（同 26.4%）、販売従事者 10.6%（同 19.9%）等の順になっている。

○親元を離れて単身で生活している青少年雇用者（非農林業）

非農林業青少年雇用者（626 万人）のうち、親元を離れて単身で寮・寄宿舎、下宿、間借り等をして生活している者は 165 万人で非農林業青少年雇用者の 26.4%（昭和 48 年 26.6%）を占めており、昭和 48 年（226 万人）と比べると 61 万人（減少率 27.0%）減少している。減少数を年齢階級別にみると 15～19 歳が 24 万人（減少率 35.8%）、20～24 歳が 37 万人（同 23.3%）となっている。

（新規学校卒業者の就職状況）

学校基本調査によると、昭和 54 年 3 月卒業者の就職率（卒業者中に占める就職者の割合で、ここでは就職進学者を含む。）は中学校卒業者 4.0%（昭和 53 年 4.4%，43 年 20.9%）、高等学校卒業者 42.7%（昭和 53 年 42.9%，43 年 58.9%）、短期大学卒業者 72.3%（昭和 53 年 71.0%，43 年 63.5%）、大学卒業者 73.6%（昭和 53 年 71.9%，43 年 81.7%）となっている。

新規学校卒業就職者総数（学歴計）を 100 として学歴別にその割合を

みると、中学校卒業者の占める割合は6.2%（昭和53年6.8%，43年24.9%），高等学校卒業者56.0%，（昭和53年57.4%，43年60.8%），短期大学卒業者11.7%（昭和53年11.1%，43年4.1%），大学卒業者26.1%（昭和53年24.7%，43年10.2%）となっており，昭和43年と比べると，新規学校卒業就職者の高学歴化が顕著である。

○中学校 高等学校卒業者

職業安定業務統計により，昭和54年3月中学校，高等学校卒業者の求人倍率をみると，中学校卒業者2.9倍（昭和53年3.3倍，43年4.4倍），高等学校卒業者1.7倍（昭和53年1.8倍，43年4.4倍）で，就職率（就職希望者のうち就職した者の割合）は中学校卒業者99.7%（昭和53年99.9%，43年92.2%），高等学校卒業者99.2%（昭和53年99.8%，43年89.1%）となっている。

中学校，高等学校卒業者の求人状況を産業別構成比でみると，中学校卒業者の場合，製造業からの求人が最も多く61.2%（昭和53年64.1%，43年78.3%），次いでサービス業の15.9%（昭和53年15.3%，43年6.8%），建設業の11.1%（昭和53年9.3%，43年4.5%），卸売業・小売業の10.0%（昭和53年9.2%，43年7.5%）等が主なものである。

高等学校卒業者の場合も製造業からの求人が最も多く36.7%（昭和53年38.2%，43年56.5%），次いで卸売業・小売業の31.9%（昭和53年31.9%，43年24.8%），サービス業の13.0%（昭和53年12.0%，43年5.6%），建設業の6.7%（昭和53年5.5%，43年2.4%），金融・保険・不動産業の6.6%（昭和53年7.5%，43年4.6%）等が主なものとなっている。

就職状況は，中学校卒業者の場合，製造業に59.6%（昭和53年59.8%，43年72.5%）が就職して最も多く，次いでサービス業に19.5%（昭和53年20.1%，43年10.6%），建設業9.5%（昭和53年8.4%，43年5.5%），卸売業・小売業9.0%（昭和53年9.2%，43年

7.5%)等が主なものである。一方、高等学校卒業者の場合は卸売業・小売業が最も多く32.7%(昭和53年31.8%, 43年29.8%), 次いで製造業30.8%(昭和53年31.4%, 43年42.6%), サービス業14.3%(昭和53年13.3%, 43年7.9%), 金融・保険・不動産業10.2%(昭和53年11.9%, 43年8.5%)等が主なものである。

県外就職者数は、中学校卒業生1万1千人(昭和53年1万2千人, 43年9万人), 高等学校卒業生13万5千人(昭和53年14万3千人, 43年12万1千人)で県外就職率(就職者全数中に占める県外就職者数の割合)は中学校卒業生で23.2%(昭和53年25.2%, 43年34.6%), 高等学校卒業生では28.4%(昭和53年29.9%, 43年28.5%)となっている。

○短期大学, 大学卒業生

学校基本調査により, 昭和54年3月短期大学, 大学卒業生の就職者数をみると, 短期大学卒業生は12万3千人(昭和53年11万5千人, 43年6万4千人), 大学卒業生は27万6千人(昭和53年25万7千人, 43年15万9千人)となっている。

就職者数を産業別にみると, 短期大学卒業生の場合, 第1次産業に0.7%, 第2次産業に19.4%, 第3次産業に78.3%就職しており, 第3次産業の中のサービス業に就職者総数の41.4%(昭和53年41.9%, 48年38.5%)が集中している。サービス業に次いで多いのは製造業で16.6%(昭和53年15.9%, 48年19.3%)を占めている。大学卒業生の場合, 第1次産業に0.6%, 第2次産業に30.4%, 第3次産業に67.7%集っており, 短期大学卒業生の場合と同様に第3次産業が大きな割合を占めており, サービス業に就職者総数の25.5%(昭和53年23.2%, 48年19.3%)が就職してトップを占めている。次いで製造業の23.4%(昭和53年25.7%, 48年29.7%), 卸売業・小売業の19.7%(昭和53年14.6%, 48年14.4%)等となっている。なお, 長い間トップであった製造業は昭和54年サービス業と逆転して2位となった。

職業別にみると、短期大学卒業者の場合、事務従事者が53.4%（昭和53年52.2%，48年49.9%）を占めて最も多く、次いで専門的・技術的職業従事者の36.7%（昭和53年38.0%，48年39.4%）となっており、この2職業に就職者総数の90.1%（昭和53年90.2%，48年89.3%）が就いている。一方、大学卒業者では、専門的・技術的職業従事者が最も多く38.1%（昭和53年38.2%，48年40.1%），次いで事務従事者31.1%（昭和53年40.3%，48年31.2%），販売従事者24.0%（昭和53年16.7%，48年21.6%）等となっており、事務従事者の割合の低下と販売従事者の上昇が目立っている。

（離職状況）

新規学校卒業就職者の就職離職状況調査によると、昭和52年3月中学校・高等学校卒業就職者の1年後（昭和53年3月末日現在）の離職率は中学校卒業で24.4%（前年22.5%），高等学校卒業で15.8%（前年16.8%）で、中学校卒業者はここ数年来で最も高い比率を示している。昭和50年3月卒業者によりやや長期的な3年間の動きをみると、中学校卒業者の離職率は46.0%，高等学校卒業者では37.7%となっている。

（賃 金）

賃金構造基本統計調査によると、昭和53年の17歳以下の1人平均月間所定内給与額は男子77,700円，女子71,700円，18～19歳では男子92,200円，女子86,400円，20～24歳では男子112,900円，女子99,300円となっている。一方昭和53年3月新規学校卒業者の初任給は、中学校卒業者の場合，男子72,800円，女子67,200円，高等学校卒業男子85,900円，女子82,000円，短期大学卒業男子93,000円，女子90,700円，大学卒業男子105,500円，女子99,900円となっている。

（労働時間及び休日）

賃金労働時間制度総合調査によると、昭和53年の週所定労働時間は1企業平均44時間35分（昭和48年45時間38分），労働者1人平均41時間55分（同43時間15分）となっている。

また、週休2日制について、その普及状況をみると、何らかの形態による週休2日制を採用している企業は、昭和53年9月末現在44.7%（昭和48年30.0%）、何らかの形態による週休2日制の適用を受けている労働者は72.3%（同54.7%）となっている。

（勤労青少年の職業と余暇並びに生活設計等）

「勤労青少年の職業と余暇並びに生活設計に関する調査」によると、勤労青少年の昭和52年10月の手取り賃金額は「7～10万円未満」が最も多く67.4%，次いで「10～12万円未満」が17.1%で、この両者で85%を占めている。勤務形態は昼間勤務の者が80.6%，交替勤務の者が17.5%，その他が1.9%である。何らかの形態による週休2日制の適用を受けている者の割合は62.5%となっているが、3人に1人の割合（34.8%）で週休1日制の者もいる。

また、85.5%の者は週休の曜日が決まっているが、曜日の決まっていない者も11.0%いる。残業は、ほとんどしない者が30.7%，時々する者が44.4%，よくする者が24.9%となっている。仕事に対する意識としては「仕事に満足している」者が53.8%いるが「満足していない」者も20.5%あり、その主な理由としては「仕事が単調である」、「興味がもてない」、「能力が生かせない」、「将来性がない」等をあげている。労働条件や職場環境等についての不満をみると「賃金が低い」、「休日が少ない」、「同年輩の者がいない、少ない」が主なものとなっている。仕事と余暇についての考え方としては「仕事が余暇を楽しく余暇が仕事に新しい力を与える」が6割（59.1%）を占めて最も多いが、次いで「仕事は仕事、余暇は余暇」も2割余り（22.2%）ある。余暇の過ごし方については、平日の場合「ラジオ・テレビ」、「新聞・雑誌・週刊誌等」が過半数を占めて最も多いが、4人に1人の割合で「学習的活動」も行われている。休日では「外出・訪問」が過半数を占めて最も多い。また、余暇を楽しむための障害として「お金が足りない」、「時間が足りない」、「施設・場所が近くにない」が大きな内容となっている。障害要因がすべて消滅したとし

てどのような余暇の過ごし方を希望するかについては、平日では「趣味・文化活動をしたい」、「スポーツや運動をしたい」、「各種講座や学校に行き勉強したい」、「休養に当てたい」がほとんど同水準の高さであげられている。休日の場合は「旅行・ハイキング・ドライブ等をしたい」が3分の2を占めて最も多い。

勤務継続意志については「将来もずっと続けたい」とする者が21%（男子35.4%，女子9.3%）を占めるが、男子の場合「わからない」とする者が4割，女子の場合「いずれはやめたい」とする者が約7割を占めている。日常生活の中での悩みの主なものをみると、「人生の目標がみつからない」、「恋人がいない等，恋愛問題」，「毎日がつまらない，空虚」等となっており，人生の目標としては「明るい家庭を築くこと」が過半数を占めている。（勤労青少年ホーム）

「勤労青少年ホーム」は「勤労者体育施設」とともに労働省が設置を促進している労働福祉施設の1つで，主として福祉施設に恵まれない中小企業に働く青少年のために，日々の余暇を利用し，憩いやスポーツ，レクリエーション，文化・教養等，健全な余暇活動の場を提供することを目的としている。その設置には，労働省から地方公共団体に補助金（1箇所3千万円）が交付される。第1号ホームは昭和34年に設置されたが，昭和45年に「勤労青少年福祉法」が制定され，その第15条に地方公共団体の設置の努力義務が規定されるに及び，設置の動きは活発化し，昭和53年度末には全国395箇所に設置されている。（P.93，P.109参照）。なお，昭和54年度は更に27箇所増設中である。

婦人少年局調べによると，昭和53年度末現在，勤労青少年ホームの利用登録人員は25万9,016人（男子41.1%，女子58.9%）で実際に勤労青少年ホームを利用した延人員は687万1,968人でこれを1日平均でみると60人となっている。ホーム利用の方法は個別利用（44.4%），クラブ活動等による団体利用（31.3%），ホーム主催行事への参加（24.3%）等，多様である（表56参照）。

2 職業生活の動向

(1) 就業状況

イ 労働力人口

昭和53年(年平均)の青少年労働力人口(15～24歳)は719万人、労働力率(青少年人口中に占める青少年労働力人口の割合)は44.7%で、前年に比べると労働力人口で16万人(15～19歳2万人増、20～24歳18万人減)減少、労働力率で0.4ポイント低下している。

また、総労働力人口中に占める青少年労働力人口の割合は13.0%(15～19歳2.8%、20～24歳10.2%)で、前年より0.5ポイント低下している(表1)。

表1 15歳以上青少年人口、労働力人口の推移

区 分		15歳以上 人 口	労働力人口	労働力率	労働力人口の 年齢別割合	総労働力人口中に占める 青少年労働力人口の割合
		万人	万人	%	%	%
計	昭和43年	2,006	1,119	55.8	100.0	22.1
	48	1,859	980	52.7	100.0	18.4
	51	1,662	767	46.1	100.0	14.3
	52	1,628	735	45.1	100.0	13.5
	53	1,609	719	44.7	100.0	13.0
15～ 19歳	43	1,057	396	37.5	35.4	7.8
	48	821	218	26.6	22.2	4.1
	51	791	151	19.1	19.7	2.8
	52	794	151	19.0	20.5	2.8
	53	800	153	19.1	21.3	2.8
20～ 24歳	43	949	723	76.2	64.6	14.3
	48	1,038	762	73.4	77.8	14.3
	51	871	616	70.7	80.3	11.5
	52	834	584	70.0	79.5	10.7
	53	809	566	70.0	78.7	10.2

注1) 昭和50年の国勢調査全数集計結果を基準人口とした数字である。

2) 数字は各年とも年平均(1～12月の数字の単純平均)である。

3) 昭和43年の数字には沖縄県は含まれていない。

以上の(注)は以下の各表について同じ。

総理府－労働力調査

ロ 就業者

青少年労働力人口のうち、就業者数は692万人で、年齢階級別にみると15～19歳が146万人（21.1%）、20～24歳が546万人（78.9%）となっている。

従業上の地位別にみると、自営業主が13万人（1.9%）、家族従業者が4.8万人（6.9%）、雇用者が628万人（90.8%）で、雇用者が9割を占めている。

就業者数を前年に比べると16万人（15～19歳2万人増、20～24歳18万人減）減少しており、従業上の地位別にみると雇用者で14万人（減少率2.2%）、家族従業者で3万人（減少率5.9%）それぞれ減少している（表2）。

表2 従業上の地位別青少年就業者数の推移

		(万人)			
区 分		総 数	自 営 業 主	家族従業者	雇 用 者
計	昭和				
	43年	1,099	21	140	935
	48	958	20	85	851
	51	743	14	55	672
	52	708	13	51	642
	53	692	13	48	628
15～ 19歳	43	388	2	54	331
	48	212	1	18	193
	51	145	1	11	133
	52	144	1	12	131
	53	146	1	11	134
20～ 24歳	43	711	19	86	604
	48	746	19	67	658
	51	598	13	44	539
	52	564	12	39	511
	53	546	12	37	494

注) 数字は推定値の千位で四捨五入したものであり、総数は分類不能の数を含むため、計と内訳の合計とは必ずしも一致しない。以下同じ。

総理府一労働力調査

青少年が比較的多くいる産業は、卸売・小売・金融・保険・不動産業（32.4％）、製造業（24.9％）、サービス業（20.7％）等で、これらの産業に青少年就業者の約8割（78.0％）が集中している。

産業別就業者数を前年に比べると、公務（減少率8.8％）、製造業（同5.0％）、卸売・小売・金融・保険・不動産業（同4.3％）では減少しており、農業・林業・狩猟業、漁業・水産養殖業及び鉱業は横ばい、運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業（増加率5.0％）、サービス業（同4.4％）、建設業（同1.9％）では増加に転じている（表3）。

表3 産業別青少年就業者数の推移

区 分		全 産 業 計	農 林 業 ・ 狩 猟 業	養 殖 業 ・ 水 産 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業	卸 売 ・ 小 売 ・ 金 ・ 保 險 ・ 業	融 資 ・ 不 動 産 業	運 輸 ・ 通 信 ・ 電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 ・ 熱 供 給 業	サ ー ビ ス 業	公 務
計	昭和 43年	1,099	74	7	3	68	372	303		73	163	35
	48	958	36	4	1	78	306	275		56	159	41
	51	743	24	4	1	61	202	232		45	137	36
	52	708	20	4	1	54	181	234		40	137	34
	53	692	20	4	1	55	172	224		42	143	31
15～ 19歳	43	388	33	3	1	24	152	95		20	52	8
	48	212	8	1	0	17	83	58		9	28	7
	51	145	6	1	0	12	45	46		8	22	5
	52	144	4	1	0	11	45	49		6	22	5
	53	146	5	1	0	12	47	45		7	25	5
20～ 24歳	43	711	41	4	2	44	220	208		53	111	27
	48	746	28	3	1	61	223	217		47	131	34
	51	598	18	3	1	49	157	186		37	115	31
	52	564	16	3	1	43	136	185		34	115	29
	53	546	15	3	1	43	125	179		35	118	26

なお、青少年就業者中、20歳未満の占める割合が比較的高い産業は、製造業（15～19歳27.3%，20～24歳72.3%）、農業・林業・狩猟業、漁業・水産養殖業（いずれも15～19歳25.0%，20～24歳75.0%）、建設業（15～19歳21.8%，20～24歳78.2%）、卸売・小売・金融・保険・不動産業（15～19歳20.1%，20～24歳79.9%）等で、いずれも15～19歳が2割以上を占めている。一方20～24歳の占める割合の最も高い産業は公務（20～24歳83.9%，15～19歳16.1%）となっている。

また、就業者総数中、比較的青少年の占める割合が高い産業は、卸売・小売・金融・保険・不動産業（16.1%）、公務（15.7%）、サービス業（15.2%）等である（表4）。

表4 産業別総就業者中に占める青少年の割合の推移

（産業別総就業者数＝100%）

区 分		全 産 業 計	農 業 ・ 林 業	狩 猟 業 ・ 水 産 養 殖 業	漁 業 ・ 水 産 養 殖 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業	卸 売 ・ 小 売 ・ 金 融 ・ 保 険 ・ 不 動 産 業	運 輸 ・ 通 信	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 ・ 給 水	サ ー ビ ス 業	公 務
計	昭和43年	22.0	7.9	13.0	11.1	18.4	28.5	27.3	22.2	22.9	22.7		
	48	18.2	5.5	8.5	7.7	16.8	21.3	22.2	15.2	19.3	22.9		
	51	14.1	4.0	9.5	5.6	12.4	15.0	17.5	12.0	15.6	18.9		
	52	13.3	3.4	8.9	5.3	10.8	13.5	17.1	10.8	15.2	17.7		
	53	12.8	3.4	9.1	6.7	10.6	13.0	16.1	11.2	15.2	15.7		
15～19歳	43	7.8	3.5	5.6	3.7	6.5	11.6	8.6	6.1	7.3	5.2		
	48	4.0	1.2	2.1	0	3.7	5.8	4.7	2.4	3.4	3.9		
	51	2.8	1.0	2.4	0	2.4	3.3	3.5	2.1	2.5	2.6		
	52	2.7	0.7	2.2	0	2.2	3.4	3.6	1.6	2.5	2.6		
	53	2.7	0.8	2.3	0	2.3	3.5	3.2	1.9	2.7	2.5		
20～24歳	43	14.2	4.4	7.4	7.4	11.9	16.9	18.7	16.1	15.6	17.5		
	48	14.2	4.3	6.4	7.7	13.1	15.5	17.6	12.7	15.9	19.0		
	51	11.3	3.0	7.1	5.6	10.0	11.7	14.1	9.9	13.1	16.3		
	52	10.6	2.7	6.7	5.3	8.6	10.1	13.5	9.2	12.7	15.1		
	53	10.1	2.5	6.8	6.7	8.3	9.4	12.9	9.4	12.5	13.2		

総理府一労働力調査

表5により、青少年が多く従事している職業をみると、技能工・生産工程作業者及び単純作業者が223万人で最も多く、就業者の3分の1（32.2%）を占めている。次いで事務従事者（28.9%）、販売従事者（12.1%）、保安職業・サービス職業従事者（10.3%）の順になっている。

職業別就業者数を前年に比べると、管理的職業従事者、保安職業・サービス職業従事者は横ばい、その他の職業はいずれも減少している中で、専門的・技術的職業従事者のみが3万人（増加率4.8%）の伸びをみせている。

表5 職業別青少年就業者数の推移

(万人)

区 分		全 職 業 計	専 門 的 職 業 従 事 者	管 理 的 職 業 従 事 者	事 務 従 事 者	販 売 従 事 者	農 作 業 ・ 漁 業	採 掘 業 ・ 採 石	運 輸 ・ 通 信	技 術 工 程 ・ 生 産 純 作 業 者	保 安 ・ サ ー ビ ス 職 業 従 事 者
計	昭和 43年	1,099	44	1,252	130	80	1	58	431	103	
	48	958	58	1,247	117	40	0	39	364	90	
	51	743	60	1,206	92	27	0	27	251	75	
	52	708	62	1,202	90	24	1	25	232	71	
	53	692	65	1,200	84	23	0	24	223	71	
15～ 19歳	43	388	10	0,68	40	36	0	15	183	36	
	48	212	7	0,45	21	10	0	5	102	22	
	51	145	6	0,34	15	7	0	4	60	18	
	52	144	6	0,35	17	6	0	4	61	16	
	53	146	8	0,33	15	6	0	3	62	18	
20～ 24歳	43	711	34	1,184	90	44	1	43	248	67	
	48	746	51	1,202	96	30	0	34	262	68	
	51	598	54	1,172	77	20	0	23	191	57	
	52	564	56	1,167	73	18	1	21	171	55	
	53	546	57	1,167	69	17	0	21	161	53	

表6により、職業別に就業者総数中に占める青少年の割合をみると、事務従事者が最も高く23.0%，次いで専門的・技術的職業従事者の16.3%，保安職業・サービス職業従事者の14.6%，技能工・生産工程作業員及び単純作業員の12.6%，販売従事者の10.6%の順になっている。

前年に比べると、専門的・技術的職業従事者のみわずかに（0.4ポイント）上昇している。

表6 職業別総就業者中に占める青少年の割合の推移

（職業別総就業者数＝100％）

区 分		全 職 業 計	専門的・ 技術的 職業 従事者	管理 事務 従事者	事務 従事者	販売 従事者	農林 漁業 従事者	採掘 ・採石 従事者	運輸 ・通信 従事者	生産 工程 単 独 従事者	保安・ サービス 従事者
計	昭和 43	22.0	16.0	0.8	35.8	19.9	8.2	6.3	26.0	26.4	26.9
	48	18.3	17.5	0.5	30.5	16.6	5.8	0	16.5	19.9	21.1
	51	14.1	15.8	0.5	24.9	12.2	4.3	0	11.2	14.4	16.4
	52	13.3	15.9	0.5	23.8	11.6	3.8	10.0	10.5	13.2	15.3
	53	12.8	16.3	0.5	23.0	10.6	3.7	0	9.9	12.6	14.6
15～ 19歳	43	7.8	3.6	0	9.7	6.1	3.7	0	6.7	11.2	9.4
	48	4.1	2.1	0	5.6	3.0	1.4	0	2.1	5.6	5.2
	51	2.8	1.6	0	4.1	2.0	1.1	0	1.7	3.4	3.9
	52	2.7	1.5	0	4.1	2.2	1.0	0	1.7	3.5	3.4
	53	2.7	2.0	0	3.8	1.9	1.0	0	1.2	3.5	3.7
20～ 24歳	43	14.2	12.4	0.8	26.2	13.8	4.5	6.3	19.3	15.2	17.5
	48	14.3	15.4	0.5	24.9	13.7	4.3	0	14.4	14.3	15.9
	51	11.3	14.2	0.5	20.8	10.2	3.2	0	9.5	11.0	12.5
	52	10.6	14.4	0.5	19.6	9.4	2.9	10.0	8.8	9.7	11.8
	53	10.1	14.3	0.5	19.2	8.7	2.7	0	8.6	9.1	10.9

ハ 雇用者

昭和53年の青少年雇用者数は628万人で、総雇用者中に占める青少年の割合は16.5%（前年17.0%）である。

青少年雇用者数を年齢階級別構成比でみると、15～19歳が21.3%（前年20.4%）、20～24歳が78.7%（同79.6%）で、20～24歳が約8割を占めている。前年に比べると15～19歳で0.9ポイント上昇、20～24歳で0.9ポイント低下している。

なお、昭和42年以降10年間にわたり年々減少の一途にあった15～19歳は、昭和53年に11年ぶりに増加（2万人）に転じている。

表7 青少年雇用者数，雇用率，総雇用者中に占める青少年雇用者の割合の推移

区 分	雇用者数（万人）			雇 用 率（％）			総雇用者中に占める 青少年雇用者の割合（％）		
	計	15～ 19歳	20～ 24歳	計	15～ 19歳	20～ 24歳	計	15～ 19歳	20～ 24歳
昭和									
43年	935	331	604	46.6	31.3	63.6	29.7	10.5	19.2
48	851	193	658	45.8	23.5	63.4	23.5	5.3	18.2
51	672	133	539	40.4	16.8	61.9	18.1	3.6	14.5
52	642	131	511	39.4	16.5	61.3	17.0	3.5	13.6
53	628	134	494	39.0	16.8	61.1	16.5	3.5	13.0

注）雇用率……年齢階級別青少年人口中に占める年齢階級別青少年雇用者の割合

表8により青少年の雇用状況を規模別にみると、29人以下規模が30.4%（190万人）で最も多く、次いで1,000人以上24.0%（150万人）、100～499人規模15.8%（99万人）、30～99人規模14.2%（89万人）等となっている。前年に比べると、500～999人規模（増加率9.1%）と30～99人規模（同1.1%）で増加している以外は、いずれの規模においても減少している。

表8 規模別青少年雇用者数の推移
（非農林業）

		(万人)						
区 分	規模計	1,000人 以 上	500～ 999	100～ 499	30～ 99	1～ 29	官 公	
計	昭和							
	48年	849	224	47	137	113	252	75
	51	670	177	38	101	93	192	69
	52	640	163	33	100	88	193	63
	53	626	150	36	99	89	190	61
15	48	193	58	12	34	24	54	11
17	51	132	36	9	21	18	40	8
19	52	131	36	7	22	19	41	7
歳	53	133	35	8	21	20	42	7
20	48	656	166	35	103	89	198	64
17	51	538	141	29	80	75	152	61
24	52	509	127	26	78	69	152	56
歳	53	493	115	28	78	69	148	54

総理府－労働力調査

表9により、親元を離れて単身で寮・寄宿舎、下宿、間借り、あるいは一戸を構えて生活している青少年雇用者数は165万人で、前年より3万人（1.8%）減少している。

年齢階級別にみると、15～19歳で2万人（4.9%）増加、20～24歳で5万人（3.9%）減少している。

親元を離れて単身で生活している青少年雇用者は青少年雇用者（非農林業）中、4人に1人の割合で、年齢階級別にみると15～19歳は3人に1人、20～24歳は4人に1人の割合となっている。

表9 親元を離れて寮・寄宿舎・下宿・間借り等をして生活している青少年雇用者数の推移（非農林業）

（万人）

区 分	計			男 子			女 子		
	計	15～19歳	20～24歳	計	15～19歳	20～24歳	計	15～19歳	20～24歳
昭和									
48年	226	67	159	132	30	102	94	37	57
50	200	51	149	122	23	99	78	28	50
51	182	42	140	113	21	92	69	21	48
52	168	41	127	98	18	80	71	23	48
53	165	43	122	93	17	76	73	26	47

総理府一労働力調査

(2) 新規学校卒業者の就職状況

イ 概 況

表10により、新規学校卒業就職者数（昭和54年3月卒業）をみると、中学校卒業生 65,172 人、高等学校卒業生 591,183 人、短期大学卒業生 123,442 人、大学卒業生 275,850 人で、これを学歴別構成比でみると、中学校卒業生 6.2%，高等学校卒業生 56.0%，短期大学卒業生 11.7%，大学卒業生 26.1%となっており、新規学校卒業就職者の4人に1人は大学卒業生である。

就職率（卒業者数に対する就職者の割合）は、中学校卒業生 4.0%（前年 4.4%），高等学校卒業生 42.7%（同 42.9%），短期大学卒業生 72.3%（同 71.0%），大学卒業生 73.6%（同 71.9%）で、前年に比べると短期大学卒業生で 1.3 ポイント、大学卒業生で 1.7 ポイント上昇している。

表10 新規学卒者の学歴別就職者数及び就職率の推移

区 分	中 卒 者		高 卒 者		短 大 卒 者		大 卒 者	
	就職者数 (人)	就職率 (%)	就職者数 (人)	就職率 (%)	就職者数 (人)	就職率 (%)	就職者数 (人)	就職率 (%)
昭和 43年	385,550 (62,967)	20.9	942,953 (13,611)	58.9	63,562	63.5	158,957	81.7
48	145,059 (40,785)	9.4	668,005 (15,209)	50.4	91,704	73.0	223,750	75.3
52	76,263 (27,257)	4.8	596,942 (20,571)	42.5	114,340	71.4	244,617	72.0
53	70,637 (23,908)	4.4	596,482 (19,986)	42.9	115,423	71.0	256,817	71.9
54	65,172 (21,398)	4.0	591,183 (18,313)	42.7	123,442	72.3	275,850	73.6

注1) 就職者数は就職進学者数を含む。

2) ()内の数字は就職進学者数で内数。

3) 就職率 = $\frac{\text{就職者数}}{\text{卒業者数}} \times 100$

文部省一学校基本調査

表11により、新規学校卒業者を採用した企業の割合（昭和52年度）をみると、中卒者採用企業17.7%，高卒者採用企業72.7%，大学等卒者採用企業63.0%（同一企業が同一年度に例えば中学校卒業者と高等学校卒業者をともに採用する場合などがあるため、比率の合計は100%を超える。）となっており、昭和45年度から52年度へと年次を追うに従って中学校卒業者を採用した企業の割合は低下し、高等学校卒業者及び大学等卒業者を採用した企業の割合が高まっている。

一方、1社当たりの採用者数をみると、中学校卒業者1.6人、高等学校卒業者16.3人、大学等卒業者9.5人となっており、高等学校卒業者の採用数が最も多い。なお、中学校卒業者及び高等学校卒業者の1社当たり採用者数は昭和45年度の6.5人、24.0人から52年度の1.6人、16.3人へと大きく減少している。

表11 学歴別新規学卒者を採用した企業の割合及び
1社当たり採用者数の推移

区 分	採用企業の割合（％）			1社当たり採用者数（人）		
	昭和45年度	50	52	昭和45年度	50	52
中 卒 者	28.9	24.9	17.7	6.5	2.7	1.6
高 卒 者	63.9	69.3	72.7	24.0	19.2	16.3
大学等卒者	51.5	55.4	63.0	10.2	10.2	9.5

注1）「大学等卒」とは、大学（学部）卒，大学院修了，短期大学卒，高等専門学校卒，専修・各種学校（高等学校卒を入学資格とする修業年限1年以上のもの）卒者をいう。

2）「採用企業の割合」は同一企業が同一年度に、例えば中卒者と高卒者をともに採用する場合などがあるので、比率の合計は100%を超える。

3）「1社当たり採用者数」は、採用者数を採用企業数で除したものである。

4）調査対象企業は全国の従業員100人以上の企業で、業種が建設業，製造業，商業，金融・保険・不動産業，運輸業，サービス業のもの，計25,650社のうち、業種別・従業員数規模別に計2,385社を無作為に抽出し，調査対象とした（同調査による統計表について以下同じ）。

文部省一新規学卒者の採用状況等に関する調査

表12により、昭和52年度に企業が採用した新規学校卒業者の採用職種別構成をみると、事務系が最も多く37.8%，次いで技能系・その他28.8%，販売系21.3%，技術系・研究系12.1%の順になっている。

学歴別にみると、中学校卒業者は8割（81.6%）が技能系・その他となっており、販売系、技術系・研究系はそれぞれ1割に満たない。

高等学校卒業者は事務系40.4%，技能系・その他33.6%，販売系19.7%，技術系・研究系6.3%の順になっている。大学等卒業者は事務系39.4%，販売系26.2%，技術系・研究系22.8%，技能系・その他11.6%となっている。

表12 新規学卒者の学歴別、採用職種別割合の推移

		(%)			
区 分	計	中 卒 者	高 卒 者	大学等卒者	
昭和 45年度	計	《 789.8千人》 (100.0)	(15.9)	(58.9)	(25.2)
		100.0	100.0	100.0	100.0
	事 務 系	29.4	1.8	35.5	32.7
	技術系・研究系	12.8	3.3	8.3	29.4
	販 売 系	15.4	2.2	15.0	24.9
	技能系・その他	42.3	92.7	41.2	13.1
52年度	計	《 573.2千人》 (100.0)	(6.0)	(59.2)	(34.8)
		100.0	100.0	100.0	100.0
	事 務 系	37.8	2.0	40.4	39.4
	技術系・研究系	12.1	8.0	6.3	22.8
	販 売 系	21.3	8.4	19.7	26.2
	技能系・その他	28.8	81.6	33.6	11.6

注1) 《 》内は新規学卒者の採用実数。

2) 「技能系・その他」には、採用職種を決めずに採用した者を含む。

3) 「大学等卒者」……表11の(注1)参照。

文部省一新規学卒者の採用状況等に関する調査

表13により、新規学校卒業者を採用した企業の割合を採用職種別にみると、学歴計では新規学校卒業者を事務系の職種に採用した企業の割合が最も高く、次いで技術系・研究系、販売系、技能系・その他の順になっている。

学歴別にみると、中学校卒業者については技能系、その他の職種に採用した企業の割合が最も高く、次いで販売系となっている。

高等学校卒業者については、事務系の職種に採用した企業が最も多く、次いで技能系・その他となっている。

大学卒業者については、高等学校卒業者と同様、事務系が最も多く、次いで販売系、技術系・研究系が続いている。

表13 新規学卒者の学歴別、採用職種別採用企業の割合の推移

(%)

区 分		計	中 卒 者	高 卒 者	大学等卒者
昭和 45年度	計	《 19,403 社 》 (100.0)	(38.2)	(84.4)	(68.1)
	事務系	100.0	100.0	100.0	100.0
	技術系・研究系	71.6	7.2	73.2	57.9
	販売系	40.0	9.6	26.4	44.3
	技能系・その他	39.9	5.6	28.8	45.0
		47.1	86.4	38.9	16.0
52年度	計	《 20,871 社 》 (100.0)	(21.8)	(89.4)	(77.5)
	事務系	100.0	100.0	100.0	100.0
	技術系・研究系	78.5	5.0	73.5	63.4
	販売系	44.5	8.9	22.8	46.0
	技能系・その他	43.8	11.0	26.7	49.8
		40.0	81.4	37.7	16.7

注1) 《 》内は新規学卒者を採用した企業実数。

2) 「技能系・その他」には、採用職種を決めずに新規学卒者を採用した企業を含む。

3) 同一企業が、同一年度に、2以上の学歴や職種から新規学卒者を採用する場合があるので、比率の合計は100%を超える。

4) 「大学等卒者」……表11の(注1)参照。

文部省一新規学卒者の採用状況等に関する調査

昭和53年3月新規学校卒業就職者により第1次、第2次、第3次産業別に就職状況をみたのが表14である。学歴計では第1次産業に1.8%（前年1.9%）、第2次産業に32.9%（同34.9%）、第3次産業に63.7%（同61.6%）従事しており、第3次産業の割合が最も大きい。

次に各産業を学歴別構成比でみると、第1次産業は中学校卒業者11.6%（前年14.0%）、高等学校卒業者74.5%（同73.5%）、短期大学卒業者5.1%（同4.9%）、大学卒業者8.7%（同7.6%）、第2次産業は中学校卒業者12.2%（前年13.2%）、高等学校卒業者57.4%（同57.3%）、

表14 第1次、第2次、第3次産業別新規学卒者の学歴別構成比

区 分	昭和43年					48年			
	計	中卒者	高卒者	短大卒者	大卒者	計	中卒者	高卒者	短大卒者
計	(100.0) 100.0	24.9	60.8	4.1	10.2	(100.0) 100.0	12.9	59.2	8.1
第1次産業	(4.5) 100.0	38.5	59.1	1.0	1.4	(2.4) 100.0	20.0	71.7	3.4
第2次産業	(45.3) 100.0	35.7	53.1	2.4	8.8	(40.2) 100.0	21.7	54.7	4.4
第3次産業	(47.0) 100.0	12.9	69.1	5.9	12.1	(55.4) 100.0	5.7	62.0	11.1
そ の 他	(3.3) 100.0	27.9	51.4	5.4	15.3	(2.1) 100.0	25.7	54.8	5.5

注) 第1次産業……農業、林業・狩猟業、漁業・水産養殖業
そ の 他……不詳等

短期大学卒業者 6.4% (同 6.5%)，大学卒業者 24.0% (同 23.0%)，
第 3 次産業は中学校卒業者 3.8% (前年 3.9%)，高等学校卒業者 56.8%
(同 57.7%)，短期大学卒業者 13.7% (同 13.9%)，大学卒業者 25.7%
(同 24.5%) となっており，いずれも高等学校卒業者が過半数を占めて
主力となっている。

なお，10 年前 (昭和 43 年)，5 年前 (昭和 48 年) の構成比と比べると
新規学校卒業者の高学歴化が顕著である。

(%)										
大卒者	52 年					53 年				
	計	中卒者	高卒者	短大 卒者	大卒者	計	中卒者	高卒者	短大 卒者	大卒者
19.8	(100.0) 100.0	7.4	57.8	11.1	23.7	(100.0) 100.0	6.8	57.4	11.1	24.7
4.9	(1.9) 100.0	14.0	73.5	4.9	7.6	(1.8) 100.0	11.6	74.5	5.1	8.7
19.2	(34.9) 100.0	13.2	57.3	6.5	23.0	(32.9) 100.0	12.2	57.4	6.4	24.0
21.2	(61.6) 100.0	3.9	57.7	13.9	24.5	(63.7) 100.0	3.8	56.8	13.7	25.7
14.0	(1.6) 100.0	6.9	56.0	11.9	25.2	(1.6) 100.0	8.0	60.9	11.1	20.1

第 2 次産業……………鉱業，建設業，製造業

第 3 次産業……………上記以外の産業

文部省一学校基本調査

ロ 中学校・高等学校卒業者の状況

表15により、昭和54年3月の新規学卒者の需給状況をみると、求職者は中学校卒業生4万6千人（前年5万人）、高等学校卒業生4万7千9千人（同4万7千8千人）で、前年に比べると、中学校卒業生は8.0%減少、高等学校卒業生はわずかながら（0.2%）増加している。なお、中学校卒業生は昭和39年以来依然として減少傾向が続いている。

求人数は、中学校卒業生13万1千人（前年16万1千人）、高等学校卒業生80万5千人（同86万2千人）で、前年に比べると中学校卒業生で18.5%減、高等学校卒業生では6.6%減となっており、前年の減少幅に比べるとやや小幅になったが、依然として減少が続いている。

表15 新規学卒者の職業紹介状況

区 分		① 求職 申込件数 (千人)	② 求 人 数 (千人)	③ 就職者数 (千人)	求人倍率 ②/① (倍)	就 職 率 ③/① (%)	充 足 率 ③/② (%)
中 卒 者	昭和 43年3月卒	281	1,233	259	4.4	92.2	21.0
	48	109	629	109	5.8	99.9	17.2
	52	56	216	56	3.9	99.4	25.7
	53	50	161	49	3.3	99.9	30.7
	54	46	131	45	2.9	99.7	34.6
高 卒 者	43	827	3,670	736	4.4	89.1	20.1
	48	537	1,678	537	3.1	100.0	32.0
	52	483	976	481	2.0	99.6	49.3
	53	478	862	477	1.8	99.8	55.4
	54	479	805	476	1.7	99.2	59.1

注) 昭和46年3月卒以降、高校卒の求人数、求人倍率及び充足率は、求人確認制度の実施に伴い、求人数のは握方法を変更したため、従来の数と接続しない。

求人倍率は、中学校卒業者 2.9 倍（前年 3.3 倍）、高等学校卒業者 1.7 倍（同 1.8 倍）で、いずれも前年を下回っている。

就職者数は、中学校卒業者で 4 万 5 千人（前年 4 万 9 千人）、高等学校卒業者では 4 万 7 千人（同 4 万 7 千人）で、前年に比べると中学校卒業者は 8.1% 減、高等学校卒業者は 0.4% 減となっている。

充足率は、中学校卒業者 34.6%（前年 30.7%）、高等学校卒業者 59.1%（同 55.4%）で、前年に比べると中学校卒業者は 3.9 ポイント上昇、高等学校卒業者において 3.7 ポイント上昇している。

なお、ちなみに新規学卒者を除く一般青少年の求人倍率をみれば、表 16 のとおりである。

表 16 新規学卒者を除く（一般）青少年の有効求人倍率の推移

区 分	(倍)				
	昭和 43 年	48	51	52	53
全 年 齢 計	1.39	2.26	0.72	0.57	0.63
19 歳 以下	3.11	7.42	2.89	2.19	2.24
20 ～ 24 歳	1.15	1.70	0.83	0.68	0.82

注 1) 昭和 43 年の年齢区分は 20 ～ 25 歳である。

2) 各年 10 月。

労働省一職業安定業務統計

表 17 により、中学校卒業者の求人、就職状況を産業別構成比でみると、求人の場合、製造業が最も多く 61.2%，次いでサービス業 15.9%，建設業 11.1%，卸売業・小売業 10.0%等の順になっている。これを第 1 次・第 2 次・第 3 次産業別にみると、第 1 次産業からの求人は 0.3%（前年 0.2%），第 2 次産業 72.3%（同 73.4%），第 3 次産業 27.5%（同 26.2%）の割合となっている。求人の 7 割を超える第 2 次産業について前年との比較でみると、建設業で 1.8 ポイント上昇、製造業で 2.9 ポイント低下しており、建設業で引き続き求人増加、製造業で引き続き求人減少の傾向が続いている。

表 17 新規学卒者の産業別求人、就職者数の構成比の推移（中卒者）

区 分	昭和 43 年 3 月 卒		48 年 3 月 卒	
	求 人	就 職 者	求 人	就 職 者
計	(1,233,084)	(259,305)	(629,301)	(108,580)
	100.0	100.0	100.0	100.0
農・林・水産業	0.1	0.2	0.2	0.3
鉱 業	0.1	0.1	0.0	0.0
建 設 業	4.5	5.5	7.0	7.0
製 造 業	78.3	72.5	71.4	69.9
卸 売 業・小 売 業	7.5	7.5	8.3	7.2
金融・保険・不動産業	0.2	0.1	0.2	0.1
運 輸・通 信 業	2.4	3.0	2.1	1.8
	0.2	0.5	0.4	0.9
サ ー ビ ス 業	6.8	10.6	10.3	12.3
公 務	0.0	0.1	0.1	0.2

注) () 内の数字は実数で単位は（人）。

次に就職者について主な産業をみると、製造業が最も多く59.6%，次いでサービス業19.5%，建設業9.5%，卸売業・小売業9.0％等となっている。第1次・2次・3次産業別に就職者の割合をみると、第1次産業0.3％（前年0.3％），第2次産業69.1％（同68.2％），第3次産業30.5％（同31.5％）となっている。

なお、就職者数の最も多い製造業についてみると、繊維工業22.2％（製造業の中では37.3％），衣服・その他の繊維5.4％（同9.0％）と、製造業へ就職したもののうち、半数近い者が繊維関係へ就職している。

(%)					
52年3月卒		53年3月卒		54年3月卒	
求 人	就 職 者	求 人	就 職 者	求 人	就 職 者
(216, 330)	(55, 697)	(161, 145)	(49, 463)	(131, 362)	(45, 439)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.2	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
8.8	7.9	9.3	8.4	11.1	9.5
67.4	63.5	64.1	59.8	61.2	59.6
8.6	8.3	9.2	9.2	10.0	9.0
0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1
1.1	0.8	1.1	0.6	0.9	0.5
0.4	1.2	0.5	1.4	0.5	1.3
13.5	18.0	15.3	20.1	15.9	19.5
0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1

労働省一職業安定業務統計

表18により、高等学校卒業者の求人、就職状況を産業別構成比でみると、求人の場合、製造業から36.7%，卸売業・小売業から31.9%とこの2産業からの求人が全体の約7割（68.6%）を占めている。求人の状況を第1次・第2次・第3次産業別にみると、第1次産業からの求人は0.3%（前年0.2%），第2次産業43.5%（同43.8%），第3次産業56.3%（同56.0%）の割合となっている。前年と比べるとほぼ同水準である。

次に就職者について、主な産業別にみると、卸売業・小売業が最も多く32.7%，次いで製造業30.8%，サービス業14.3%，金融・保険・不動産

表18 新規学卒者の産業別求人、就職者数の構成比の推移（高卒者）

区 分	昭和43年3月卒		48年3月卒	
	求 人	就 職 者	求 人	就 職 者
計	(1,531,068)	(423,786)	(1,678,194)	(536,714)
	100.0	100.0	100.0	100.0
農・林・水産業	0.2	0.4	0.2	0.4
鉱業	0.1	0.1	0.1	0.1
建設業	2.4	2.7	6.0	4.7
製造業	56.5	42.6	45.3	37.8
卸売業・小売業	24.8	29.8	28.1	26.7
金融・保険・不動産業	4.6	8.5	6.1	12.5
運輸・通信業	3.9	4.4	4.1	4.1
電気・ガス・水道・熱供給業	0.7	0.9	0.4	1.1
サービス業	5.6	7.9	9.0	10.3
公務	1.1	2.7	0.7	2.3

注）（ ）内の数字は実数で単位は（人）。

産業 1 0.2 %等となっている。第 1 次・2 次・3 次産業別に就職者の割合をみると、第 1 次産業 0.3 % (前年 0.3 %) , 第 2 次産業 3 5.6 % (同 3 6.8 %) , 第 3 次産業 6 4.1 % (同 6 3.9 %) となっている。前年と比べると、第 2 次産業では建設業で上昇 (1.4 ポイント) , 製造業で低下 (0.6 ポイント) しており、第 3 次産業ではサービス業 (1.0 ポイント) , 卸売業・小売業 (0.9 ポイント) , 運輸・通信業 (0.3 ポイント) でそれぞれ上昇、金融・保険・不動産業 (1.7 ポイント) , 公務 (0.3 ポイント) でそれぞれ低下している。

(%)

5 2 年 3 月 卒		5 3 年 3 月 卒		5 4 年 3 月 卒	
求 人	就 職 者	求 人	就 職 者	求 人	就 職 者
(976, 167)	(481, 414)	(862, 170)	(477, 408)	(805, 385)	(475, 603)
1 0 0.0	1 0 0.0	1 0 0.0	1 0 0.0	1 0 0.0	1 0 0.0
0.2	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3
0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
5.0	4.1	5.5	4.3	6.7	4.7
4.1.1	3 3.4	3 8.2	3 1.4	3 6.7	3 0.8
3 1.7	3 1.5	3 1.9	3 1.8	3 1.9	3 2.7
6.9	1 2.2	7.5	1 1.9	6.6	1 0.2
3.8	4.3	3.7	4.5	4.0	4.8
0.6	1.3	0.7	1.2	0.7	1.2
1 0.4	1 1.6	1 2.0	1 3.3	1 3.0	1 4.3
0.2	1.1	0.2	1.2	0.1	0.9

—地域別状況—

表 19 により、新規学卒者（昭和 54 年 3 月卒）の県外就職者数をみると、中学校卒業生 1 万 1 千人、高等学校卒業生 13 万 5 千人で県外就職卒（就職者全数中に占める県外就職者数の割合）は、中学校卒業生 23.2%，高等学校卒業生 28.4% で、いずれも前年に比べると低下している。

表 20 は昭和 54 年 3 月中学校、高等学校新規学校卒業生の求人数、求職者数、充足数を示したものである。これを地域別に求人倍率（求職者 1 人当たりの求人数の割合）でみると、中学校卒業生で求人倍率の高い地域は、東海 4.9 倍、京浜 3.8 倍、南関東 3.4 倍等で求人倍率の低い地域は沖縄 0.03 倍、南九州 1.3 倍、東北 1.5 倍、北九州 1.5 倍等となっている。高等学校卒業生では京浜が最も高く 4.3 倍、次いで京阪神 2.3 倍、東海 2.1 倍等で、反対に求人倍率の低い地域は沖縄 0.2 倍、南九州 0.7 倍等となっている。

地域別の充足率（充足数／求人数×100）をみると中学校卒業生では沖縄の 44.4% が最も高く、次いで京阪神の 40.9%，山陰の 39.9% の順で

表 19 県外就職者数の推移

区 分		県外就職者数 (千人)	性 別 構 成(%)		県外就職率 (%)
			男 子	女 子	
中 卒 者	昭和 43 年 3 月卒	90	41.7	58.3	34.6
	48	40	39.0	61.0	37.2
	52	15	31.3	68.7	27.5
	53	12	29.7	70.3	25.2
	54	11	28.4	71.6	23.2
高 卒 者	昭和 43 年 3 月卒	121	50.2	49.8	28.5
	48	195	53.2	46.8	36.3
	52	150	47.7	52.3	31.1
	53	143	47.0	53.0	29.9
	54	135	46.9	53.1	28.4

注) 県外就職率 = $\frac{\text{県外就職者数}}{\text{就職者全数}} \times 100$

労働省 — 職業安定業務統計

あり、反対に充足率の低い地域は東山の28.0%，北関東30.1%，東海30.9%等である。高等学校卒業者では沖縄が最も高く87.7%，次いで北海道79.3%，南九州76.9%等で、反対に充足率の低い地域は東山の45.9%南九州50.8%，東海53.5%等となっている。

表20 新規学卒者の地域別職業紹介状況（昭和54年3月卒）（人）

区 分	中 卒 者			高 卒 者		
	求 人 数	求職者数	充 足 数	求 人 数	求職者数	充 足 数
計	131,362	45,554	45,439	805,385	479,404	475,603
北 海 道	4,224	2,459	1,607	27,795	24,686	22,037
東 北	7,934	5,348	2,926	55,976	58,485	37,102
北 関 東	6,654	2,124	2,003	44,933	30,116	24,557
南 関 東	8,940	2,646	2,882	44,468	28,546	22,589
京 浜	17,847	4,698	6,133	193,379	45,139	103,735
北 陸	4,847	1,799	1,737	36,347	27,345	20,873
東 山	2,659	882	745	24,198	14,594	11,111
東 海	37,630	7,667	11,635	120,402	57,366	64,418
近 畿	3,944	1,182	1,517	15,720	13,352	9,848
京 阪 神	17,648	5,869	7,212	113,840	48,868	72,230
山 陰	1,152	618	460	7,304	7,702	4,267
山 陽	3,969	1,151	1,453	35,584	25,301	22,613
四 国	4,737	2,176	1,671	21,382	17,485	12,814
北 九 州	4,200	2,825	1,620	36,220	33,635	25,853
南 九 州	4,968	3,792	1,834	26,406	38,544	20,301
沖 縄	9	318	4	1,431	8,240	1,255

注） 地域区分は次のとおりである。

東北（青森，岩手，宮城，秋田，山形，福島），北関東（茨城，栃木，群馬），南関東（埼玉，千葉），京浜（東京，神奈川），北陸（新潟，富山，石川，福井），東山（山梨，長野），東海（岐阜，静岡，愛知，三重），近畿（滋賀，奈良，和歌山），京阪神（京都，大阪，兵庫），山陰（鳥取，島根），山陽（岡山，広島，山口），四国（徳島，香川，愛媛，高知），北九州（福岡，佐賀，長崎），南九州（熊本，大分，宮崎，鹿児島）

労働省 — 職業安定業務統計

表 2 1 により、中学校卒業者の地域間移動状況をみると、送出数の多い地域は、東北（他地域へ就職した者全数のうち 2 6.4 % ）、南九州（同 2 1.5 % ）、北九州（同 1 3.9 % ）で、受入数の多い地域は、東海（他地域から受

表 2 1 中学卒業者の地域間移動状況（昭和 5 4 年 3 月卒）

区 分	他地域からの 受 入 数	送							
		北海道	東 北	北関東	南関東	京 浜	北 陸	東 山	
他地域への 送 出 数	9,244 (100.0)	858 (9.3)	2,442 (26.4)	273 (3.0)	259 (2.8)	70 (0.8)	423 (4.6)	192 (2.1)	
受 入 地	北海道	6 (0.1)	1,601	5					
	東 北	21 (0.2)	6	2,905	6	3	2	3	
	北関東	152 (1.6)	8	110	1,851	22	1	8	
	南関東	515 (5.6)	16	326	49	2,367	42	41	8
	京 浜	1,505 (16.3)	66	659	174	210	4,628	81	45
	北 陸	361 (3.9)	189	150		1	1	1,376	1
	東 山	56 (0.6)	22	10	5		1	12	689
	東 海	4,111 (44.5)	511	1,064	37	20	18	215	128
	近 畿	488 (5.3)	23	78	2		2	34	4
	京阪神	1,447 (15.7)	17	25			2	26	5
	山 陰	5 (0.1)							
	山 陽	442 (4.8)		2		1		1	
	四 国	9 (0.1)				1		2	1
	北九州	90 (1.0)		13			1		
	南九州	36 (0.4)				1			
	沖 縄	0							
計		2,459	5,347	2,124	2,626	4,698	1,799	881	

注 1) 地域区分は表 2 0 の（注）と同じ。

2) () 内は構成比（%）

け入れた者全数の44.5%)，京浜(同16.3%)，京阪神(15.7%)の順になっている。

										(人)
出 地										計
東 海	近 畿	京阪神	山 陰	山 陽	四 国	北九州	南九州	沖 縄		
143	152	88	162	140	514	1,289	1,987	252		
(1.5)	(1.6)	(1.0)	(1.8)	(1.5)	(5.6)	(13.9)	(21.5)	(2.7)		
				1						1,607
		1								2,926
1					1	1				2,003
3		2	2	2	2	4	12	6		2,882
92	3	1		7	22	42	83	20		6,133
1	2	1				8	7			1,737
5							1			745
7,524	41	20	37	38	147	670	1,065	100		11,635
13	1,029	29	7	4	52	80	138	22		1,517
27	106	5,765	51	75	245	275	501	92		7,212
1		1	455	3						460
		32	62	1,011	42	177	113	12		1,453
				5	1,662					1,671
			3	4	2	1,530	67			1,620
		1		1	1	32	1,798			1,834
								4		4
7,667	1,181	5,853	617	1,151	2,176	2,819	3,785	256		45,439

表 2 2 により、高等学校卒業者の地域間移動状況をみると、送出数の多い地域は東北（他地域へ就職した者全数のうち 19.7 %）、南九州（同 16.8 %）南関東（同 10.8 %）で、この 3 地域で全国の総送出数の 47.2 %を占めて

表 2 2 高校卒業者の地域間移動状況（54年3月卒）

区 分	他地域からの 受 入 数	送						
		北海道	東 北	北関東	南関東	京 浜	北 陸	東 山
他地域への 送 出 数	109,529 (100.0)	2,715 (2.5)	21,575 (19.7)	7,274 (6.6)	11,798 (10.8)	1,095 (1.0)	6,783 (6.2)	3,724 (3.4)
受 入 地	北海道	75(0.1)	21,962	45	3	2	3	1
	東 北	202(0.2)	26	36,900	48	5	15	90
	北関東	1,715(1.6)	51	925	22,842	409	35	100
	南関東	5,877(5.4)	206	2,004	1,404	16,712	625	415
	京 浜	59,737(54.5)	2,040	17,437	5,662	11,253	43,998	4,024
	北 陸	311(0.3)	9	73	21	11	14	20,562
	東 山	254(0.2)	7	11	12	4	14	166
	東 海	11,104(10.1)	310	911	89	52	269	955
	近 畿	1,426(1.3)		21	5	6	6	127
	京阪神	25,004(22.8)	65	133	26	44	92	890
	山 陰	42(0.0)						
	山 陽	1,534(1.4)		8	3	5	11	9
	四 国	141(0.1)				5	7	1
	北九州	1,630(1.5)	1	6	1	2	2	4
	南九州	477(0.4)		1			2	2
	沖 縄	0						
計		24,677	58,475	30,116	28,510	45,093	27,345	14,581

注 1) 地域区分は表 2 0 の（注）と同じ。

2) ()内は構成比（%）

いる。他方、受入数の多い地域は、京浜（他地域からの受入総数の54.5%）、
京阪神（同22.8%）、東海（同10.1%）で、この3地域で全地域の受入
総数の87.5%を占めている。

（人）

出 地									計
東 海	近 畿	京阪神	山 陰	山 陽	四 国	北九州	南九州	沖 縄	
4,036 (3.7)	4,918 (4.5)	1,572 (1.4)	3,467 (3.2)	4,170 (3.8)	4,750 (4.3)	9,362 (8.5)	18,355 (16.8)	3,935 (3.6)	
6	2	5		4	2	2			22,037
8		5		1					37,102
13	1	5	4	15	9	23	41	52	24,557
155	5	31	23	99	41	153	322	265	22,589
2,582	175	864	296	765	658	2,994	5,741	2,372	103,735
24	18	65	3	5	9	6	7	23	20,873
17	2	4			1	4	2	10	11,111
53,314	263	236	272	398	475	2,010	3,604	648	64,418
120	8,422	240	100	63	101	145	393	96	9,848
1,070	4,441	47,226	2,119	2,547	3,268	3,269	6,537	460	72,230
2		18	4,225	20		1	1		4,267
23	5	56	640	21,079	175	290	301	6	22,613
2	2	19	5	60	12,673	20	20		12,814
8	1	17	5	184	9	24,223	1,386	3	25,853
6	3	7		9	2	445	19,824		20,301
								1,255	1,255
57,350	13,340	48,798	7,692	25,249	17,423	33,585	38,179	5,190	475,603

ハ 短期大学・大学卒業者の状況

表 2 3 により、短期大学、大学卒業者（昭和 5 4 年 3 月）の産業別就職状況をみると、両者ともサービス業がトップで、次いで製造業となっている。前年に比べると大学卒業者の場合、サービス業は引き続き上昇しており、トップであった製造業は 2.3 ポイント低下して 2 位となっている。

表 2 3 短期大学・大学卒業者の産業別就職状況の推移 (%)

区 分		短 大 卒 者				大 卒 者			
		昭 和 48 年	5 2	5 3	5 4	4 8	5 2	5 3	5 4
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
第 1 次産業	(小 計)	(1.0)	(0.9)	(0.9)	(0.7)	(0.6)	(0.5)	(0.6)	(0.6)
	農 業	0.7	0.7	0.7	0.6	0.3	0.4	0.5	0.5
	林業・狩猟業	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
	漁業・水産養殖業	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1
第 2 次産業	(小 計)	(21.8)	(20.3)	(18.9)	(19.4)	(38.8)	(33.9)	(31.9)	(30.4)
	鉱 業	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1
	建設業	2.4	2.6	2.9	2.7	9.0	6.0	6.0	6.8
	製造業	19.3	17.6	15.9	16.6	29.7	27.8	25.7	23.4
第 3 次産業	(小 計)	(75.8)	(77.1)	(78.7)	(78.3)	(59.1)	(63.8)	(66.1)	(67.7)
	卸売業・小売業	13.3	14.2	13.7	15.3	14.4	15.2	14.6	19.7
	金融・保険業	14.4	11.5	12.1	11.0	10.7	13.0	12.9	8.2
	不動産業	0.5	0.4	0.4	0.6	1.4	0.4	0.4	0.6
	運輸・通信業	2.8	2.7	2.9	2.7	3.7	2.3	2.5	2.7
	電気・ガス・水道業	0.8	0.8	0.9	0.8	0.6	0.7	0.7	0.6
	サービス業	38.5	40.5	41.9	41.4	19.3	22.4	23.2	25.5
	公務	5.5	7.0	6.9	6.5	9.1	9.8	11.8	10.4
そ の 他		1.4	1.7	1.6	1.6	1.5	1.7	1.3	1.3

注 1) 就職者数には、就職進学者を含む。

2) この表は、学科系統別に抽出された学生の産業別就職者数を、全就職者数に引き伸ばしたものの構成比である。

文部省 - 学校基本調査

表 2 4 により職業別就職状況をみると、短期大学卒業者では事務従事者が 5 3.4 % を占めて最も多く、次いで専門的・技術的職業従事者 3 6.7 % (うち 4 0.6 % が教員) となっている。大学卒業者の場合、専門的・技術的職業従事者が 3 8.1 % (うち 5 1.2 % が技術者) を占めて最も多く、次いで事務従事者 3 1.1 % , 販売従事者 2 4.0 % 等の順になっている。

表 2 4 短期大学・大学卒業者の職業別就職状況の推移 (%)

区 分	短 大 卒 者				大 卒 者			
	昭 和 4 8 年	5 2	5 3	5 4	4 8	5 2	5 3	5 4
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
専門的・技術的 職業従事者	39.4	37.9	38.0	36.7	40.1	38.8	38.2	38.1
管理的職業従事者	0.3	1.6	0.2	0.2	2.4	1.3	0.4	0.4
事務従事者	49.9	50.2	52.2	53.4	31.2	38.7	40.3	31.1
販売従事者	4.4	4.5	4.1	4.4	21.6	17.0	16.7	24.0
農林業作業 者	0.6	0.5	0.5	0.5	0.1	0.3	0.3	0.3
漁業作業 者	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
採鉱・採石 作業	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
運輸・通信 従事者	0.6	0.2	0.2	0.2	0.5	0.2	0.3	0.4
技能工・ 生産工程 作業	2.0	1.8	1.9	1.7	0.5	0.4	0.5	1.0
保安職業 従事者	0.3	0.3	0.3	0.3	1.0	1.1	1.3	1.5
サービス 職業従事 者	1.8	2.0	1.5	1.6	1.4	0.9	0.9	1.9
その他	0.8	0.9	1.0	1.0	1.2	1.2	1.0	1.3

注 1) 就職者数には、就職進学者を含む。

2) この表は、学科系統別に抽出された学生の職業別就職者数を、全就職者数に引き伸ばしたものの構成比である。

(3) 離職状況

表25により、昭和52年3月中学校・高等学校新規卒業就職者の1年後（昭和53年3月末日現在）の離職率をみると、中学校卒業者は24.4%（前年22.5%）、高等学校卒業生15.8%（同16.8%）で、前年に比べると中学校卒業者は1.9ポイント上昇、高等学校卒業生は1.0ポイント低下している。

また、昭和50年3月の新規卒業就職者について、就職後3年間の離職率をみると、中学校卒業生46.0%（49年3月卒44.1%）、高等学校卒業生37.7%（同37.3%）で、中学校卒業生、高等学校卒業生いずれも前年より上昇している。

次に産業別に離職率をみると、中学校卒業者の場合、1年後では金融・保

表25 産業別離職率の推移（就職1年後・3年後）

区 分	中 卒 者								
	1 年 後						3 年		
	昭和 47年 3月卒	48	49	50	51	52	昭和 47年 3月卒	48	49
計	19.6	19.1	19.6	20.1	22.5	24.4	47.2	45.3	44.1
鉱 業	31.9	24.3	18.2	51.6	29.4	33.3	75.6	52.6	50.0
建 設 業	30.2	31.4	30.0	32.3	36.0	36.9	54.8	55.4	55.2
製 造 業	18.4	17.8	18.9	18.9	21.4	23.6	46.0	44.0	42.8
卸売、小売業	28.3	29.1	27.6	29.1	32.9	33.5	58.8	58.0	58.7
金融、保険	24.0	20.0	34.7	22.5	27.0	46.3	58.1	58.4	54.7
不動産業	18.3	20.5	19.7	21.9	25.1	27.1	48.4	49.8	46.3
運輸、通信業	6.1	6.7	3.7	5.2	3.6	4.3	12.3	8.1	8.3
電気ガス水道	18.4	17.7	16.7	17.5	19.0	20.6	45.1	42.8	41.4
熱供給業	27.5	33.2	37.1	42.8	43.6	40.6	88.8	87.4	90.2
サービス業									
そ の 他									

注1) 調査対象者は新規学校卒業就職者で卒業年の3月1日から同年4月30

$$2) \text{ 離職率} = \frac{\text{離職者数}}{\text{就職者数}} \times 100$$

險・不動産業（４６.３％），建設業（３６.９％），卸売・小売業（３３.５％），
 鉱業（３３.３％）等で高く，電気・ガス・水道・熱供給業（４.３％）で低く
 なっている。３年間では鉱業（６５.６％），卸売・小売業（５８.９％），建設
 業（５８.７％），金融・保険・不動産業（５１.０％）等が５０～６０％台の
 高さをみせている。

高等学校卒業者の場合，１年後では運輸・通信業が群を抜いて高く（３７.２
 ％），３年間では卸売・小売業（４７.１％），運輸・通信業（４６.５％），建
 設業（４０.４％）等が目立っている。なお，離職率の最も低い産業は中学校
 卒業者の場合と同様，電気・ガス・水道・熱供給業となっている。

(%)

後	高 卒 者									
	1 年 後						3 年 後			
5 0	昭和 47年 3月卒	4 8	4 9	5 0	5 1	5 2	昭和 47年 3月卒	4 8	4 9	5 0
46.0	18.2	16.8	13.9	13.8	16.8	15.8	45.3	41.1	37.3	37.7
65.6	23.2	18.0	13.5	14.5	14.9	12.9	46.7	38.9	37.7	35.7
58.7	19.4	18.8	16.9	17.7	21.4	20.9	41.5	38.6	36.7	40.4
44.4	17.8	16.3	12.9	12.6	16.8	15.0	44.2	40.5	35.7	36.1
58.9	23.2	21.0	17.3	17.5	19.8	18.7	53.8	49.2	46.4	47.1
51.0	5.9	6.3	5.2	4.2	4.3	4.0	27.7	24.3	21.9	20.3
49.8	23.7	23.5	25.7	29.0	38.7	37.2	47.7	43.3	43.4	46.5
9.7	4.3	4.5	2.7	2.1	2.1	1.9	12.9	11.5	8.3	7.3
43.0	20.3	18.5	15.6	14.3	15.4	14.7	49.6	44.4	40.9	39.4
91.9	33.2	31.0	38.6	42.5	44.7	47.0	84.6	79.4	81.7	81.6

日までに雇用保険適用事業所に雇用されて新規に被保険者資格を取得した者。

労働省－新規学校卒業就職者の就職離職状況調査

表26により、企業規模別に昭和52年3月中学校・高等学校新規卒業就職者の離職率をみると、中学校卒業者の場合、1年後の離職率は1,000人以上規模で12.5%，500～999人規模で17.8%，100～499人規模で26.2%，100人未満規模で30%前後となっている。また、昭和50年3月新規卒業就職者により、3年後（昭和53年3月末日現在）に再び離職率を調べてみると、1,000人以上規模では32.0%，500～999人規模では37.6%，100～499人規模では48.7%，100人未満規模では

表26 規模別離職率の推移（就職1年後・3年後）

規 模	中 卒 者								
	1 年 後						3 年		
	昭和 47年 3月卒	48	49	50	51	52	昭和 47年 3月卒	48	49
計	19.6	19.1	19.6	20.1	22.5	24.4	47.2	45.3	44.1
1,000人以上	12.0	11.8	12.5	13.0	12.2	12.5	37.2	34.6	32.9
500～999人	15.2	14.8	17.6	14.4	15.8	17.8	41.0	39.7	39.0
100～499	21.0	21.6	21.8	21.0	23.1	26.2	49.4	49.2	48.0
30～99	24.9	24.1	24.8	25.2	27.7	30.6	54.4	52.6	52.4
5～29	24.1	22.8	22.4	23.1	27.1	27.2	52.1	50.1	50.3
5人未満	32.7	35.2	28.2	30.0	32.5	33.9	57.4	57.6	52.8

注）表25の（注）参照

50～54%となっており、大企業と小企業における離職率の開きが大きい。

こうした傾向は高等学校卒業者についても同様に、1年後の離職率は1,000人以上規模で9.5%、500～999人規模で15.4%と規模が小さくなるに従って、だんだんと離職率は高まっており、5人未満規模では31.4%となっている。更に3年後についてみると1,000人以上規模では28.0%、500～999人規模では36.0%と、1年後の場合と同様に、規模が小さくなるに従って高くなっており、5人未満規模では59.5%となっている。

(%)

後	高 卒 者						者			
	1 年 後						3 年 後			
50	昭和 47年 3月卒	48	49	50	51	52	昭和 47年 3月卒	48	49	50
46.0	18.2	16.8	13.9	13.8	16.8	15.8	45.3	41.1	37.3	37.7
32.0	11.5	11.8	9.1	8.6	9.4	9.5	35.6	32.8	28.4	28.0
37.6	15.4	14.9	13.0	12.5	16.0	15.4	43.1	38.8	35.4	36.0
48.7	19.0	17.4	14.5	14.3	16.6	15.6	46.7	42.6	39.5	39.6
54.2	20.4	18.7	15.8	15.1	18.2	17.6	48.3	44.0	41.2	40.6
50.4	28.1	25.4	23.2	22.6	24.7	23.6	56.6	52.6	51.0	50.1
54.4	38.0	36.0	35.0	30.9	32.0	31.4	66.3	62.7	61.8	59.5

労働省－新規学校卒業就職者の就職離職状況調査

表27により、昭和52年3月中学校・高等学校新規卒業者の1年間の離職者数を在職月数別構成比でみると、中学校卒業者の場合、就職後3～4箇月経過したところがピーク（10.6％）で、7箇月を超えて8箇月目あたりが最も低くなっている（5.4％）。

高等学校卒業者の場合は、5箇月を超えて6箇月に達するところがピーク

表27 就職後1年間における在職月数別離職状況の推移

区 分	中 卒 者					
	50年3月卒		51年3月卒		52年3	
	離職者数	構成比	離職者数	構成比	離職者数	
1年間の離職者数	人 12,129	% 100.0	人 11,448	% 100.0	人 11,457	
在職1か月以下	753	6.2	813	7.1	836	
1箇月を超えて2箇月以下	1,132	9.3	1,140	10.0	1,161	
2箇月を超えて3箇月以下	1,169	9.6	1,103	9.6	1,152	
3箇月を超えて4箇月以下	1,128	9.3	1,153	10.1	1,209	
4箇月を超えて5箇月以下	1,287	10.6	1,250	10.9	1,212	
5箇月を超えて6箇月以下	1,296	10.7	1,045	9.1	1,082	
6箇月を超えて7箇月以下	855	7.0	796	7.0	821	
7箇月を超えて8箇月以下	606	5.0	627	5.5	615	
8箇月を超えて9箇月以下	948	7.8	882	7.7	972	
9箇月を超えて10箇月以下	968	8.0	857	7.5	771	
10箇月を超えて11箇月以下	890	7.3	728	6.4	696	
11箇月を超えて12箇月以下	1,097	9.0	1,054	9.2	930	

注）表25の（注1）参照

(13.5%)で、11箇月を超えて1年目に達するころ、再び大きな高まり(12.4%)をみせている。なお、離職者の最も少ない月は、中学校卒業者の場合と同様、7箇月を超えて8箇月以下(3.7%)となっている。

中学校・高等学校卒業者のこうした動きは過去2～3年来おおむね同傾向である。

	高 卒 者					
月卒	50年3月卒		51年3月卒		52年3月卒	
構成比	離職者数	構成比	離職者数	構成比	離職者数	構成比
%	人	%	人	%	人	%
100.0	60,861	100.0	70,743	100.0	72,959	100.0
7.3	4,385	7.2	4,858	6.9	5,385	7.4
10.1	4,362	7.2	5,110	7.2	5,779	7.9
10.1	4,384	7.2	5,262	7.4	5,547	7.6
10.6	4,760	7.8	5,849	8.3	6,164	8.4
10.6	5,679	9.3	6,603	9.3	7,063	9.7
9.4	7,926	13.0	9,293	13.1	9,830	13.5
7.2	3,871	6.4	4,437	6.3	4,614	6.3
5.4	2,164	3.6	2,601	3.7	2,690	3.7
8.5	5,234	8.6	6,162	8.7	5,808	8.0
6.7	4,758	7.8	5,770	8.2	5,585	7.7
6.1	5,121	8.4	5,680	8.0	5,483	7.5
8.1	8,217	13.5	9,118	12.9	9,011	12.4

(4) 労働条件

イ 賃 金

(i) 概 況

表28により、昭和53年6月分の1人当たり月間所定内給与額をみると、17歳以下では男子7万7,700円、女子7万1,700円、18～19歳では男子9万2,200円、女子8万6,400円、20～24歳では男子11万2,900円、女子9万9,300円となっている。対前年上昇率は17歳以下では男子3.7%（上昇額は2,800円）、女子5.3%（同3,600円）、18

表28 青少年1人平均月間所定内給与額（規模10人以上）

区 分		昭 和 4 8 年				総雇用者 年 齢 計
		総雇用者 年 齢 計	～17歳	18～19歳	20～24歳	
男 子	規 模 計	95.1	45.4	53.3	65.2	166.0
	1,000人以上	102.0	49.3	54.7	65.7	185.6
	100～999人	92.9	45.2	53.3	64.3	161.2
	10～99人	87.1	42.9	50.9	65.6	152.0
女 子	規 模 計	56.5	43.4	47.8	53.6	97.9
	1,000人以上	65.4	45.5	50.7	57.5	113.3
	100～999人	55.4	43.9	47.8	53.5	95.9
	10～99人	49.7	37.6	42.8	48.1	89.7

注1) 所定内給与額……労働契約、労働協約あるいは事業所の給与規則など
される月間税込総額のうち、超過労働給与額を除く

2) パートタイム労働者を除く。

3) 各年6月

～19歳では男子5.4%（同4,700円）、女子5.4%（同4,400円）、20～24歳では男子4.1%（同4,400円）、女子5.2%（同4,900円）、となっている。なお、対前年上昇率の最も高い規模は17歳以下では男子は100～999人規模（6.3%、4,700円）、女子では1,000人以上規模（5.9%、3,900円）、18～19歳では男子は1,000人以上規模（5.8%、5,300円）、女子では10～99人規模（5.8%、4,500円）、20～24歳では男女とも100～999人規模（男子4.4%、4,700円、女子5.4%、5,000円）となっている。

(千円)						
5 2 年			5 3 年			
～17歳	18～19歳	20～24歳	総雇用者 年 齢 計	～17歳	18～19歳	20～24歳
74.9	87.5	108.5	176.7	77.7	92.2	112.9
79.5	92.0	111.7	197.5	79.8	97.3	116.3
75.1	87.1	106.0	172.6	79.8	91.5	110.7
74.0	84.8	107.9	161.5	76.4	89.0	112.4
68.1	82.0	94.4	104.2	71.7	86.4	99.3
66.4	84.7	100.6	120.7	70.3	89.1	105.7
49.7	82.2	92.8	102.4	73.0	86.4	97.8
68.1	77.8	88.1	95.2	71.7	82.3	92.7

によって、あらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給したもの。

(ロ) 新規学校卒業者の初任給

表29により、昭和53年3月新規学校卒業者の初任給をみると、中学校卒業者では男子7万2,800円、女子6万7,200円、高等学校卒業者では男子8万5,900円、女子8万2,000円、短期大学卒業者では男子9万3,000円、女子9万700円、大学卒業者では男子10万5,500円、女子9万9,900円となっている。初任給額の対前年上昇率は中学校卒業者では男子3.4%、女子5.3%、高等学校卒業者では男子4.9%、女子4.6%、短期大

表29 産業、学歴別初任給額（規模計）

区 分		男 子								
		産 業 計	鉱 業	建 設 業	製 造 業	卸小 売業	金保 険 融業	不 動 産 業	運 通 信 輸 業	電水供 気道・ 給ガ ス熱 業
昭和 52 年	中 卒 者	704	**	76.8	70.1	68.0	**	**	*755	**
	高 卒 者	81.9	*89.2	80.7	83.6	80.3	79.8	*84.5	87.6	86.2
	短大卒者	87.9	**	87.3	91.2	84.7	*83.0	**	*101.1	*96.0
	大 卒 者	101.0	*110.1	96.2	102.2	101.5	100.8	*105.3	103.6	*105.9
53	中 卒 者	72.8	**	*68.5	73.7	70.3	—	**	*78.9	**
	高 卒 者	85.9	*85.6	84.7	87.6	84.6	83.1	*87.0	89.6	88.2
	短大卒者	93.0	**	93.9	95.3	91.9	*97.3	**	*94.5	*95.9
	大 卒 者	105.5	*109.8	103.7	106.3	105.7	104.1	111.1	107.1	*107.9

注1) **印を付けている欄は、サンプル数が極めて少ないため数値を掲載

2) *印を付けている欄は、サンプル数が少なく誤差率が大いので利用

学卒業者では男子 5.8 %，女子 4.7 %，大学卒業者では男子 4.5 %，女子 4.8 %となっている。なお，初任給額の産業間格差は男女とも小さいが，男子については，高等学校卒業者では，運輸・通信業及び電気・ガス・水道・熱供給業がやや高く，サービス業及び金融・保険業でやや低いが，各産業とも 8 万円台に達している。大学卒業者では不動産業がやや高く，建設業でやや低い。女子については高等学校卒業者では，電気・ガス・水道・熱供給業が高く，サービス業及び建設業が低い。

(規模 10 人以上)(千円)

サービス業	女										サービス業
	産業計	鉱業	建設業	製造業	卸小売業	金保険融業	不動産業	運輸通信業	電気・ガス・水道・熱供給業		
67.4	63.8	—	**	64.1	71.1	**	**	*73.9	**		59.0
78.1	78.4	*79.9	74.2	78.2	78.9	80.4	*79.6	81.4	86.3		74.4
87.2	86.6	**	80.9	85.6	85.1	88.0	*86.7	88.5	*88.8		88.9
98.7	95.3	**	*90.3	95.1	94.3	94.3	*92.8	*92.5	**		98.8
70.2	67.2	—	—	67.9	*72.4	—	**	*70.5	—		62.1
83.0	82.0	*86.4	79.2	81.9	82.6	82.4	*81.7	86.2	87.6		78.7
91.5	90.7	**	90.7	88.9	89.3	90.6	*88.4	96.7	*91.6		92.6
104.3	99.9	**	*98.9	98.1	99.1	97.9	*96.2	*101.8	**		103.3

しない。

する際には注意を要する。

表 30 により、初任給額を規模別にみると、男子の場合、中学校卒業者は 999 人以下の各規模とも 1,000 人以上の大規模を上回っており、高等学校卒業者は 1,000 人以上規模で最も高く、規模が小さくなるにしたがって低くなっている。大学卒業者も同様の傾向である。女子の場合、高等学校卒業者

表 30 規模別、学歴別初任給額（産業計）

区 分		男 子							
		中 卒 者		高 卒 者		短大卒者		大 卒 者	
		昭和 52年	53	52	53	52	53	52	53
初任給額 (千円)	規模 1,000人以上	67.9	69.0	85.5	89.6	92.2	96.6	104.1	108.2
	300~999	71.8	75.1	81.9	86.2	87.4	90.4	100.3	105.5
	100~299	70.4	73.5	80.3	84.2	86.8	92.0	98.3	103.5
	10~99	70.5	72.6	79.1	83.2	87.2	94.0	100.5	104.1
学歴 間 格差 (注1)	1,000人以上	79	77	100	100	108	108	122	121
	300~999	88	87	100	100	107	105	122	122
	100~299	88	87	100	100	108	109	122	123
	10~99	89	87	100	100	110	113	127	125
規模 間 格差 (注2)	300~999	106	109	96	96	95	94	96	98
	100~299	104	107	94	94	94	95	94	96
	10~99	104	105	93	93	95	97	97	96

注1) 学歴間格差（高卒者＝100）

2) 規模間格差（規模1,000人以上＝100）

は男子高等学校卒業者と同様の傾向にある。

また、学歴間の格差を男子についてみると、中学校卒業者と高等学校卒業者との格差は、1,000人以上規模で大きく開いており、高等学校卒業者と大学卒業者の格差は、規模が小さくなるほど大きくなっている。

(規模10人以上)

女				子			
中 卒 者		高 卒 者		短大卒者		大 卒 者	
5 2	5 3	5 2	5 3	5 2	5 3	5 2	5 3
63.1	67.1	81.6	84.4	89.3	92.3	96.0	100.9
64.9	68.8	79.7	83.2	87.5	91.2	96.6	101.0
65.8	68.8	77.4	81.0	84.9	88.7	96.4	101.7
62.2	64.7	73.3	77.7	84.4	89.8	93.3	96.6
77	80	100	100	109	109	118	120
81	83	100	100	110	110	121	121
85	85	100	100	110	110	125	126
85	83	100	100	115	116	127	124
103	103	98	99	98	99	101	100
104	103	95	96	95	96	100	101
99	96	90	92	95	97	97	96

労働省 — 賃金構造基本統計調査

ロ 労働時間・休日及び年次有給休暇

表 3 1 により、昭和 5 3 年の週所定労働時間をみると、1 企業平均では 4 4 時間 3 5 分（前年 4 4 時間 3 6 分）、労働者 1 人平均では 4 1 時間 5 5 分（同 4 1 時間 5 5 分）となっており、前年と比べると 1 企業平均で 1 分の減少、労働者 1 人平均では前年と同水準である。

週所定労働時間階級別に労働者分布をみると「4 0 時間以下」の労働者の

表 3 1 主な週所定労働時間階級別企業数の割合及び労働者数の割合の推移

区 分		企 業						
		計	時間：分 ～ 40：00	40：01 ～ 42：00	42：01 ～ 45：00	45：01 ～ 48：00	48：01 ～	1 企業平均週 所定労働時間 （時間：分）
昭和 4 8 年	計	100.0	6.7	9.7	23.8	59.7	—	45：38
	1,000 人以上	100.0	41.4	32.7	15.7	10.3	—	41：21
	100～999 人	100.0	11.2	17.0	27.7	44.2	—	44：35
	30～99 人	100.0	4.1	6.2	22.4	67.3	—	46：10
5 2	計	100.0	15.0	14.0	22.7	46.6	1.6	44：36
	1,000 人以上	100.0	60.6	24.8	7.6	6.9	0.1	40：12
	100～999 人	100.0	24.1	20.3	22.6	32.1	1.0	43：18
	30～99 人	100.0	9.8	11.1	23.3	53.9	1.9	45：16
5 3	計	100.0	15.0	13.6	23.2	46.8	1.4	44：35
	1,000 人以上	100.0	63.0	22.9	8.6	5.5	—	40：03
	100～999 人	100.0	24.7	17.9	23.8	32.7	0.9	43：22
	30～99 人	100.1	9.7	11.6	23.5	53.5	1.7	45：14

注）対象は 9 大産業、常用労働者 3 0 人以上の民間企業、各年 9 月 3 0 日現在

割合が最も多く44.7%，次いで「45時間を超え48時間まで」21.5%，「40時間を超え42時間まで」17.4%，「42時間を超え45時間まで」15.8%等の順になっている。これを企業規模にみると，1,000人以上の大企業では40時間以下が72.5%（前年70.9%），100～999人の中企業では31.7%（同30.4%），30～99人の小企業では11.1%（同11.8%）となっている。

						(%)
労働者						
計	時間：分 ～40:00	40:01 ～42:00	42:01 ～45:00	45:01 ～48:00	48:01 ～	労働者1人平均 週所定労働時間 (時間：分)
100.0	27.8	19.7	20.5	31.6	0.3	43:15
100.0	55.8	24.2	11.7	8.2	0.1	40:53
100.0	14.4	22.0	27.3	35.9	0.5	44:00
100.0	4.3	6.6	22.9	66.1	0.1	46:06
100.0	43.8	18.7	15.2	21.6	0.7	41:55
100.0	70.9	18.5	5.9	4.6	0.1	39:47
100.0	30.4	22.7	21.0	25.2	0.7	42:37
100.0	11.8	12.1	23.7	50.6	1.9	45:05
100.0	44.7	17.4	15.8	21.5	0.6	41:55
100.0	72.5	17.9	6.0	3.6	0.0	39:41
100.0	31.7	19.5	22.0	26.1	0.7	42:43
100.0	11.1	12.2	24.4	50.6	1.7	45:03

以下同じ。

－週休2日制－

昭和53年における週休2日制の普及の割合は、企業数で44.7%（前年43.6%），労働者数で72.3%（同72.0%）となっており，前年に比べると企業数で若干伸びている。

週休2日制の適用を受けている労働者について，週休制の形態別割合をみると「完全週休2日制」が最も多く24.0%（前年23.1%），次いで「月2回週休2日制」15.3%（同16.3%），「月1回週休2日制」13.2%（同13.5%），「隔週週休2日制」12.4%（同11.8%），「月3回週

表32 主な週休制の形態別企業数の割合及び労働者数の割合の推移

区 分		企 業									
		合 計	週 休 1日制	週 休 1日半 制	週 休 2 日 制						その他
					計	完 全	月3回	隔 週	月2回	月1回	
昭和 48年	計	100.0	65.6	3.8	30.0	1.5	0.6	6.9	5.7	15.3	0.7
	1,000人以上	100.0	25.6	3.8	70.4	11.8	5.2	18.4	14.5	20.5	0.2
	100～999	100.0	54.4	4.1	41.3	3.1	1.6	8.5	8.7	19.4	0.2
	30～99	100.0	71.2	3.6	24.2	0.5	0.1	5.9	4.3	13.5	1.0
52	計	100.0	52.4	3.9	43.6	5.2	2.7	8.6	12.6	14.5	0.1
	1,000人以上	100.0	10.1	1.5	88.4	31.4	11.5	13.6	17.2	14.7	—
	100～999	100.0	37.6	3.5	58.9	10.4	4.6	11.4	17.5	15.0	—
	30～99	100.0	59.9	4.1	35.9	2.2	1.7	7.3	10.5	14.2	0.1
53	計	100.0	51.6	3.6	44.7	5.6	2.9	9.0	12.3	15.0	0.1
	1,000人以上	100.0	9.8	1.9	88.4	32.8	14.0	14.2	14.3	13.0	—
	100～999	100.0	36.0	2.9	61.1	10.9	5.2	12.3	16.1	16.6	—
	30～99	100.0	59.4	3.9	36.6	2.5	1.6	7.5	10.7	14.4	0.1

注1) 表31の(注)参照

2) 「週休1日半制」とは週6労働日のうち1日が半日のものをいう。

3) 「その他」とは，週休日の定めが季節や事業の繁閑によって不定期のもの

休2日制」7.3%（同7.2%）となっており、月1回週休2日制や月2回週休2日制が減少した反面、完全週休2日制の若干の増加となっている。

企業規模別に週休2日制の適用労働者数の割合をみると、1,000人以上の大企業では92.9%（前年92.9%）、100～999人の中企業では67.4%（同66.6%）、30～99人の小企業では39.0%（同38.7%）となっており、前年と比べてわずかながら中企業や小企業で週休2日制がふえている（表32）。

（%）

合 計	労働者								
	週 休 1日制	週 休 1日半 制	週 休 2 日 制						
			計	完 全	月3回	隔 週	月2回	月1回	その他
100.0	41.0	3.9	54.7	9.9	2.7	12.8	12.0	17.2	0.4
100.0	16.0	3.4	80.2	20.7	4.7	19.5	17.6	17.6	0.4
100.0	49.5	4.2	46.2	4.8	2.2	10.1	10.6	18.5	0.2
100.0	70.0	4.2	25.1	0.6	0.1	6.2	4.7	13.6	0.7
100.0	25.1	2.8	72.0	23.1	7.2	11.8	16.3	13.5	0.1
100.0	5.6	1.5	92.9	42.0	10.5	12.8	17.1	10.5	0.0
100.0	29.9	3.4	66.6	12.9	6.5	12.8	18.4	16.0	0.0
100.0	56.5	4.4	38.7	2.6	1.8	8.1	11.1	15.1	0.4
100.0	24.9	2.7	72.3	24.0	7.3	12.4	15.3	13.2	0.1
100.0	5.5	1.6	92.9	44.0	10.8	13.3	15.1	9.7	0.1
100.0	29.6	3.0	67.4	13.1	6.5	14.1	17.5	16.3	0.0
100.0	56.3	4.6	39.0	2.8	1.8	7.6	11.8	15.0	0.1

などをいう。

－年次有給休暇－

中央労働委員会事務局調査の労働時間、休日・休暇調査（昭和53年6月末日現在）によると、規模1,000人以上の企業における年次有給休暇の平均付与日数は、勤続1年で12.7日、勤続5年で15.8日、勤続10年で18.9日、15年で20.2日となっており、最近1年間（昭和53年6月以前の実績）の年次有給休暇の1人当たり利用日数は12.2日で、利用率（新規付与日数に対する利用日数の割合）は67.0%となっている。

年次有給休暇の利用に対して、企業の対応の現状をみたのが表33である。

生産・販売部門では「出勤者が通常の業務（作業）の範囲内で本人に代って処理する。又は本人が出勤した時通常の業務（作業）の範囲内で処理する」とするものが66.0%と最も多く、次いで「あらかじめ年次有給休暇の取得者を見込んで労働者を配置している」とするものが17.8%、「出勤者の残業

表 3 3 年次有給休暇の取得への対応別企業数の割合

区 分	生 産 ・ 販 売 部 門							
	計	パート・アルバイトを採用する	管理者が処理する	出勤者の残業により処理する	本人が翌日以降残業・休日出勤等により処理する	あらかじめ年次有給休暇の取得者を見込んで労働者を配置している	出勤者（又は本人）が通常の業務（作業）の範囲内で処理する	その他
規 模 計	100.0	4.2	14.2	16.8	2.9	17.8	66.0	2.1
1,000人以上	100.0	0.7	6.7	15.9	1.8	32.3	69.8	1.3
100～999	100.0	3.3	12.4	18.5	3.5	21.7	67.6	1.5
30～99	100.0	4.6	15.2	16.2	2.7	15.8	65.2	2.3

注）表31の註参照

で処理する」とするものが16.8%等となっている。規模別にみても同様の傾向となっているが、「あらかじめ年次有給休暇の取得者を見込んで労働者を配置している」が1,000人以上の大企業では32.3%, 100～999人の中企業では21.7%, 30～99人の小企業では15.8%と規模が大きくなるほどその割合が高くなっている。

管理・事務・技術部門では生産・販売部門と同様に「出勤者が通常の業務（作業）の範囲内で本人に代って処理する。又は本人が出勤した時、通常の業務（作業）の範囲内で処理する」とするものが74.7%と最も多く、次いで「管理者が処理する」が18.8%となっている。規模別にみても、管理・事務・技術部門では、生産・販売部門に比べてこれら2つの対応が多くなっている。

次に年次有給休暇がほぼ完全に利用された場合の企業の対応策をみた

(M A) (%)

管 理 ・ 事 務 ・ 技 術 部 門							
計	パート・アルバイトを採用する	管理者が処理する	出勤者の残業により処理する	本人が翌日以降残業・休日・出勤等により処理する	あらかじめ年次有給休暇の取得者を見込んで労働者を配置している	出勤者（又は本人）が通常の業務（作業）の範囲内で処理する	その他
100.0	1.1	18.8	9.1	7.4	8.9	74.7	1.5
100.0	0.4	7.1	3.7	7.0	13.0	90.3	0.7
100.0	0.5	16.7	9.4	9.7	9.6	78.8	0.8
100.0	1.4	20.0	9.1	6.5	8.4	72.5	1.8

のが表 3 4 である。

生産・販売部門では、「ほぼ完全に消化されているので影響はない」とする企業が 2 6.0 % があるが、対応策が必要な企業としては「生産性の向上、業務の合理化等で吸収する」が最も多く 3 3.7 %, 次いで「既存人員の配置換え等で吸収する」2 6.3 %, 「残業で処理する」1 9.8 % 等となっている。これを規模別にみると「ほぼ完全に消化されているので影響はない」では規模が小さくなるほどその割合が高くなっている。対応策としての「生産性の向上、業務の合理化等で吸収する」は 1,000 人以上の大企業で 6 9.3 % を占めているのに対して中企業で 4 5.3 %, 小企業で 2 7.9 % と規模が小さくなるほどその割合は低くなっている。一方「常用労働者を増員する」, 「パー

表 3 4 年次有給休暇の完全取得への対応別企業数の割合

区 分	生 産 ・ 販 売 部 門							
	計	常用労働者を増員する	パート・アルバイトを採用する	残業で処理する	既存人員の配置換え等により処理する	生産性の向上、業務の合理化等で吸収する	ほぼ完全に消化されているので影響はない	その他
規 模 計	100.0	9.2	10.0	19.8	26.3	33.7	26.0	3.1
1,000人以上	100.0	4.7	5.9	17.2	23.2	69.3	19.0	1.9
100～999	100.0	10.0	9.7	20.2	24.5	45.3	22.8	1.7
30～ 99	100.0	9.0	10.2	19.7	27.1	27.9	27.5	3.6

注) 表 3 1 の註参照

ト・アルバイトを採用する」等雇用増加の措置をとるものは大企業でそれぞれ4.7%，5.9％に対して中企業では10.0%，9.7%，小企業では9.0%，10.2％と中企業、小企業で割合が高くなっている。

管理・事務・技術部門では「ほぼ完全に消化されているので影響はない」が28.6％であるが、対応策を必要とする企業では「生産性の向上、業務の合理化等で吸収する」34.2％、「残業で処理する」23.5％、「既存人員の配置換え等により処理する」22.8％等をあげている。規模別にみると、「生産性の向上、業務の合理化等で吸収する」では大企業74.3％，中企業46.1％，小企業28.0％と大企業が最も高いが「残業で処理する」では大企業16.5％，中企業23.2％，小企業23.9％と中企業、小企業で高くなっている。

(M A) (%)

管 理 ・ 事 務 ・ 技 術 部 門							
計	常用労働者を増員する	パート・アルバイトを採用する	残業で処理する	既存人員の配置換え等により処理する	生産性の向上、業務の合理化等で吸収する	ほぼ完全に消化されているので影響はない	そ の 他
100.0	5.1	4.4	23.5	22.8	34.2	28.6	3.0
100.0	2.9	3.0	16.5	21.9	74.3	14.6	2.1
100.0	6.2	3.8	23.2	23.7	46.1	23.5	1.1
100.0	4.6	4.7	23.9	22.4	28.0	31.2	3.8

(5) 労働災害

昭和53年度中に発生した労働災害（自動車賠償責任保険のみにより処理されたものは含まれていない。）のうち、20歳未満の死傷者数は9,317人（前年9,143人）で被災全労働者数の2.7%（同2.6%）を占めている。

表35により20歳未満の労働災害を産業別にみると、製造業（20歳未満死傷者数の41.3%）、建設事業（同30.0%）に最も多く発生しており、この2産業で20歳未満被災者の71.3%を占めている（前年72.5%）。

表35 産業別労働災害発生件数（昭和53年度）

産 業	計		
	全労働者	うち 18歳未満	18～19
計	345,773	2,894	6,423
林業	12,989	11	54
漁業	1,965	8	34
鉱業	9,447	1	59
建設事業	118,222	934	1,861
製造業	111,062	1,313	2,538
運輸業	32,418	68	323
電気ガス水道 又は熱供給事業	300	—	10
その他	59,370	559	1,544

注）自動車事故による災害のうち、自動車賠償責任保険のみにより処理された

なお、被災者の内訳をみると、死亡者 66 人（前年 67 人）、休業 4 日以上を要する傷病者 9,251 人（同 9,076 人）である。これを更に産業別にみると、死亡者は建設事業で 26 人（20 歳未満死亡者の 39.4%）、製造業で 16 人（同 24.2%）が目立っている。休業 4 日以上を要する傷病者では、製造業が最も多く 3,835 人（20 歳未満の 4 日以上の休業者の 41.5%）、次いで建設事業で 2,769 人（同 29.9%）、運輸業で 388 人（同 4.2%）の順になっている。

死 亡			休 業（4 日以上）		
全労働者	うち 18 歳未満	18～19	全労働者	うち 18 歳未満	18～19
2,957	14	52	342,816	2,880	6,371
141	—	—	12,848	11	54
34	—	—	1,931	8	34
111	—	2	9,336	1	57
1,304	9	17	116,918	925	1,844
625	3	13	110,437	1,310	2,525
273	—	3	32,145	68	320
13	—	—	287	—	10
456	2	17	58,914	557	1,527

ものは含まれていない。

(6) 年少者に係る労働基準法違反状況

労働基準法は年少者の特質に基づき、その就業について使用できる最低年齢、労働時間、休日、深夜業、危険有害業務の就労等について特別の制限規定を設け、全国348箇所の労働基準監督署が監督を実施している。

昭和53年1月から12月末までに定期監督等を実施した137,301事業場のうち、年少労働者（18歳未満）に関連する法令違反状況を表36で見ると、最も多いのは労働時間に関するもの295事業場で、次いで休日に関

表36 労働基準法に基づく定期監督実施状況の推移

区 分		全 産 業				
		昭和 43年	48	51	52	53
違反のあった事業場 (注1)		177,718 (758)	133,439 (67.4)	85,236 (64.7)	82,704 (62.1)	84,751 (61.7)
う ち	労働時間	7,939	884	428	413	295
年 少	休 日	2,875	425	148	176	274
労働者	深夜業	670	90	45	47	35
関係の	最低年齢	163	195	45	42	118
違反	就業制限(注2)	1,031	578	231	194	237

注1) 労働安全衛生法、じん肺法及び最低賃金法の違反を含む。

2) 「就業制限」は成人女子を含む。

3) () 内は定期監督等実施事業場数中に占める同違反事業場数の

するもの274事業場となっている。違反状況を産業別にみると、労働時間に関するもの及び深夜業に関するものは製造業で最も多く、休日に関するもの及び最低年齢に関するものは商業で最も多くなっている。

ちなみに労働省の労働基準法適用事業場数及び労働者数調べにより、年少労働者数をみると昭和52年4月1日現在36万人（昭和43年4月1日現在131万人）となっている。

う　　ち　　主　　な　　産　　業							
製　造　業		建　設　業		商　　業		接　客　娛　楽　業	
4 8	5 3	4 8	5 3	4 8	5 3	4 8	5 3
49,535 (71.1)	38,528 (67.6)	58,845 (64.7)	29,464 (56.2)	3,956 (66.0)	4,878 (61.9)	1,865 (74.2)	1,241 (70.1)
544	189	57	13	79	42	26	12
146	78	38	16	108	118	20	15
39	13	1	2	9	7	13	4
30	9	7	4	146	97	6	3
280	118	248	93	4	1		2

割合（％）。

労働省一労働基準法等に基づく監督業務実施状況

3 勤労青少年の職業と余暇並びに生活設計等

労働省婦人少年局では、勤労青少年の職業生活・余暇生活の実情と意識及び労働災害被災状況等をは握するとともに、将来に向って描いている生活設計の概要をは握するために、「勤労青少年の職業と余暇並びに生活設計に関する調査」を昭和53年11月に実施した。

ここでは紙面の都合上、余暇時間が全般的に増大傾向にあることにかんがみ、心身共に成育途上にある勤労青少年の余暇生活の実態に主題を置き、余暇生活と職業生活及び仕事と余暇に対する意識等との相関性を統計表により概観することとする。

(はじめに)

調査対象者は、産業別、規模別、都道府県別に無作為に抽出した民営の513事業所(規模5人以上)に常用雇用される15～24歳の青少年2084人(男子935人、女子1149人)で、その従事する主な産業は卸売業・小売業(28.8%)、製造業(27.8%)、サービス業(21.0%)等で、規模別には1,000人以上規模28.6%、300～999人規模13.7%、100～299人規模16.6%、30～99人規模15.8%、5～29人規模25.3%の割合となっている。年齢階級別には15～19歳13.5%、20～24歳86.5%、学歴別には中学校卒業者10.0%、高等学校卒業者68.4%、高等専門学校・短期大学卒業者11.6%、大学卒業者10.1%となっている。

主な職種をみると、事務職が最も多く39.2%、次いで技能工・生産工程作業者19.5%、販売職17.4%、専門的・技術的職12.1%、サービス職5.7%、運輸・通信職4.5%である。また、勤続年数は1年未満23.0%、1年以上3年未満37.5%、3年以上5年未満23.8%等となっている。転職経験者の割合は22.6%で、転職1回の者は15.4%、2回以上の者は、6.2%となっている(転職回数について無答1%)。なお、高等学校の定時制、専修学校、各種学校に通学する者の割合は6.1%である。

次に配偶関係別にみると、未婚者92.2%、有配偶者7.8%で、未婚者の

居住状況は「親元」で生活している者が58.0%，親元を離れて「事業所の寄宿舍・寮」又は「アパート・間借り」等をして生活している者が34.2%の割合となっている。通勤に要する時間は、片道「30分まで」の者が、55.2%，「30分を超え1時間まで」の者が31.3%，「1時間を超える」者が13.4%となっている。

(1) 職業生活

表37により青少年の手取り賃金額をみると、青少年の67.4%が「7～10万円未満」で最も多い。次いで「10～12万円未満」（17.1%）となっており、両者で84.5%を占めている。

表 3 7 手取り賃金額階級別構成比
(昭和53年11月)

		(%)							
区 分	計	7万円 未 満	7～ 10万円 未 満	10～ 12万円 未 満	12～ 15万円 未 満	15～ 20万円 未 満	20万円 以 上	N	A
青 少 年	計	100.0	7.6	67.4	17.1	6.1	1.3	0.1	0.3
	15～19歳	100.0	20.3	70.1	8.2	1.1	0.4	—	—
	20～24歳	100.0	5.6	66.9	18.5	6.9	1.5	0.2	0.4
	男	100.0	4.7	55.9	27.1	9.5	2.2	0.3	0.2
	女	100.0	9.9	76.7	9.0	3.4	0.6	—	0.4
成 人	製 造 業	100.0	9.5	66.1	18.5	5.0	0.3	—	0.5
	卸 売 業	100.0	9.2	75.0	12.3	2.2	1.2	—	0.2
	小 売 業	100.0	7.1	68.5	14.2	9.1	0.5	—	0.7
	サ ー ビ ス 業	100.0	3.6	57.9	24.2	9.9	3.6	0.6	—
成 人		100.0	2.0	10.7	6.6	15.8	35.4	29.0	0.4

表38により勤務の形態をみると、昼間勤務の者が80.6%，交替制勤務の者17.5%となっており、交替制勤務はサービス業が他の産業に比べて高くなっている。

また、同表により、週休2日制適用の状況をみると、完全週休2日制（毎週）21.9%，隔週17.4%，その他23.1%となっており、何らかの形態による週休2日制の適用を受けている者の割合は62.5%となっている。これを産業別にみると製造業が他の産業に比べて最も高い。

表38 勤務形態、週休制の形態、週休の曜日、残業の有無別構成比

区 分		計	勤 務 形 態			週 休 制 の 形 態					
			昼 間	交 替 勤 務	その他	週 休 1 日	週 休 2 日 制				その他
							小 計	毎 週	隔 週	その他	
青少年	計	100.0	80.6	17.5	1.9	34.8	62.5	21.9	17.4	23.1	2.7
	15～19歳	100.0	81.5	17.8	0.7	35.2	63.3	20.6	22.4	20.3	1.4
	20～24歳	100.0	80.4	17.5	2.1	34.8	62.3	22.1	16.6	23.6	2.9
	男	100.0	78.4	18.8	2.8	36.5	60.5	23.6	17.2	19.7	3.0
	女	100.0	82.3	16.4	1.2	33.5	64.1	20.5	17.6	25.9	2.4
	製造業	100.0	77.0	22.3	0.7	21.1	77.7	50.3	16.1	11.4	1.2
	卸売業 小売業	100.0	93.5	4.8	1.7	32.1	66.4	22.8	18.3	25.3	1.5
	サービス業	100.0	62.8	34.7	2.5	62.3	32.6	4.3	11.4	16.9	5.0
	その他	100.0	85.0	11.8	3.2	29.6	66.5	2.1	23.6	40.8	3.9
成人		100.0	88.5	9.3	2.2	42.9	54.8	17.8	14.6	22.4	2.3

また、週休曜日が決まっている青少年は85.5%で、このうち日曜日を含むもの41.0%、日曜日を含まないもの44.5%となっている。

残業については「ほとんどしない」者が30.7%、「時々する者」44.4%、「よくする」者24.9%となっており、産業別にみると残業を「よくする」者はその他の産業（金融・保険、不動産業を含む）32.6%、製造業26.9%で割合が高い。

(%)

週 休 の 曜 日					残 業		
決まっている			決まって いない	その他	ほとんど しない	時 々 す る	よ く す る
小 計	日曜日 を含む	日曜日 を含まない					
85.5	41.0	44.5	11.0	3.6	30.7	44.4	24.9
89.3	43.1	46.3	7.1	3.6	36.3	41.6	22.1
84.9	40.7	44.2	11.6	3.5	29.8	44.8	25.3
87.0	44.8	42.1	10.1	3.0	19.6	39.6	40.9
84.2	37.9	46.4	11.7	4.0	39.8	48.3	11.9
95.3	36.3	59.1	3.1	1.6	33.2	39.9	26.9
83.5	35.6	47.9	8.3	8.2	31.1	50.4	18.5
66.2	42.5	23.7	31.7	2.1	32.0	45.2	22.8
93.8	52.4	41.4	4.7	1.5	26.0	41.4	32.6
86.9	73.6	13.3	9.9	3.2	26.2	41.0	32.8

(2) 余暇生活

表39により平日・休日の余暇の過ごし方の主なものをみると、平日の場合「ラジオ・テレビ」89.2%、「新聞・雑誌・週刊誌等」65.1%、「休養」41.2%が上3位を占めている。

一方、休日の場合をみると、「外出・訪問」がトップで66.9%となつて

表39 平日、休日の余暇の過ごし方（M A）

区 分	平 日							
	青 少 年						成 人	
	計	年 齢		性		居 住		
		15～ 19 歳	20～ 24 歳	男	女	親 元		親 以 外
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
ラジオ・テレビ	89.2	89.7	89.1	85.9	91.9	88.9	89.6	83.7
休 養	41.2	49.1	40.0	41.9	40.6	40.2	42.8	51.8
新 聞 ・ 雑 誌 週 刊 誌 等	65.1	68.3	64.6	67.7	62.9	63.3	67.6	70.6
学 習 の 活 動	25.9	24.2	26.1	12.4	36.8	27.4	23.5	12.5
映画・演劇・ 音楽観賞等	12.8	11.4	13.0	13.4	12.3	14.0	10.9	5.7
パチンコ・マー ジャン・競輪等	8.5	5.0	9.1	17.8	1.0	7.6	9.9	9.2
囲碁・将棋・ トランプ等	2.7	2.8	2.7	4.8	1.0	3.2	2.1	5.4
外出・訪問	20.8	19.6	21.0	18.1	23.0	22.8	17.7	11.6
ス ポ ー ツ	7.1	9.3	6.7	9.9	4.7	6.3	8.2	5.6
旅行・イキング・ ドライブ・つり	1.1	1.1	1.1	1.2	1.0	1.3	0.7	2.5
ボランティア活動	0.7	0.4	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.3
そ の 他	2.7	0.7	3.1	2.7	2.8	3.2	2.2	4.7

いる。「ラジオ・テレビ」43.4%は2位となっているが平日に比べると半分に減少している反面、「映画・演劇・音楽観賞等」40.2%、「旅行・ハイキング・ドライブ・つり等」38.9%、「スポーツ」21.5%等が平日に比べて大きく伸びている。

(%)

休 日							
計	青 少 年						成 人
	年 齢		性		居 住		
	15～ 19 歳	20～ 24 歳	男	女	親 元	親 以 外	
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
43.4	47.0	42.8	39.0	46.9	42.8	44.2	54.1
39.9	38.1	40.2	34.4	44.4	37.5	43.6	51.6
12.7	19.6	11.6	13.3	12.3	11.9	13.9	30.2
9.3	6.4	9.8	6.1	11.9	10.0	8.2	13.0
40.2	40.9	40.1	38.6	41.5	41.7	37.8	12.9
13.5	8.9	14.3	27.4	2.3	11.7	16.4	11.5
0.9	1.1	0.9	1.6	0.3	0.8	1.1	3.8
66.9	79.4	65.0	52.6	78.6	67.7	65.7	41.2
21.5	16.4	22.3	31.2	13.6	21.8	21.0	24.4
38.9	31.3	40.0	41.7	36.6	41.9	34.2	31.0
1.4	1.8	1.4	1.5	1.4	1.5	1.3	0.8
2.0	1.8	2.0	2.0	1.9	2.2	1.7	6.3

—年次有給休暇—

余暇を積極的につくるための一手段として年次有給休暇の利用ないしは消
化が考えられる。青少年のうち、年次有給休暇のある青少年は89.7%で、
昭和52年1年間の利用率（本来利用可能な休暇日数のうち利用した日数の
割合）は49.0%で、1人平均利用日数は5.8日となっている。産業別にみ
ると製造業で最も利用率が高く53.7%，卸売業・小売業で最も低く41.1%
となっている（表40）。

表 40 年次有給休暇の利用状況
（昭和52年分）

（年次有給休暇のある者＝100％）

区 分		計	利 用 日 数						年次有給休暇 利用率
			0 日	1～ 5 日	6～ 10 日	11～ 15 日	16日 以上	1人平均 利 用 日 数	
青 少 年	計	100.0	1 6.3	3 7.7	3 2.6	9.3	4.1	5.8 ^(日)	49.0
	15～ 19歳	100.0	9.7	5 4.2	3 3.3	2.8	—	4.3	57.5
	20～ 24歳	100.0	1 6.6	3 6.8	3 2.6	9.7	4.3	5.9	48.7
	男	100.0	1 5.7	3 7.1	3 2.5	1 0.6	4.2	6.1	50.2
成 人	女	100.0	1 6.8	3 8.2	3 2.7	8.3	4.0	5.6	48.0
	製造業	100.0	1 2.0	3 3.6	3 7.2	1 4.3	2.9	6.4	53.7
	卸売業 小売業	100.0	2 6.7	4 6.9	2 1.5	3.1	1.8	3.9	41.1
	サービス 業	100.0	1 5.6	3 2.7	4 1.8	7.6	2.3	5.5	50.8
	その他	100.0	1 0.6	3 6.5	3 2.2	1 1.2	9.5	7.4	48.8
成 人		100.0	1 9.1	3 3.0	2 9.2	1 0.0	8.7	7.1	33.4

年次有給休暇のある青少年のうち、32.2%（3人に1人）が利用可能日数を全部利用し、67.8%が利用可能日数を残している。

表41により年次有給休暇を残した理由をみると、「必要がなかった」55.6%、「仕事が忙しかった」23.7%が主なものとなっている。

なお、年次有給休暇の利用目的としては、「国内旅行」38.1%、「病気」34.7%、「休養」27.3%、「帰省」24.0%、「家事」13.4%、「冠婚葬祭」11.8%、「スポーツ・運動」8.1%等をあげている。

年次有給休暇をまとめて取った日数の長さをみると3日以内が最も多く、59.7%、6日以上にわたる長期休暇は12.6%となっている。

表41 年次有給休暇を残した理由（MA）

（昭和52年分）

（年次有給休暇を残した者＝100%）

区 分		計	必 要 がな かつ た	仕事 が 忙 し か つ た	上 司 同 僚 に 気 が ね	待 遇 昇進に 影 響	その他
青 少 年 成 人	計	100.0	55.6	23.7	14.1	1.3	5.2
	15 ～ 19歳	100.0	68.2	22.7	15.9	—	2.3
	20 ～ 24歳	100.0	55.0	23.8	14.0	1.4	5.8
	男	100.0	53.7	30.4	10.3	1.7	4.1
	女	100.0	57.4	17.7	17.5	1.0	6.3
	製 造 業	100.0	64.7	19.1	8.1	0.3	7.8
	卸売業・小売業	100.0	49.6	21.2	22.3	3.0	6.8
	サ ー ビ ス 業	100.0	52.5	26.5	14.2	1.2	6.2
	そ の 他	100.0	52.5	30.7	12.6	0.8	5.0
成 人		100.0	54.6	37.8	8.7	2.0	2.7

注）年次有給休暇を残した者の割合……年次有給休暇のある者の67.8%

—クラブ活動—

余暇生活の過ごし方として「積極的姿勢」と「消極的姿勢」が対比されるが、クラブ活動、習いごと等は積極的余暇の過ごし方の1つの内容といえよう。

勤労青少年のうち、何らかのクラブ活動を行っている者は27.9%で、その拠点として職場(17.3%)、地域(9.8%)をあげている。表42によりクラブ活動の種類をみると「スポーツ・運動」が72.5%を占めて最も多いが、男女別にみると活動の種類別構成にかなり特徴があらわれている。男子の場合、「スポーツ・運動」に86.7%が集っているのに対して、女子の場合「スポーツ運動」は54.8%と男子に比べると低いが「お茶・お花」20.8%、「音楽

表 42 クラブ活動の状況(昭和53年11月)

区 分		計	活 動 の 種 類 (M A)							
			スポーツ 運 動	音 楽 演 芸	絵 画	ダンス	和洋裁 編 物	お 茶 お . 花	料 理	娛 楽
青 少 年	計	1000	72.5	6.7	0.9	2.7	3.4	9.5	1.0	0.9
	15～19歳	1000	74.7	6.3	—	2.5	5.1	7.6	1.3	—
	20～24歳	1000	72.2	6.8	1.0	2.8	3.2	9.7	1.0	1.0
	男	1000	86.7	5.6	—	0.9	—	—	0.3	1.2
	女	1000	54.8	8.1	1.9	5.0	7.7	20.8	1.9	0.4
成 人		1000	60.6	7.9	3.0	1.5	2.0	5.4	1.5	4.4

注) 調査対象者中、クラブ活動を行っている者の割合 青少年 27.9%、
15～19歳 28.1%、20～24歳 27.9%、成人 20.4%

・演芸」8.1%，「和洋裁・編物」7.7%，「ダンス」5.0%，「読書会・研究会」4.2%，「絵画」1.9%，「料理」1.9%等，男子に比べて幅広さを示している。

活動回数は「週1回」が最も多く66.2%，次いで「週3回以上」16.5%，「週2回」14.6%等で週平均活動回数は1.7回となっている。

活動曜日は「月曜～金曜」が41.1%，「土曜～日曜」が38.0%，「決まっていない」が30.6%となっている。男女別にみると男子の場合，「土曜～日曜」が45.2%を占めて最も多いのに対して女子の場合，「月曜～金曜」が54.1%を占めて最も多い。

（クラブ活動を行っている者＝100%）

		活 動 回 数					活動曜日（M A）		
読書会 研究会	その他	月又は 年単位	週 単 位				月～金	土～日	決まっ ていな い
			週1回	週2回	週3回 以 上	週平均			
3.1	10.0	2.7	66.2	14.6	16.5	1.7 ^(回)	41.1	38.0	30.6
1.3	11.4	—	64.6	11.4	24.1	2.0	39.2	44.3	27.8
3.4	9.7	3.2	66.4	15.1	15.3	1.6	41.4	37.0	31.0
2.2	6.8	3.1	65.2	13.3	18.3	1.7	30.7	45.2	33.7
4.2	13.9	2.3	67.2	16.2	14.3	1.6	54.1	29.0	26.6
7.9	22.7	2.5	78.8	11.8	6.9	1.3	29.6	40.4	39.9

—習いごと—

勤労青少年のうち、何らかの習いごとをしている者は29.8%で、年齢階級別にみると15～19歳では5人に1人(21.4%)、20～24歳では3人に1人(31.1%)の割合となっている。表43により習いごとの種類をみると、「お花・お茶」46.2%、「和洋裁・編物」30.1%、「料理」11.1%が上3位を占めて目立っているが、男女別にみるとクラブ活動の場合と同様、かなり特徴が表れている。男子の場合「スポーツ・運動」が最も多く30.9%、次いで「外国語講座」22.2%、「音楽・演芸」11.1%、「その他」23.5%

表43 習いごとの状況(昭和53年11月)

区 分		計	習 い ご と の 種 類 (M A)							
			スポーツ 運 動	音 楽 演 芸	絵 画	ダンス	和洋裁 編 物	お 花 お 茶	料 理	娛 楽
青 少 年	計	1000	8.4	6.6	3.7	3.5	30.1	46.2	11.1	3.2
	15～19歳	1000	6.7	6.7	3.3	—	31.7	41.7	11.7	5.0
	20～24歳	1000	8.6	6.6	3.7	3.9	29.9	46.7	11.1	3.0
	男	1000	30.9	11.1	4.9	4.9	3.7	4.9	1.2	3.7
	女	1000	5.0	5.9	3.5	3.3	34.1	52.4	12.6	3.1
成 人		1000	16.9	14.9	6.5	1.3	11.7	20.8	3.9	3.9

注) 調査対象者中、習いごとをしている者の割合……青少年 29.8%、15～

となっており、女子は「お花・お茶」が52.4%で最も多く、次いで「和洋裁・編物」34.1%、「料理」12.6%となっている。

活動回数は「週1回」が最も多く54.9%、次いで「週3回以上」23.2%、「週2回」20.6%等で、週平均活動回数は1.8回となっている。男女別に見ると、男子の場合「週1回」が女子に比べて多く「週2回」は女子が男子より若干上回っている。

活動曜日は男女とも月曜～金曜のウィークデーが最も多いが、男子の場合、曜日が特に決まっていない者も高い割合を占めている。

(習いごとをしている者=100%)

外国語講座	その他	習いごとの回数					活動曜日(MA)		
		月又は年単位	週単位				月～金	土～日	決まっていない
			週1回	2回	3回以上	週平均			
6.4	10.1	1.3	54.9	20.6	23.2	1.8	73.1	21.3	16.9
3.3	8.3	—	61.7	16.7	21.7	1.7	75.0	26.7	13.3
6.8	10.3	1.4	54.2	21.0	23.4	1.8	72.9	20.7	17.3
22.2	23.5	—	58.0	18.5	23.5	1.9	45.7	17.3	44.4
4.1	8.1	1.5	54.4	20.9	23.1	1.8	77.2	21.9	12.8
9.1	34.4	0.6	73.4	17.5	8.4	1.4	42.2	26.0	38.3

19歳 21.4%, 20～24歳 31.1%, 成人 15.5%

—職業及び余暇に関する意識—

表44により仕事に対する勤労青少年の満足状況をみると、「満足している」者が53.8%、「不満をもっている」者が20.5%、「どちらともいえない」者が25.7%となっている。年齢別にみると15～19歳が20～24歳に比べて不満の割合が高い。

なお、青少年の2割を占めている不満層についてみると、産業別では製造業、卸売業・小売業で高く、職業別では技能工・生産工程作業者、販売従事者、運輸・通信従事者等で高い。規模別では300～999人、1,000人以上規模で不満度が高くなっている。

表 44 仕事に対する満足感
(昭和53年11月)

区 分		計	満 足 し て い る			満 足 して い な い	ど ち ら と も い え な い
			小 計	お お い に 満 足	ま 満 あ 足		
青 少 年	計	100.0	53.8	4.0	49.8	20.5	25.7
	15～19歳	100.0	46.6	4.6	42.0	24.6	28.8
	20～24歳	100.0	54.9	3.9	51.0	19.9	25.2
	男	100.0	54.9	5.6	49.3	20.7	24.4
	女	100.0	53.0	2.8	50.2	20.3	26.7
成 人		100.0	73.3	15.2	58.1	13.1	13.6

労働省一勤労青少年の職業と余暇並びに
生活設計に関する調査

表 4 5 は仕事に対する不満の理由が何であるかをみたものである。最も多いのは「仕事が単調である」32.1%，次いで「仕事に興味がもてない」26.0%，「自分の能力が生かせない」25.8%，「仕事に将来性がない」25.5%等の順になっている。

年齢階級別にみると15～19歳では「仕事が単調である」が30.4%で、1位を占めており、次いで「仕事に将来性がない」29.0%，「自分の能力が生かせない」24.6%，「仕事に興味がもてない」18.8%等の順になっている。20～24歳でも「仕事が単調である」32.4%が最も高く、次いで「仕事に興味がもてない」27.4%，「自分の能力が生かせない」26.0%，「仕事に将来性がない」24.9%等の順になっている。

次に仕事そのものではなく、仕事のを構成している労働条件や職場環境等について、不満や悩みの有無をみると、不満や悩みのない者33.8%，不満や悩みのある者66.2%となっており、3人に2人は不満や悩みを有している。表 4 6 により不満や悩みのある者について要因別にみると、「賃金が高い」6.14%，「休日が少ない」28.6%，「同年代の者がいない、少ない」21.0%等が高い割合をみせている。

表 45 仕事に対する不満の理由 (M A)

(仕事に不満のある者=100%)

区 分		計	興味か もてない	能力が 生かせない	単 調 である	忙 し すぎる	む ず かしい	汚れる 仕 事	将来性 がない	その他
青 少 年 成 人	計	100.0	26.0	25.8	32.1	18.5	3.0	4.7	25.5	15.2
	15～19歳	100.0	18.8	24.6	30.4	17.4	2.9	1.4	29.0	14.5
	20～24歳	100.0	27.4	26.0	32.4	18.7	3.1	5.3	24.9	15.4
	男	100.0	25.3	29.4	34.0	20.1	4.1	6.7	27.3	13.9
	女	100.0	26.6	22.7	30.5	17.2	2.1	3.0	24.0	16.3
成 人		100.0	16.2	31.5	10.0	29.2	4.6	2.3	19.2	10.0

表 46 労働条件・職場環境等についての
不満や悩みの内容（M A）

（不満・悩みのある者＝100％）

区 分	青 少 年					成 人
	計	15～ 19 歳	20～ 24 歳	男	女	
計	1000	1000	1000	1000	1000	1000
賃 金 が 低 い	61.4	55.0	62.4	65.5	58.0	52.7
休 日 が 少 な い	28.6	32.2	28.0	29.3	28.0	18.7
日曜日が休日でない	13.3	14.4	13.2	8.1	17.8	9.5
労働時間が長い	14.4	11.1	14.9	18.2	11.2	20.9
交替勤務がある	6.6	11.1	5.9	6.6	6.6	4.4
早朝・夜遅い勤務である	9.6	12.8	9.1	9.8	9.4	8.6
昇進の見込がない	8.6	6.1	8.9	10.9	6.6	12.7
上司・同僚との人間関係が よくない	16.5	19.4	16.0	10.4	21.6	15.2
同年代の者がいない、少ない	21.0	30.0	19.7	21.7	20.5	6.4
異性がいない、少ない	11.7	10.6	11.9	16.0	8.2	0.4
福祉施設がととのっていない	19.7	5.6	21.9	23.1	16.9	29.2
会社に将来性がない	7.3	6.1	7.4	6.8	7.6	9.2
そ の 他	3.1	2.8	3.2	2.4	3.7	5.7

注） 調査対象者中、労働条件・職場環境等についての不満や悩みのある者の
割合……青少年 66.2%，15～19 歳 64.1%，20～24 歳 66.5%，
成 人 45.8%

労働省一働労青少年の職業と余暇並びに生活設計に関する調査

表47により青少年の職業と余暇についての考え方をみると、59.1%が「仕事が余暇を楽しく余暇が仕事に新しい力を与える。一生懸命仕事をし、思う存分余暇を楽しみたい」と答えている。次いで「仕事は仕事、余暇は余暇だ。仕事は適当にかたづけ余暇は余暇でほどほどに楽しみたい」22.2%、「仕事は要するに生活の手段にすぎない。余暇を楽しむことが人間の生きがいだから思う存分余暇を楽しみたい」15.8%、「仕事は人間のつとめだ。余暇のことなど考えずに一生懸命仕事に打ちこみたい」2.2%、「仕事さえしていれば楽しいから仕事と余暇の区別はない。仕事から解放されて余暇を楽しみたいとは思わない」0.6%となっている。

表 47 仕事と余暇についての考え方

(%)						
区 分	計	青 少 年				成 人
		15～ 19 歳	20～ 24 歳	男	女	
計	1000	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
仕事は人間のつとめだ 一生懸命仕事に打ちこみたい	22	1.8	2.3	3.6	1.0	8.6
仕事は生活の手段 余暇が生きがい	158	18.1	15.5	15.4	16.2	6.1
仕事が楽しいから、仕事と 余暇の区別はない	0.6	0.4	0.7	0.7	0.5	1.6
仕事は仕事、余暇は余暇	222	21.7	22.3	20.5	23.6	14.6
仕事が余暇を楽しく、余暇 が仕事に新しい力を与える	59.1	58.0	59.3	59.7	58.7	69.1

表48により余暇の楽しみ方のタイプをみると、「やりたいことがたくさんあり、暇ができればその中から選んで遊ぶ」が最も多く30.7%，次いで「暇があるから遊ぶという感じだ」28.5%，「どちらかという人にさそわれて遊ぶほうだ」28.2%，「やりたいことがたくさんあり、遊ぶために暇をつくるというのが当たっている」9.3%等となっている。

年齢階級別にみると15～19歳は20～24歳に比べて余暇生活に対する姿勢が消極的である。

また、表49により余暇を楽しむための障害の有無及び障害要因についてみると、「障害はない」31.0%，「障害がある」69.0%となっており、7割が障害をもっている。障害要因の主なものを見ると「お金が足りない」が1位で70.9%，次いで「時間が足りない」66.6%，「施設・場所が近くにない」40.0%，「仲間がいない」16.9%，「何をするか考えつかない」12.2%，「用具がない」7.4%，「余暇を楽しむ気さえ起らない」6.6%等となっている。

表48 余暇の楽しみ方のタイプ

		(%)					
区 分		計	人に誘われて遊ぶほう	暇があるから遊ぶ	やりたいことがたくさんあり暇ができれば選んで遊ぶ	遊ぶために暇をつくる	その他
青少年	計	100.0	28.2	28.5	30.7	9.3	3.4
	15～19歳	100.0	28.8	37.7	21.7	7.8	3.9
	20～24歳	100.0	28.1	27.1	32.1	9.5	3.3
	男	100.0	23.5	34.0	30.2	9.3	3.0
	女	100.0	31.9	24.0	31.1	9.2	3.7
成人		100.0	25.0	14.4	39.8	13.6	7.3

表４９ 余暇を楽しむための障害の有無及び障害のある
場合の内容別構成

(%)

区 分		青 少 年					成 人
		計	15 19 歳	20 24 歳	男	女	
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
障 害 は な い		31.0	34.5	30.5	30.1	31.9	36.5
障 害 が ある		69.0	65.5	69.5	69.9	68.1	63.5
(MA)	小 計	(69.0) 100.0	(65.5) 100.0	(69.5) 100.0	(69.9) 100.0	(68.1) 100.0	(63.5) 100.0
	余暇を楽しむ気 さえ起らない	6.6	8.7	6.3	7.3	6.0	8.1
	何をするか考え つかない	12.2	19.6	11.2	13.0	11.6	6.8
	時間が足りない	66.6	59.8	67.6	63.6	69.1	75.4
	お金が足りない	70.9	73.4	70.6	72.8	69.3	59.6
	仲間がいない	16.9	16.8	16.9	18.0	16.0	8.1
	施設・場所が近 くにない	40.0	38.6	40.2	39.1	40.7	26.5
	用具がない	7.4	7.6	7.4	7.3	7.5	5.5
そ の 他		4.8	1.6	5.3	5.0	4.6	5.2

表50は、時間、お金、施設、仲間等の障害要因がすべてなくなったとしたら、余暇に何をしたいと思うかということを書いたものである。平日の希望をみると「趣味・文化活動をしたい」25.4%、「スポーツや運動をしたい」25.3%、「各種講座や学校に行き勉強したい」24.2%、「休養にあてたい」24.1%が大きな割合を占めている。これを年齢階級別にみると15～19歳では「休養にあてたい」が最も多く33.8%で3人に1人がまず休養を希望している。次いで「スポーツや運動をしたい」26.7%となっ

表50 平日・休日別、希望する余暇の過ごし方（M A）

区 分		平 日					
		計	スポーツ や運動を したい	各種講座 や学校に 行き勉強 したい	趣味・文 化活動を したい	旅行・ハ イキング・ ドライブ 等をした い	休養にあ てたい
青少年	計	100.0	25.3	24.2	25.4	5.0	24.1
	15～19歳	100.0	26.7	18.5	20.6	4.6	33.8
	20～24歳	100.0	25.1	25.1	26.1	5.1	22.6
	男	100.0	29.9	18.8	20.7	5.3	28.3
	女	100.0	21.5	28.6	29.2	4.8	20.7
成人		100.0	20.9	18.7	19.5	6.7	31.8

ている。20～24歳では「趣味・文化活動をしたい」26.1%、「スポーツや運動をしたい」25.1%、「各種講座や学校に行き勉強したい」25.1%が4人に1人の割合で希望している。

次に休日の余暇活動の希望をみると、「旅行・ハイキング・ドライブ等をしたい」が68.5%を占めて目立っている。次いで「スポーツや運動をしたい」25.7%となっており、この希望は15～19歳、20～24歳ともほぼ同じ割合を占めている。

(%)							
そ の 他	休				日		
	計	スポーツ や運動を したい	各種講座 や学校に 行き勉強 したい	趣味・文 化活動を したい	旅行・ハ イキング・ ドライブ 等をした い	休養にあ てたい	そ の 他
3.7	100.0	25.7	3.3	8.2	68.5	8.7	1.9
2.8	100.0	24.2	4.3	6.4	69.0	9.3	1.8
3.8	100.0	25.9	3.2	8.4	68.4	8.6	1.9
3.7	100.0	28.4	3.9	8.2	63.4	8.4	2.1
3.7	100.0	23.4	2.9	8.1	72.6	8.9	1.7
7.3	100.0	22.8	4.2	10.9	53.4	16.5	2.7

表5 1 生活上の悩み (MA)

(悩みのある者=100%)

区 分	青 少 年					成 人
	計	15 19 歳	20 24 歳	男	女	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
毎日がつまらない, 空虚	25.5	29.8	24.8	22.5	27.8	4.9
友人がいない等友情問題	7.2	8.8	7.0	9.8	5.3	3.4
恋人がいない等恋愛問題	30.6	32.7	30.2	33.4	28.4	1.1
人生の目標がみつからない	34.5	36.8	34.1	40.2	30.1	11.8
健康でないこと	8.4	5.8	8.8	9.2	7.7	16.7
容ぼうや体格の問題	9.2	16.4	8.0	4.5	12.8	1.5
子女の教育, 結婚問題	8.0	2.9	8.8	3.9	11.0	22.7
老後の問題	2.6	0.6	2.9	4.3	1.3	36.3
家庭内の人間関係	8.9	7.6	9.2	4.7	12.2	11.4
住宅・生活環境問題	16.1	11.1	16.9	20.8	12.5	36.7
そ の 他	10.1	9.4	10.2	9.4	10.6	6.4

注) 調査対象者中, 生活上の悩みのある者の割合, 青少年59.0%, 15
 ～19歳60.9%, 20～24歳58.7%, 成人46.9%

次に仕事や職場以外の生活上の悩みの有無をみると、悩みのある者 59.0%，悩みのない者 41.0%となっており、青少年の6割が何らかの悩みを有している。表51により悩みの内容を見ると、「人生の目標が見つからない」34.5%，「恋人がいない等、恋愛問題」30.6%，「毎日がつまらない、空虚である」25.5%，「住宅・生活環境問題」16.1%等が高い割合をみせている。

表52により人生の目標をみると、「明るい家庭を築く」54.9%，「仕事はともかく趣味豊かな生活をする」26.1%が大きな割合を占めている。

「明るい家庭を築く」ことを人生の目標としている者を年齢階級別にみると、15～19歳60.5%，20～24歳54.0%，男女別にみると男子45.1%，女子62.8%の割合となっている。

表52 人生の目標（MA）

（%）

区 分	青 少 年					成 人
	計	15 19 歳	20 24 歳	男	女	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
地位や名誉を得ること	2.4	1.4	2.5	4.6	0.5	1.6
金持になること	6.0	3.6	6.4	9.8	3.0	5.4
仕事に打ちこむこと	4.8	3.6	5.0	7.6	2.5	13.0
社会のために役立つ仕事・活動をする	8.2	7.8	8.2	10.9	5.9	18.6
仕事はともかく趣味豊かな生活をする	26.1	25.3	26.2	24.3	27.5	14.9
明るい家庭を築くこと	54.9	60.5	54.0	45.1	62.8	48.4
そ の 他	5.3	3.6	5.5	5.7	5.0	5.6

(3) 将来の生活設計

表 5 3 により現在の勤務先の継続意志をみると、「現在の勤務先で将来もずっと続けたい」とする者が男子 3 5.4 %, 女子 9.3 %であるが、反対に「いずれはやめたい」とする者は男子 2 5.6 %, 女子 7 2.6 %となっており、男女間に大きな相違がみられる。なお、現在の勤務先で将来もずっと続けて働きたいとする者について、職場における将来の希望をみると、男子の場合「地位よりも自分の仕事についての専門家になりたい」が 4 5.6 %で最も高く、「できるだけ高い地位につきたい」3 1.7 %, 「何も考えていない」1 6.0 %, 女子の場合、「地位よりも自分の仕事についての専門家になりたい」5 2.3 %, 「何も考えていない」2 5.2 %, 「できるだけ高い地位につきたい」8.4 %等となっている。また「いずれはやめたい」と考えている青少年のうち、現在の勤務先を退職した後の方針について男女別にみると男子の場合、「自立したい」4 9.0 %, 「他の勤務先に変りたい」4 6.0 %, 女子の場合、「結婚又は出産したらやめたい」6 8.7 %, 「他の勤務先に変りたい」2 3.0 %, 「自立したい」5.4 %等となっている。

次に将来の生活設計に向って現在何かを準備している者は 5 2.3 % (男子 4 5.2 %, 女子 5 8.1 %) で、このうち勉強 (定時制高校, 大学, 職業訓練校, 習いごと等) している者は 2 4.7 % (男子 2 0.1 %, 女子 2 8.4 %) でその目的は男子の場合、職業生活に役立てる、女子の場合、趣味を豊かにす

表 5 3 勤務継続意志

(%)

区 分	計	15～19 歳	20～24 歳	男	女
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
将来もずっと続けたい	21.0	17.1	21.6	35.4	9.3
いずれはやめたい	51.5	56.2	50.7	25.6	72.6
わからない	27.5	26.7	27.6	39.0	18.1

るためが高い割合を占めている。貯金をしている者は44.6%（男子37.2%、女子50.7%）でその目的をみると「結婚資金」30.8%（男子19.5%、女子39.9%）、「マイホーム購入資金」9.2%（男子11.4%、女子7.3%）、「職業生活に役立てる」4.7%（男子6.3%、女子3.4%）等となっている。

将来の生活場所については表54にみるとおりで、親元にいる者の44.4%は、ずっとこの土地で生活したいと希望している。

次に具体的に結婚の予定のある青少年は18.0%（男子15.5%、女子19.9%）で、そのうち73.0%（男子69.2%、女子75.3%）の者が結婚後共かせぎの予定をもっている。具体的に結婚の予定のない青少年の結婚希望年齢をみると、男子では26～27歳が最も多く33.1%、次いで28歳以上28.0%、24～25歳23.5%、23歳ぐらゐまで4.5%、女子では24～25歳37.9%、23歳ぐらゐまで37.2%、26～27歳11.0%等となっている。

表54 将来の生活場所

(%)

区 分	親 元 に い る 者				親 元 から 離 れ て い る 者			
	計	ずっとこの土地で生活したい	他の土地へいって生活したい	どちらともいえない	計	最終的には郷里に帰って生活したい	この土地ですっと生活したい	どちらともいえない
計	100.0	44.4	13.8	41.8	100.0	24.0	18.4	57.6
15～19歳	100.0	34.4	19.7	45.9	100.0	36.7	10.2	53.1
20～24歳	100.0	46.1	12.8	41.1	100.0	22.3	19.5	58.2
男	100.0	52.8	12.9	34.3	100.0	28.9	18.1	53.1
女	100.0	38.3	14.5	47.2	100.0	19.2	18.7	62.0

4 勤労青少年の福祉施策の現状

労働省婦人少年局（年少労働課）では、勤労青少年福祉法及び同法に基づく第2次勤労青少年福祉対策基本方針と労働基準法に基づく年少者（18歳未満）の保護を軸に主として次のような施策を推進している。

（1）勤労青少年の福祉増進に関する施策

イ 「勤労青少年の日」を中心とした啓発活動（勤労青少年福祉法第5条関係）

広く国民が勤労青少年の福祉についての関心と理解を深め、かつ、勤労青少年が自ら進んで有為な職業人として健やかに成育しようとする意欲を高めるため「勤労青少年の日」（7月の第3土曜日）を中心に、労働省（本省、地方）、都道府県、勤労青少年ホーム等が全国各地で記念大会、スポーツ大会、レクリエーション大会、意見発表会等、法の趣旨にふさわしい諸事業を実施している。

昭和53年の「勤労青少年の日」は7月15日で、労働省（本省）では「昭和53年勤労青少年の日・中央大会」を東京都中野区の全国勤労青少年会館（サンプラザ）で開催し、勤労青少年1,300余名が参加した。なお、昭和54年の中央大会は、7月21日（土）同じくサンプラザにおいて開催されたが、前年とは異なり、国際児童年を記念して第1部の式典に続き「若い力を世界に」をテーマとした第2部を設定し、勤労青少年の世界に対する関心と貢献意欲の高揚を図った。

また、この日を中心に全国各地で多彩な行事が開催された。

ロ 実態調査の実施（勤労青少年福祉法第19条関係等）

勤労青少年の実態をは握し、勤労青少年福祉対策基本方針を定めること等のため、毎年角度を変えた視点から実態調査を実施している。昭和53年度は「勤労青少年の職業と余暇並びに生活設計に関する調査」を昭和53年11月に実施した（その調査結果は、前掲3のとおりである）。

ハ 高等学校の定時制等の課程に学ぶ勤労青少年のため、通学に必要な時間の配慮についての事業主に対する指導、啓発等（勤労青少年福祉

法第 12 条関係等)

昭和 49 年度に実施した「夜間に就学する勤労青少年の生活と意識に関する調査結果」及び学校、関係者との懇談会結果等に基づいて、昭和 53 年度も引き続き高等学校の定時制や通信制の課程等に学ぶ勤労青少年が教育を受けるために必要な時間の確保について、事業主が配慮するよう事業主団体等を通じて指導啓発を行った。

また、第 29 回全国定時制通信制高等学校教育振興大会及び第 29 回全国定時制通信制高等学校教頭協会総会に対し、後援をした。

ニ 勤労青少年ホームの充実（勤労青少年福祉法第 15 条、16 条関係）

労働省では、昭和 32 年度から、主として福祉施設に恵まれない中小企業に働く青少年のために、日々の余暇における憩いや、レクリエーション・クラブ活動、教養向上活動等の健全な余暇活動のための場を提供するとともに、それらの青少年に対する相談・指導を行うこと等を目的に、地方公共団体に補助金を交付し、勤労青少年ホームの設置普及を図ってきている。昭和 53 年度末現在、全国で 395 箇所設置されており、54 年度は更に 27 箇所増設中である（表 55）。

また、勤労青少年ホームの運営については「勤労青少年ホームの設置及び運営についての望ましい基準」（昭和 48 年 6 月労働省告示第 36 号）に基づき、地域の実情を考慮し、その機能の一層の充実を図るため指導を行っている。

更に、労働省では、勤労青少年ホームにおける活動の充実を促進するため、次のような指導・奨励策を講じている。

イ) クラブ活動の奨励

勤労青少年ホーム等を拠点とする勤労青少年クラブで、活動の内容が健全で社会的に評価され、他の模範と認められるクラブに対して「勤労青少年の日・中央大会」において毎年労働大臣はう賞を行っており、昭和 54 年は全国で 45 クラブが選ばれた。

また、勤労青少年ホームを拠点とする勤労青少年クラブを対象として実施

したレクリエーション交流会における優秀クラブに対しても、各都道府県 1 クラブあて労働大臣は賞を行っている。そのほか、クラブ活動の体験発表、意見交換等を行うための機会を設けるため、各婦人少年室及び都道府県が主体となりクラブ体験等発表会を開催している。

なお、昭和 53 年度末では全国の勤労青少年ホームで 4,645 クラブが活動している（表 56）。

（ロ） 勤労青少年生活設計講座の開催

勤労青少年がその生活の充実と発展を図るうえにおいて、各方面の学識経験者の指導、援助が必要であることにかんがみ、「勤労青少年の生活設計講座」を勤労青少年ホームにおいて開催している。

昭和 53 年度は 48 箇所で開催された。

（ハ） 勤労青少年教養講座の開催

勤労青少年の職業生活の充実及び社会人としての資質の向上に資するため、勤労青少年ホームにおいて教養講座を開催し、勤労青少年がその職業生活の向上に関連する知識・技能の修得を促進している。昭和 53 年度は全国 162 箇所で開催された。

ホ 勤労青少年スポーツ活動の振興

スポーツ活動は、勤労青少年の心身のバランスのとれた成育を促すうえから、また、余暇の健全な活用のうえからも重要であるが、勤労青少年は同世代の在学青少年に比べ、スポーツ活動をする機会に恵まれていない。このため、スポーツ活動の振興を図り、スポーツ活動の日常化を促進するため、勤労青少年ホームにおいて「勤労青少年スポーツ教室」を開催するとともに、長野県富士見高原において「全国 10 マイルマラソン大会」を実施している。

「勤労青少年スポーツ教室」の種目は卓球、バドミントン、バレーボール、テニス、ソフトボール等、実施希望の強い種目のなかから実施可能な種目を選び基本的な解説及び実技指導を行っており、昭和 53 年度は全国 185 箇所で開催された。

「全国勤労青少年 10 マイルマラソン大会」は昭和 54 年で第 6 回を迎え、

5月27日全国から234名の参加により実施された。

なお、昭和54年度から「勤労青少年スポーツ交流会」を新たに開催している。これは全国を北海道、東北、北関東・新潟、南関東・甲信、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州の10ブロックに分け、ブロック内の勤労青少年ホーム利用者によるスポーツ交流会で、種目はバレーボール、卓球、バドミントン、ソフトボール、水泳、スキー等のうちから1種目を選んで実施している。

(2) 勤労青少年指導者の養成、確保に関する施策

勤労青少年が健やかに成育するうえで熱意と能力のある指導者の存在が極めて重要な役割を果たしている。このため優秀な勤労青少年指導者の養成・確保を積極的に進めている。

イ 勤労青少年指導者大学講座の実施

「勤労青少年指導者大学講座（昭和51年4月開設、教育期間1年間）」は、勤労青少年の余暇活動等に関し、勤労青少年や各種指導者を指導する専門的技術的資質を備えた指導者の養成を目的としており、修了者は地方公共団体や公共の施設等で活躍している。講座は、新規大学卒業者や地方公共団体の職員等に対し、受講手当を支給し、青少年問題、労働問題、時事問題、職場適応問題、余暇問題、組織管理論、相談・指導技術など広範囲にわたる講義研修のほか、勤労青少年ホームと企業における実地研修を行っており、昭和53年度は3期生15名（定員）が修了した。

ロ 勤労青少年ホーム指導員資格講習会の開催（勤労青少年福祉法第16条関係）

勤労青少年ホーム指導員は、勤労青少年ホームにおいて、勤労青少年のレクリエーション、グループ活動等の積極的余暇活動に関する指導や生活・職業相談等に当たる職員である。労働省では毎年「勤労青少年ホーム指導員資格講習会」を実施しており、昭和53年度は116名が修了した。

ハ 勤労青少年福祉推進者講習会の開催（勤労青少年福祉法第13条関係）

勤労青少年福祉推進者は、勤労青少年福祉法に基づき、20歳未満の勤労青少年を常時20人以上雇用している事業場ごとに事業主が選任するもので、勤労青少年の職場適応や労働条件、技能の習得、職業生活等、職業、職場に関する問題についての相談・指導、レクリエーション等の事項を担当し、勤労青少年の福祉増進のための中核的役割を果たすものであるが、その資質向上を図るため、労働省が策定した実施要領に基づき、昭和46年度から各都道府県が中心となり、「勤労青少年福祉推進者講習会」を実施している。

講習は「勤労青少年福祉推進者講習教科基準」により、教科及び時間数が定められており、講習の課程は一般課程及び研究課程からなっている。一般課程は新たに選任された推進者又は選任予定者に対し、できるだけ早期に基礎的な知識、技法を講義を主体にして実施している。研究課程は原則として一般課程の修了者で、推進者の業務に若干の期間従事した者に対し、その業務遂行上の問題点を中心として追指導を行うものである。昭和53年度の勤労青少年福祉推進者講習会修了者は一般課程933名、研究課程460名であった。なお、昭和54年4月1日現在、全国の13,524事業場に19,418名の勤労青少年福祉推進者が置かれている（表57）。

二 勤労青少年福祉員の活動への援助

勤労青少年福祉員は、勤労青少年の福祉増進のために中小企業団体が選任するもので、余暇の有効活用、職場適応の促進、労働条件の改善等について相談・指導に当たるものである。

本制度は昭和33年「年少労働者福祉員制度」として発足したもので、以来、労働省では中小企業に働く年少労働者の保護と福祉増進を図るため、中小企業団体に対してその設置の勧奨を行ってきたが、情勢の変化に対応して昭和52年4月、制度の改正を行い、名称を「勤労青少年福祉員」と改め、対象者を従来の年少労働者（18歳未満）から、おおむね25歳未満の勤労青少年に広げ、更に役割も従来の保護・福祉の推進だけでなく、積極的余暇活動、職場適応等の分野をも含むものとしたものである。

勤労青少年福祉員に対しては労働大臣から奨励状を交付しており、また、

連絡協議会・研究講習会等の開催、資料提供等により勤労青少年福祉員の自主的、積極的活動のための援助を行っている。昭和53年12月1日現在、全国の2,327の中小企業団体に3,402名の勤労青少年福祉員が置かれている(表57)。

ホ 婦人少年室協助力員及び婦人少年室特別協助力員制度の活用

婦人少年室協助力員(昭和28年労働省訓令第3号により設置)及び婦人少年室特別協助力員(昭和45年労働省訓令第2号により設置)は、社会的信望があり、婦人・青少年問題に深い理解と関心を持つ者から労働大臣が委嘱するもので、勤労青少年関係では労働条件、職場環境、余暇の活用に関する相談・指導等に当たっており、昭和54年4月現在、婦人少年室協助力員2,910名、婦人少年室特別協助力員139名が置かれている。

ヘ 勤労青少年福祉シンポジウムの開催

全国の勤労青少年ホーム館長、勤労青少年福祉推進者、勤労青少年福祉員等の勤労青少年福祉関係者が一堂に会し、勤労青少年の福祉の増進や健全な育成に関する諸問題について、総合的に研究討議を行うとともに広く意見を交換して相互の理解と連携を深めるため、昭和47年度から「勤労青少年福祉シンポジウム」を開催している。昭和53年度は10月25日東京都千代田区日経ホールにおいて、約600名の参加者により「勤労青少年の現況と指導者の役割」をテーマとして開催された。

(3) 年少労働者の保護に関する施策

労働基準法では、原則として満15歳に達しない児童の就労を禁止するとともに、満15歳以上18歳未満の年少者については、いまだ发育過程にあるため、健康上、風紀上、危険防止のうえから「時間外、休日、深夜」労働を禁止し、また、危険有害業務への就労を禁止するなどの保護規定を設けている。特に最近の就業構造の変化等による労働者の就労形態や労働条件の多様化の進行している中で、問題のある業種等について、労働条件の向上に関する指導啓発と実情は握のために、事業主に対する説明会、年少労働者の座談会、実態調査等を実施している。

昭和53年度は、昭和52年度に実施した「中学生・高校生のアルバイト実態調査」の結果、休日・労働時間・安全衛生教育等労働基準法等の規定に抵触する種々の問題がみられたことから引き続き中学生・高校生のアルバイト問題に関する指導啓発を行うことを重点的に採り上げた。このため、全国の婦人少年室においては、アルバイト雇用事業主に対する説明会、学校の生活指導担当教師との懇談会等各種会合を開催するとともに、報道機関を通じての広報活動、リーフレット「高校生などをアルバイトとして雇用する事業主の皆さんへ」の配布、事業主団体あるいは教育委員会に対し、事業主あるいは生徒に対する指導を要請する文書を送付するなど指導啓発を行った。

(4) 国際児童年関連事業

昭和54年は、国連総会において決議された国際児童年であることにかんがみ、国際児童年事業推進会議において決定された推進方針にそって次のような事業を推進実施中である。

イ 勤労青少年による募金活動の促進

全国の勤労青少年ホーム利用者を中心とする勤労青少年による開発途上国児童のための募金活動を促進し、ボランティア活動の気運を助長するとともに、勤労青少年の国際的視野を広めることを趣旨として現在実施中である。

ロ 年少労働行政セミナーの実施

国際児童年に当たり、アジアの開発途上諸国の児童・年少労働行政担当者に対して、我が国の児童・年少労働問題に関する経験と現状及び各種施策等を紹介し、これらの諸国における年少労働行政の発展に寄与することを目的として、8月2日から9月7日まで国際協力事業団の協力により9箇国9名の参加により、東京インターナショナル・センター（TIC）で実施した。

表 5 5 年度別，都道府県別，勤労青少年ホーム設置状況

区 分	昭和 32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	計
北海道						1		1		1	3	2	2	1	2	1	2	2	1	2	1	2	2	27
青森														1	2		1		1	1	1	1	11	
岩手								1					2	2	2	2	2	3	2	1	1	1	19	
宮城					1				1	1	1	1		1	1			1		2	1	1	17	
秋田									1				1	1	1	2	2	1	1		1	1	9	
山形								1				1	1	1	1	2		1				1	7	
福島									1			2		1	1	2	1	1		1		1	10	
茨城									1	2		1		1	1	2	2	1	1			1	12	
栃木									1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	14	
群馬						1				1	1			1	2	2	1	2		1		1	2	
埼玉県						1			1	1		1			1			2	1	1			9	
千葉県														1									0	
東京都									1	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
新潟							1		1			1	1	1	1	1	2	1	1			1	13	
富山								1		1				1	1	1						1	6	
石川									1						1	1		1	1		1	1	7	
福井																	1			1	1	1	5	
山梨									1					1		2	1	3	2		1	2	15	
長野						1					1			1	1	1	1				1	1	8	
岐阜							1			2	1	2	1	1	1	2	1			1	1	1	15	
静岡県										1	1			1	1	1	1	1			1	1	11	
愛知	1							1				1	1	1		1	1						5	
三重										1			1		1	1		1		2		1	8	
滋賀					1									1		1	1						6	
京都府				1	1				1	1	1		1	2	1	2	4	3	2	2	1	1	1	
大阪府								1	1	2				1	1	1	1						24	
兵庫県														1	1				1			1	8	
奈良											2	1		1		1					1		5	
和歌山															1	1	1						2	
鳥取											1			1	1	1					1	1	8	
島根									1					1	1	1	1	1				1	11	
岡山													2	2	1	1	1	1				1	9	
広島													1		1	2	1	2	1		1		9	
山口											1				1	1	1	1					4	
徳島															1	1		1					2	
香川県														1	1	1	1		1	1			7	
愛媛								1										1					1	
高知				1		1									1		3	1		1	1	2	1	
福岡													1		1	1	1					1	5	
佐賀														1	1	2	2	1					2	
長崎														1	1	1	1				1	1	6	
熊本													1	1	1	1	2						7	
大分									1			1	1	1	1	1	1		1				8	
宮崎														1	1	1	2	1				1	7	
鹿児島															1						1	1	3	
沖縄															1								7	
計	1	0	1	2	2	4	4	8	11	18	18	17	24	32	40	47	44	58	20	17	21	26	27	422

注 1) 昭和 3 2 年度設置分は，昭和 5 3 年度末をもって廃止している。

2) 昭和 5 4 年度については，年度内に建設予定のものである。

労働省婦人少年局調べ

表56 勤労青少年ホーム利用状況（昭和53年度）

（その1）登録人員

区 分	計		男		女	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
計	259,016	100.0	106,351	100.0	152,665	100.0
15歳以上20歳未満	40,737	15.7	14,671	13.8	26,066	17.0
20歳以上25歳未満	173,778	67.1	65,722	61.8	108,056	70.8
25歳以上	44,501	17.2	25,958	24.4	18,543	12.2
男女別構成比	100.0(%)		41.1		58.9	

（備考） 集計ホーム数380

1ホーム当り登録人員682人

（その2）利用延人員

内 容	延 人 員	構 成 比
計	6,871,968人	100.0 %
ホーム主催行事	1,672,524	24.3
クラブ活動等団体利用	2,152,037	31.3
クラブ活動	2,003,242	93.1
その他	148,795	6.9
個別利用	3,047,407	44.4
体育室等	1,148,880	37.7
娯楽談話室	689,292	22.6
音楽室	181,568	6.0
図書室	139,300	4.6
和室	158,655	5.2
その他	729,712	23.9

（備考） 集計ホーム数 380

1ホーム当り平均利用延人員

年間 18,084人

月間 1,507人

1日 60人

労働省婦人少年局調べ

(その3) クラブ活動内容別利用状況

活 動 内 容		ク ラ ブ 数		利用延回数	利用延人員	
		実 数	構成比		人 員	構成比
ス ポ ー ツ	卓 球	322	6.9%	20,537	210,079人	10.5%
	バドミントン	183	3.9	9,844	137,427	6.9
	バレーボール	174	3.8	8,654	126,459	6.3
	テ ニ ス	132	2.8	6,086	86,588	4.3
	空 手	99	2.1	6,047	58,095	2.9
	バスケット	63	1.4	2,833	36,557	1.8
	少林寺拳法	52	1.1	3,216	46,423	2.3
	柔 ・ 剣 道	44	1.0	2,116	28,748	1.4
	野 球	35	0.8	863	9,848	0.5
	ソフトボール	32	0.7	998	12,768	0.6
	サ ッ カ ー	13	0.3	437	3,630	0.2
	弓・アーチェリー	11	0.2	379	2,081	0.1
	ボディビル	10	0.2	1,792	7,927	0.4
	居合・合気道	8	0.2	325	3,637	0.2
	剣道・杖 道	6	0.1	151	1,595	0.1
野 外 レ ク ス	トランポリン	5	0.1	247	2,081	0.1
	その他のスポーツ	25	0.5	1,095	8,035	0.4
	ス ポ ー ツ 愛 好	37	0.8	1,902	16,931	0.9
	小 計	1,251	26.9	67,522	798,909	39.9
	登 山	60	1.3	1,499	16,894	0.8
	ハ イ キ ン グ	45	1.0	1,360	13,361	0.7
	ス キ ー	28	0.6	516	5,450	0.3
	サイクリング	8	0.2	297	3,212	0.2
	ヨ ッ ト	5	0.1	17	209	0.0
	その他の野外レク	5	0.1	103	530	0.0
野 外 レ ク ス	レ ク 愛 好	28	0.6	754	8,924	0.4
	小 計	179	3.9	4,546	48,580	2.4

活 動 内 容		ク ラ ブ 数		利用延回数	利用延人員	
		実 数	構成比		人 員	構成比
ダ ン ス	社 交 ダ ン ス	313	6.7%	15,494	278,911人	13.9%
	フ ォ ー ク ダ ン ス	80	1.7	3,204	43,733	2.2
	民 踊	17	0.4	532	5,743	0.3
	日 本 舞 踊	8	0.2	191	1,820	0.1
	創作・モダンバレエ (ダンス)	5	0.1	154	1,664	0.1
	そ の 他 の 舞 踊	7	0.2	232	2,125	0.1
	小 計	430	9.3	19,807	333,996	16.7
美 術	絵 画	106	2.3	3,401	21,627	1.1
	陶 芸	26	0.5	1,011	8,550	0.4
	七 宝 焼	28	0.6	862	6,486	0.3
	工 芸	9	0.2	260	1,779	0.1
	彫 刻 ・ 木 彫	5	0.1	179	1,237	0.1
	そ の 他 の 美 術	4	0.1	60	429	0.0
	美 術 愛 好	10	0.2	281	2,745	0.1
	小 計	188	4.0	6,054	42,853	2.1
教 養	書 道	75	1.6	2,698	30,681	1.5
	英 会 話	34	0.7	1,069	8,045	0.4
	ペ ン 習 字	22	0.5	914	9,867	0.5
	勉強会・学習会	23	0.5	609	5,431	0.3
	読 書 会	13	0.3	239	2,475	0.1
	各 種 研 究 会	16	0.3	269	2,112	0.1
	そ の 他 の 教 養	9	0.2	269	1,707	0.1
	小 計	192	4.1	6,067	60,318	3.0
家 政	茶 道	164	3.5	5,696	47,316	2.4
	華 道	123	2.6	4,269	54,339	2.7
	料 理	122	2.6	3,873	47,156	2.4
	着 物 着 付	25	0.5	635	6,696	0.3
	和 裁	22	0.5	852	6,296	0.3
	洋 裁	12	0.3	535	4,416	0.2
	編 物	8	0.2	261	1,564	0.1
	そ の 他 の 家 政	4	0.1	88	526	0.0
	小 計	480	10.3	16,209	168,309	8.4

活 動 内 容		ク ラ ブ 数		利用延回数	利 用 延 人 員	
		実 数	構 成 比		人 員	構 成 比
音 楽	バ ン ド	320	6.9%	13,755	111,809人	5.6%
	ギ タ ー	140	3.0	5,231	33,753	1.7
	コ ー ラ ス	89	1.9	3,324	37,083	1.8
	フォークソング	87	1.9	3,619	24,472	1.2
	マ ン ド リ ン	15	0.3	527	4,322	0.2
	民 謡	13	0.3	349	3,270	0.2
	太 鼓	5	0.1	144	2,133	0.1
	その他音楽器楽	20	0.4	632	3,327	0.2
	音 楽 愛 好	91	2.0	3,979	31,093	1.6
小 計		780	16.8	31,560	251,262	12.6
趣 味	写 真	88	1.9	2,361	14,344	0.7
	演 劇	49	1.1	2,041	14,237	0.7
	人 形 劇 等	40	0.9	1,622	10,786	0.5
	囲 碁 ・ 将 棋	33	0.7	841	5,754	0.3
	旅 行	31	0.7	771	7,692	0.4
	フラワーデザイン	29	0.6	959	7,824	0.4
	アマチュア無線	20	0.4	473	3,128	0.2
	手 芸	24	0.5	507	3,127	0.2
	詩 吟	21	0.5	747	5,911	0.3
	喫 茶	13	0.3	1,505	5,675	0.3
	新 聞 ・ 文 集	9	0.2	197	958	0.0
	落 語	8	0.2	228	1,569	0.1
	映 画	6	0.1	117	1,414	0.1
	つ り	6	0.1	87	816	0.0
	文 芸	6	0.1	107	648	0.0
	そ の 他 の 趣 味	62	1.3	1,472	10,331	0.5
小 計		445	9.6	14,035	94,214	4.7
ボランティア活動		119	2.6	3,250	34,230	1.7
スポーツ親睦等総合クラブ		197	4.2	8,118	85,785	4.3
内 容 不 明		384	8.3	9,553	84,786	4.2
合 計		4,645	100.0	186,721	2,003,242	100.0

(備考)① 1 ホーム当たり平均クラブ数 12クラブ

② 1 回当たり平均利用人員 11人

労働省婦人少年局調べ

表 57 勤労青少年福祉員の設置状況及び勤労青少年福祉推進者制度の推進状況

都道府県	勤労青少年福祉員（昭 5 4. 2. 1 現在）				勤労青少年福祉推進者（昭 5 4. 4. 1 現在）			
	福祉員設置 団 体 数	福祉員数	地区別 組織数	全県組織	推進者設置 事 業 場 数	推進者数	地区別 組織数	全県組織
北海道	109	134	6	○	198	266		○
青森	68	81	6	○	84	106		
岩手	27	30		○	105	151		○
宮城	16	27			104	145		
秋田	42	60		○	141	203		○
山形	36	36		○	119	121		
福島	48	64		○	127	183		
茨城	56	68		○	208	436	4	
栃木	82	99	1		408	741		○
群馬	82	112	1		237	419	6	
埼玉	32	96			322	628		○
千葉	15	64			448	652		
東京都	19	254		○	3,102	3,102		○
神奈川県	52	140			1,212	2,121	9	
新潟	64	80			520	846	14	
富山	67	69		○	74	81		
石川	59	61			89	127		
福山	37	42		○	90	96		
山梨	20	20			52	77		
長野	56	76	3		213	341	6	○
岐阜	73	103	1	○	215	323		
静岡県	50	66		○	425	677	3	
愛知	76	139		○	1,138	1,419	3	
三重	64	74	11	○	61	78		
滋賀	38	42		○	108	211		
京都	22	55			352	661		
大阪	67	166		○	770	1,440		
兵庫	124	133		○	484	1,030	4	
奈良	39	61		○	33	33		
和歌山	33	39			128	140		
鳥取	31	40		○	41	57		
島根	34	48		○	26	37		
岡山	71	78		○	140	194		
広島	58	77		○	216	289	2	○
山口	43	45		○	226	272	5	
徳島	33	35	1	○	45	64		
香川	27	37		○	122	140		
愛媛	42	54		○	91	120	5	○
高知	26	28		○	52	53		
福岡	84	112	2		404	531	8	○
佐賀	31	34			65	70		
長崎	42	43	1		87	94		
熊本	92	101		○	102	178		
大分	29	32			132	177	1	
宮崎	30	32		○	97	145		○
鹿児島	56	81	1	○	70	89		○
沖縄	25	34	0	○	41	54		
合 計	2,327	3,402	34	31	13,524	19,418	70	12

労働省婦人少年局調べ

参 考 資 料

- 1 勤労青少年福祉法
- 2 勤労青少年福祉対策基本方針に関する公示
- 3 勤労青少年ホーム一覧
- 4 有給教育訓練休暇奨励給付金

参 考 資 料

1 勤労青少年福祉法

昭和45・5・25 法律第98号
改正 昭和53・5・8 法律第40号

目 次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 勤労青少年福祉対策基本方針等（第6条・第7条）

第3章 福祉の措置（第8条－第14条）

第4章 福祉施設（第15条－第17条）

第5章 雑則（第18条－第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、勤労青少年の福祉に関する原理を明らかにするとともに、勤労青少年について、職業指導の充実、職業訓練の奨励、福祉施設の設置等の措置を計画的に推進し、もって勤労青少年の福祉の増進を図ることを目的とする。

（基本的理念）

第2条 すべて勤労青少年は、心身の成長過程において勤労に従事する者であり、かつ、特に将来の産業及び社会をになう者であることにかんがみ、勤労青少年が充実した職業生活を営むとともに、有為な職業人としてすこやかに成長するように配慮されるものとする。

第3条 勤労青少年は、勤労に従事する者としての自覚をもち、みずからすすんで有為な職業人として成育するように努めなければならない。

（関係者の責務）

第4条 事業主は、その雇用する勤労青少年の福祉を増進するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、勤労青少年の福祉を増進するように努めなけれ

ばならない

- 3 事業主がその雇用する勤労青少年の福祉の増進のための措置を講じ、又は国若しくは地方公共団体が勤労青少年の福祉の増進のための施策を講ずるにあたっては、事業主又は国若しくは地方公共団体は、その措置又は施策を通じて、前2条に規定する基本的理念が具現されるように配慮しなければならない。

（勤労青少年の日）

第5条 ひろく国民が勤労青少年の福祉についての関心と理解を深め、かつ、勤労青少年がみずからすすんで有為な職業人としてすこやかに成育しようとする意欲をたかめるため、勤労青少年の日を設ける。

- 2 勤労青少年の日は、7月の第3土曜日とする。

- 3 国及び地方公共団体は、勤労青少年の日において、その日の趣旨にふさわしい事業が実施されるように努めなければならない。

第2章 勤労青少年福祉対策基本方針等

（勤労青少年福祉対策基本方針）

第6条 労働大臣は、勤労青少年の福祉に関する施策の基本となるべき方針（以下「勤労青少年福祉対策基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 勤労青少年福祉対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- ① 勤労青少年の職業生活の動向に関する事項

- ② 勤労青少年の福祉の増進について講じようとする施策の基本となるべき事項

- 3 勤労青少年福祉対策基本方針は、勤労青少年の労働条件、意識並びに地域別、産業別及び企業規模別の就業状況等を考慮して定められなければならない。

- 4 労働大臣は、勤労青少年福祉対策基本方針を定めるにあたっては、あらかじめ、婦人少年問題審議会の意見をきくほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

- 5 労働大臣は、勤労青少年福祉対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、

その概要を公表するものとする。

6 前2項の規定は、勤労青少年福祉対策基本方針の変更について準用する。

（都道府県勤労青少年福祉事業計画）

第7条 都道府県知事は、勤労青少年福祉対策基本方針を参酌して、当該都道府県における勤労青少年の福祉に関する事業の基本となるべき計画（以下「都道府県勤労青少年福祉事業計画」という。）を策定するように努めなければならない。

2 都道府県知事は、都道府県勤労青少年福祉事業計画を定めるにあたって必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の長の意見をきくものとする。

3 前条第2項、第3項及び第5項の規定は、都道府県勤労青少年福祉事業計画の策定について、同条第5項及び前項の規定は、都道府県勤労青少年福祉事業計画の変更について準用する。この場合において、同条第5項中「労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第3章 福祉の措置

（職業指導等）

第8条 職業安定機関は、勤労青少年がその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を選択することを促進するため、勤労青少年その他関係者に対して雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、勤労青少年の特性に適応した職業指導を行なう等必要な措置を講ずるものとする。

第9条 職業安定機関は、勤労青少年が職業に適応することを容易にするため、その就職後においても、勤労青少年その他関係者に対して、相談に応じ、及び必要な指導を行なうことができる。

第10条 職業安定機関の長は、必要に応じ、勤労青少年が職業に適応することを容易にするため、勤労青少年その他関係者に対して、相談に応じ及び必要な指導を行なうことを当該業務について熱意と識見を有する者に委託することができる。

（職業訓練に関する啓もう宣伝等）

第11条 国，都道府県及び雇用促進事業団は，勤労青少年が職業に必要な技能（これに関する知識を含む。）を習得することを促進するため，勤労青少年その他関係者に対して，職業訓練に関する啓もう宣伝を行なう等必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（職業訓練又は教育を受ける勤労青少年に対する配慮）

第12条 事業主は，その雇用する勤労青少年が職業訓練法（昭和44年法律第64号）第10条に規定する準則訓練又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条に規定する高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程等で行う教育を受ける場合は，当該勤労青少年が職業訓練又は教育を受けるために必要な時間を確保することができるような配慮をするように努めなければならない。

○本条……一部改正（昭和53・5法律40号附則17条）

（勤労青少年福祉推進者）

第13条 事業主は，その雇用する勤労青少年が職場に適応することを容易にするため，事業場ごとに，必要な指導，相談，レクリエーション等の事項を担当する者（以下「勤労青少年福祉推進者」という。）を選任するように努めなければならない。

2 前項の事業場の範囲及び勤労青少年福祉推進者の資格に関する事項は，労働省令で定める。

（余暇の有効活用）

第14条 国及び地方公共団体は，勤労青少年の勤労による疲労の回復とすこやかな育成に資するため，勤労青少年の勤労の余暇の有効な活用に必要なレクリエーションその他の事業が実施されるように努めるとともに，勤労青少年の健全なクラブ活動を援助する等必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第4章 福祉施設

（勤労青少年ホーム）

第15条 地方公共団体は，必要に応じ，勤労青少年ホームを設置するように

努めなければならない。

2 勤労青少年ホームは、勤労青少年に対して、各種の相談に応じ、及び必要な指導を行ない、並びにレクリエーション、クラブ活動その他勤労の余暇に行なわれる活動のための便宜を供与する等勤労青少年の福祉に関する事業を総合的に行なうことを目的とする施設とする。

3 労働大臣は、勤労青少年ホームの設置及び運営についての望ましい基準を定めるものとする。

（勤労青少年ホーム指導員）

第16条 勤労青少年ホームには、勤労青少年に対する相談及び指導の業務を担当する職員（以下「勤労青少年ホーム指導員」という。）を置くように努めなければならない。

2 勤労青少年ホーム指導員は、その業務について熱意と識見を有し、かつ、労働大臣が定める資格を有する者のうちから、選任するものとする。

（雇用促進事業団が設置する施設）

第17条 雇用促進事業団は、雇用促進事業団法（昭和36年法律第116号）第19条第1項第5号の福祉施設のうち、勤労青少年に係るものの設置及び運営を行なうにあたっては、勤労青少年の職業生活の動向及び生活の実態に即応するように配慮しなければならない。

第5章 雑 則

（国の助言等）

第18条 国は、勤労青少年の福祉を増進するための事業を推進するために必要な助言、指導その他の援助を行なうように努めなければならない。

（調査等）

第19条 労働大臣は、勤労青少年福祉対策基本方針を定めるについて必要な調査を実施するものとする。

2 労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

3 労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告

を求めることができる。

（船員に関する特例）

第20条 船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第6条第1項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第6条第1項、同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）、同条第5項（同条第6項及び第7条第3項において準用する場合を含む。）、第7条第3項及び第19条中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第6条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）中「婦人少年問題審議会」とあるのは「船員中央労働委員会」と、第13条第2項中「労働省令」とあるのは「運輸省令」とする。

附 則（抄）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53・5・8法律第40号）（抄）

第1条 この法律は、昭和53年10月1日から施行する。

2 勤労青少年福祉対策基本方針に関する公示

勤労青少年福祉法（昭和45年法律第98号）第6条第1項の規定に基づき、勤労青少年福祉対策基本方針を次のように定めたので、同条第5項の規定により公示する。

昭和51年6月7日

労働大臣 長谷川 峻

勤労青少年福祉対策基本方針 （全文略、以下にその概略を示す）

勤労青少年福祉対策基本方針概要

第1 勤労青少年の職業生活の動向に関する事項

1 職業生活に関する動向

(1) 勤労青少年人口の推移と雇用の動向

15歳から24歳までの勤労青少年人口は、青少年人口の絶対数の減少、進学率の上昇から、昭和50年の818万人から、昭和55年には約700万人に減少するものと考えられる。

なお、勤労青少年については、今後も労働力需要超過の状況が続くものと予想され、また、都市へ集中する傾向は、弱まりながらも引き続き続くものと考えられる。

(2) 職場生活の動向

進学率の上昇から、大学卒業者のグレーカラー職種等幅広い職業への進出が予想される等、勤労青少年の職業分野の変化や職務内容の変化が続くと予想される。

このような状況下で、学校卒業後かなりの期間にわたり、安定した職業生活の確立に至らない者が少なくない。

(3) 余暇活動に関する動向

週休2日制の普及、労働時間の短縮が進み、余暇時間が増大し、勤

労青少年も余暇活動を重視しているにもかかわらず、実際には余暇は十分積極的に活用されていない。

2 勤労青少年の職業生活をめぐる諸問題

(1) 職業不適応と離転職に関する諸問題

高学歴化の進行、勤労青少年の職業観の変化などから、適正な職業選択が従来にも増して必要となる。実際には、職場に対する不適応、都市生活に対する不適応などから安易な離転職が見られるなど勤労青少年の職業生活の安定、充実のために好ましくないと考えられる。

(2) 余暇活動に関する諸問題

余暇活動に関する諸問題としては次の4点があげられる。

- ① 勤労青少年のための公共余暇施設は十分でない。特に、大都市について、その傾向が強い。
- ② 適切な助言や指導を行う指導者が不足している。
- ③ 勤労青少年の日常のスポーツ活動が十分でない。
- ④ 勤労青少年のうちには、仲間に恵まれない者が少なくない。

第2 勤労青少年の福祉増進に関する基本的施策

1 勤労青少年福祉に関する気運の高揚

勤労青少年の福祉の増進について、地域の実情に応じて効果的な方法により、事業主、勤労青少年及び国民各層に対する指導啓発を行う。特に「勤労青少年の日」を中心として、諸事業を展開する。

2 職業選択の適正化と職業適応に関する措置

大学卒業者を含め、勤労青少年が正しい自己理解と十分な職業情報に基づいて適切な職業選択を行い得るよう、職業安定機関と学校その他関係機関との連携い体制を強化し、職業指導、職業相談の充実に努める。

3 職業訓練の奨励

大学卒業者を含め勤労青少年が、学歴、職歴、性別などにこだわらずに能力の開発向上をはかり得るよう、職業訓練制度の充実と職業訓練の奨励に努める。また技能を尊重し、正しく評価する気運の高揚に努める。

4 企業内における福祉対策の推進

(1) 勤労青少年福祉推進者制度の充実

勤労青少年福祉推進者の未選任事業場に対する選任勧奨，講習会等による資質の向上をはかる他，事業主に対して必要な指導啓発を行う。

(2) 職場環境の整備

事業主に対し，作業環境の整備，安全衛生教育の充実等職場環境の整備，向上について指導する。

5 健全な余暇活動の推進

(1) 福祉施設の整備

勤労青少年の日常における健全な余暇活動のための施設として，勤労青少年ホーム，勤労青少年体育施設の増設に努める。特に大都市における設置を推進する。勤労青少年ホームの施設内容については，スポーツ関係施設の充実に重点をおくものとする。

(2) 指導者の育成

勤労青少年の余暇活動を中心とする指導助言に当たる指導者の養成確保，特に専門的な指導者の養成配置に務める。

(3) スポーツ活動の振興

スポーツ講習会の実施等により，初心者に対する指導と，マラソン等簡易スポーツの普及に努め，勤労青少年のスポーツ活動の日常化を図る。

(4) クラブ活動の振興

勤労青少年が仲間づくりを進めるうえでの有効な方法としての活動の指導，援助を行う。また，勤労青少年が，地域内または他地域の仲間と広く接するよう，クラブ相互間の交流を促進する。

3 勤労青少年ホーム一覧

都道府県名	ホーム名	所在地	電話番号	休館日
北海道	札幌市中央 勤労青少年ホーム	〒060 札幌市中央区南4条東4丁目	011-241-8439	月曜日
	滝川市	〒073 滝川市本町 5-3-31	01252-3-2801	日曜日
	根室市	〒087 根室市弥生町 2-5	01532-3-4747	日曜日
	帯広市	〒080 帯広市西7条南 8-1	0155-23-4893	日曜日
	小樽市	〒047 小樽市緑町 1-9-4	0134-24-0909	日曜日
	室蘭市	〒050 室蘭市東町 1-20-27	0143-44-1135	火曜日
	旭川市	〒070 旭川市常盤公園内	0166-22-3224	日曜日
	札幌市円山	〒060 札幌市中央区北8条西 24	011-631-7647	水曜日
	稚内市	〒097 稚内市大黒町 3-4-30	01622-3-3643	金曜日
	北見市	〒090 北見市常盤町 2-1-68	0157-23-4255	日曜日
	苫小牧市	〒053 苫小牧市旭町 3丁目 1-12	0144-33-4525	月曜日
	深川市	〒074 深川市 4条 18-2	01642-3-4549	水曜日
	札幌市アカシア	〒065 札幌市東区北22条東1丁目	011-752-7959	月曜日
	美唄市	〒072 美唄市西4条北2丁目	01266-4-4523	日曜日
	三笠市	〒068-21 三笠市若草町 282	01267-2-3542	月曜日
	岩見沢市	〒068 岩見沢市 5条西7丁目 4	01262-3-9235	日曜日
	札幌市ポプラ	〒062 札幌市白石区平和通1-南10	011-862-8802	水曜日
	音更町	〒080-01 河東郡音更町 柏寿台1	01554-2-2263	水曜日
	網走市	〒093 網走市桂町 13	01524-3-3396	月曜日
	羽幌町	〒078-44 苫前郡羽幌町南7条 3-1	01646-2-1186	火曜日
	池田町	〒083 中川郡池田町字西2条1丁目地先	01557-2-5222	火曜日
	余市町	〒046 余市郡余市町 大川町10丁目 6	01352-3-5939	日曜日
	増毛町	〒077-02 増毛郡増毛町 大字 暑寒沢村 25	01645-3-2427	月曜日
	札幌市豊平	〒062 札幌市豊平区豊平8条11丁目 4番地	011-823-5256	月曜日
	茅室町	〒082 河西郡茅室町東1条 8丁目 1番地	01556-2-0060	月曜日
	(釧路市)	—	—	

都道府 県 名	ホ ー ム 名	所 在 地	電話番号	休 館 日
北海道 青 森 岩 手	(広尾町) 勤労青少年ホーム	—	—	—
	※ 支笏湖勤労青少年 フレンドシップセンター	〒066-02 千歳市モラップ	012325-2055	—
	八戸市 勤労青少年ホーム	〒031 八戸市沼館 2-13-20	0178-22-8612	第 2, 4 日曜日 第 1, 3 月曜日 火曜日 祝日の翌日
	青森市	〒030 青森市松原 1-6-3	0177-35-1649	月曜日
	弘前市	〒036 弘前市五十石町 7	0172-34-4361	月曜日
	三沢市	〒033 三沢市幸町 1-7-5	01765-3-6257	第 1, 3, 5 月曜日 第 2, 4 日曜日
	むつ市	〒039-51 むつ市大湊上町 3-12	01752-4-2410	水曜日
	十和田市	〒034 十和田市西 3 番町 2-12	01762-3-3286	木曜日
	黒石市	〒036-03 黒石市大字内町 26-1	01725-2-1612	火曜日, 祝日 の翌日
	五所川原市	〒037 五所川原市字栄町 20	01733-4-3602	日曜日
	三戸町	〒039-15 三戸郡三戸町大字川守田 字関根 4-1	01792-2-0173	第 1, 3 水曜日 第 2, 4 日曜日 祝日の翌日
	鯉ヶ沢町	〒038-27 西津軽郡鯉ヶ沢町大字舞 戸町字小夜 51	01737-2-4705	月曜日
	(大間町)	—	—	—
	盛岡市 勤労青少年ホーム	〒020 盛岡市中央通 3-11-15	0196-23-2701	金曜日
	北上市	〒024 北上市幸町 1-1	01976 3-5812	水曜日
	宮古市	〒027 宮古市宮町 3-2-3	01936-2-7712	水曜日
	一関市	〒021 一関市田村町 3-20	01912-3-7869	日曜日
	花巻市	〒025 花巻市南川原町 182-5	01982-3-4839	金曜日
	大船渡市	〒022 大船渡市盛町中道下 1	01922-7-4203	水曜日
岩 手	陸前高田市	〒029-22 陸前高田市高田町字砂畑 73	01925-5-2941	日曜日
	水沢市	〒023 水沢市字大鐘 67-2	01972-4-2917	日曜日
	久慈市	〒032 久慈市川崎町第 1 地割 66-49	01945-3-2320	日曜日
	江刺市	〒023-11 江刺市岩谷堂字下谷地 27	01973-5-2111	日曜日
	遠野市	〒028-05 遠野市新町 1-10	01986-2-4411	月末の火曜日
	二戸市	〒028-61 二戸市石切所字穴切 20	01952-3-4174	月曜日
	胆沢町	〒023-03 胆沢郡胆沢町小山字館 130	01974-7-0527	日曜日
	雫石町	〒020-05 岩手郡雫石町 40 地割字千 刈田	01969-2-0611	日曜日

都道府県名	ホーム名	所在地	電話番号	休館日
岩手	東山町 勤労青少年ホーム	〒029-03 東磐井郡東山町長坂字町裏 179	01914-7-2243	月曜日
	大東町	〒029-05 東磐井郡大東町摺沢字新右エ門土手 13-6	01917-5-2229	日曜日
	一戸町	〒028-53 二戸郡一戸町高善寺字大川鉢 24-9	01953-3-2111	金曜日
	紫波町	〒028-33 紫波郡紫波町日詰字西裏 54-1	01967-6-2344	日曜日
	(盛岡市第2)	—	—	—
	※釜石 勤労福祉センター	〒026 釜石市嬉石町 1-7-8	01932-4-2241	第1,3月曜日 第2,4日曜日
	仙台市一番町 勤労青少年ホーム	〒980 仙台市一番町 2-1-4	0222-22-2319	水曜日
	石巻市	〒986 石巻市日和ヶ丘 1-5-6	0225-93-0919	日曜日
	古川市	〒989-61 古川市大柿千刈町 7	02292-3-2384	火曜日
	白石市	〒989-02 白石市字益岡 9-1	02242-5-3720	第1,3水曜日 第2,4日曜日
宮城	塩釜市	〒985 塩釜市北浜 4-6-52	02236-4-6483	火曜日
	名取市	〒981-12 名取市大手町 5-6-1	02238-2-0829	日曜日
	仙台市卸町	〒983 仙台市卸町 2-12-9	0222-94-2409	水曜日
	多賀城市	〒985 多賀城市鶴ヶ谷 1-6-2	02236-4-9747	第2,4日曜日 第1,3,5火曜日
	角田市	〒981-15 角田市字牛館 19-5	02246-3-2224	日曜日
	岩沼市	〒989-24 岩沼市桜 2-8-30	02232-2-3394	火曜日 第2,4日曜日
	中新田町	〒981-42 加美郡中新田町四日市場字船橋 243	02296-3-5332	月曜日
	鹿島台町	〒989-41 志田郡鹿島台町木間塚字小谷地 504-1	02295-6-2510	第1,3,5日曜日 第2,4月曜日
	涌谷町	〒987-01 遠田郡涌谷町字下道 69	02294-2-3113	水曜日
	桃生町	〒986-03 桃生郡桃生町城内字東嶺 164	02257-6-4565	月曜日
秋田	七ヶ浜町	〒985 宮城郡七ヶ浜町吉田浜字野山 5-9	022357-3302	第1,3日曜日 第2,4,5月曜日
	(泉市)	—	—	—
	(山元町)	—	—	—
	※柴田町	〒989-16 柴田郡柴田町大字船岡字館山 19-1	02245-4-3411	火曜日
	秋田県能代 勤労青少年ホーム	〒016 能代市青葉町 5-37	01855-2-3129	月曜日
	大館市	〒017 大館市三の丸 60	01864-2-0872	日曜日
	横手市	〒015 横手市城西町 1-1	01823-2-1507	水曜日
	湯沢市	〒012 湯沢市佐竹町 4-52	01837-3-4950	木曜日

都道府県名	ホー ム 名	所 在 地	電話番号	休 館 日
秋 田	大曲市 勤労青少年ホーム	〒014 大曲市大町 7-2	01876-2-1312	金曜日
	本荘市 "	〒015 本荘市美倉町 30	01842-2-5425	日曜日
	男鹿市 "	〒010-05 男鹿市船川港金川姫ヶ沢 150-4	01852-4-3381	日曜日
	鹿角市 "	〒018-52 鹿角市花輪字扇の間 7-1	01862-3-6701	
	(矢島町) "	—	—	
山 形	※秋田市 "	〒010 秋田市八橋片田添 83	0188-24-5377	水曜日
	山形市 勤労青少年ホーム	〒990 山形市緑町 4-15-12	0236-23-0746	日曜日
	上山市 "	〒999-31 上山市長清水字鞍掛226-1	02367-2-0007	日曜日
	長井市 "	〒993 長井市宮 1288-4	02388-3-2716	火曜日
	南陽市 "	〒999-22 南陽市三間通 420-1	02384-3-5000	水曜日
	寒河江市 "	〒991 寒河江市大字西根字石川西 335	02378-6-2192	火曜日
	村山市 "	〒995-01 村山市大字大久保甲610	02375-4-2320	
	天童市 "	〒994 天童市大字天童甲 3054-1	02365-4-4520	火曜日
	福島市	〒970 いわき市平谷川瀬字三十九町 10	0246-74-8647	第1,3火曜日 第2,4,5日曜日
	郡山市 "	〒963 郡山市麓山 1-8-4	0249-32-3027	月曜日
福 島	二本松市 "	〒964 二本松市榎戸 1-92	02432-2-5121	水曜日
	いわき市勿来 "	〒970 いわき市金山町朝日台 1	02466-3-2879	第1,3火曜日 第2,4,5日曜日
	喜多方市 "	〒966 喜多方市字舞台田 3119-1	02412-2-1405	第2,4,5日曜日 第1,3水曜日
	原町市 "	〒975 原町市三島町 2-45	02442-2-2047	第2,4,5日曜日 第1,3月曜日
	会津若松市 "	〒965 会津若松市城東町 14-52	02422-6-6661	月曜日
	本宮町 "	〒969-11 安達郡本宮町字矢来39-1	02433-3-4488	第2,4日曜日
	須賀川市 "	〒962 須賀川市大字和田字柏崎44	02487-3-2387	月曜日
	(安達町) "	—	—	
	古河市 勤労青少年ホーム	〒306 古河市幸町 3-42	0280-32-2197	木曜日
	水戸市梅香 "	〒310 水戸市梅香 1-2-20	0292-24-6600	
茨 城	勝田市 "	〒312 勝田市中央町 14-2	0292-72-5883	第1,3水曜日 第2,4,5日曜日
	土浦市 "	〒300 土浦市文京町 9-2	0298-22-7921	月曜日
	那珂湊市 "	〒311-12 那珂湊市中央 1-1-1	02926-3-1218	第2,4,5日曜日 第1,3水曜日

都道府 県 名	ホ ー ム 名	所 在 地	電話番号	休 館 日
茨 城	竜ヶ崎市 勤労青少年ホーム	〒301 竜ヶ崎市字光順田 1759	02976-2-1415	月曜日
	水海道市 "	〒303 水海道市栄町 2680-1	02972-3-0667	月曜日
	日立市 "	〒316 日立市末広町 1-1-2	0294-35-1466	月曜日
	笠間市 "	〒309-16 笠間市石井 349	02967-2-5333	第1,2,4日曜日 第3水曜日
	水戸市五軒 "	〒310 水戸市五軒町 1-2-12	0292-26-3161	月曜日
	総和町 "	〒306-02 猿島郡総和町大字北利根10	02809-2-2505	火曜日
	高萩市 "	〒318 高萩市高浜町 1-42	02932-3-7177	月曜日
	※結城市 "	〒307 結城市結城 196-1	02963-3-3191	日曜日
栃 木	栃木市 勤労青少年ホーム	〒328 栃木市日の出町 14-36	0282-22-3113	水曜日
	鹿沼市 "	〒322 鹿沼市千手町 2609-1	0289-62-6945	月曜日
	足利市 "	〒326 足利市東砂原後町1068-1	0284-41-3402	月曜日
	宇都宮市 "	〒320 宇都宮市松原 3-1-5	0286-22-1296	金曜日
	佐野市 "	〒327 佐野市大橋町 2048-3	0283-5-2398	日曜日
	小山市 "	〒323 小山市犬塚 428-1	02852-3-3402	日曜日
	大田原市 "	〒324 大田原市美原町 3080-5	02872-2-6878	日曜日
	大平町 "	〒328 下都賀郡大平町 蔵井1480-4	02824-5191	日曜日
	田沼町 "	〒327-03 安蘇郡田沼町大字田沼884	02836-2-5610	日曜日
	今市市 "	〒321-12 今市市平ヶ崎 160	0288-22-6211	火曜日
	黒磯市 "	〒325 黒磯市上厚崎 644	02876-3-7410	日曜日
	壬生町 "	〒321-02 壬生町大字安塚1179-3	02828-6-3044	日曜日
	石橋町 "	〒329-05 下都賀郡石橋町大字石橋 1567-5	02855-3-6543	月曜日
	(宇都宮市第2) "	—	—	
群 馬	桐生市 勤労青少年ホーム	〒376 桐生市美原町 3-2	0277-44-0607	日曜日
	高崎市 "	〒370 高崎市並榎町 123	0273-23-6732	日曜日
	前橋市 "	〒371 前橋市大友町 512-1	0272-52-0500	火曜日
	太田市 "	〒373 太田市下浜田 1088-2	0276-46-0344	日曜日
	藤岡市 "	〒375 藤岡市藤岡 854-2	02742-3-2564	日曜日
	吾妻郡 "	〒377-04 吾妻郡中之条町大字西中 之条字永田原 135	02797-5-5174	月曜日

都道府 県 名	ホー ム 名	所 在 地	電話番号	休 館 日
群 馬	沼田市 勤労青少年ホーム	〒378 沼田市白岩町 甲 213	0278-4-0135	日曜日
	富岡市 "	〒370-33 富岡市田篠 1238-7	02746-4-1309	金曜日
埼 玉	川口市 勤労青少年ホーム	〒332 川口市本町 2-4-5	0482-22-3570	日曜日
	埼玉県大宮 "	〒330 大宮市高鼻町 4-130	0486- ⁴¹⁻²⁶⁵⁶ 42-4426	
	埼玉県川越 "	〒350 川越市三久保町 18-3	0492-22-5241	日曜日
	埼玉県秩父 "	〒368 秩父市熊木町 8-44	04942-3-2294	
	埼玉県飯能 "	〒357 飯能市双柳 429-1	04297-2-2113	
	埼玉県蕨 "	〒335 蕨市中央 4-21-29	0484-32-4749	第 1, 3 日曜日
	埼玉県新座 "	〒352 新座市北野 2-15-1	0484-79-0717	
	埼玉県桶川 "	〒363 桶川市末広 3-19-8	0487-28-3393	月末の日曜日
	埼玉県草加 "	〒340 草加市住吉 2-74-1	0489-28-5550	
	埼玉県和光 "	〒351 和光市新倉 1-4035-9	0484-65-4841	第 2, 4 日曜日
	埼玉県鴻巣 "	〒365 鴻巣市本町 3-12-18	0485-42-8403	第 1, 3 日曜日
	埼玉県三郷 "	〒341 三郷市大字谷口 570	0489-53-1040	
	白岡町 "	〒349-02 南埼玉郡白岡町大字小久喜 1227-1	04809-2-1111	水曜日
	(吹上町) "	—	—	
	(小川町) "	—	—	
	※埼玉県吉見町勤労青少年 フレンドシップセンター	〒355-01 比企郡吉見町大字黒岩 602	04935-4-2030	
	※川口市 青少年工業人センター	〒332 川口市栄町 3-7-1	0482-53-2882	
	※埼玉県本庄 勤労青少年ホーム	〒367 本庄市小島南 1-8-2	0495-21-1684	日曜日
	※埼玉県狭山 "	〒350-13 狭山市入間川 4-14-8	0429-53-2777	
	※埼玉県行田 "	〒361 行田市佐間 1-22-11	0485-56- ⁸⁶⁷⁴ 2649	第 3 日曜日
	※埼玉県熊谷 "	〒360 熊谷市大字石原 1407-1	0485-23-3122	
	※埼玉県蓮田 "	〒349-01 蓮田市見沼町 4-3	0487-68-8743	第 3 日曜日
	※埼玉県幸手 "	〒340-01 北葛飾郡幸手町関場 225	04804-2-5800	
千 葉	千葉県 勤労青少年ホーム	〒280 千葉市新港 43	0472-43-9589	金曜日
	船橋市 "	〒273 船橋市夏見町 2-11-44	0474-22-3979	木曜日
	茂原市 "	〒297 茂原市千代田町 2-8-12	04752-2-5090	木曜日

都道府県名	ホーム名	所在地	電話番号	休館日
千葉県	柏市 勤労青少年ホーム	〒277 柏市根戸高野台 467	0471-31-6098	木曜日
	野田市 "	〒278 野田市鶴奉 5-1	0471-22-4548	木曜日
	八千代市 "	〒276 八千代市八千代台北 8-9-12	0474-82-0913	金曜日
	旭市 "	〒289-25 旭市中谷里 8340-44	04796-2-0686	月曜日
	流山市 "	〒270-01 流山市後平井東割173	0471-59-0798	金曜日
	八日市場市 "	〒289-21 八日市場市イ辺田前2030	04797-3-4515	月曜、祝日の翌日
	※市川市 "	〒272 市川市南八幡 5-20-3	0473-25-1357 23-3404	木曜日
	※千種勤労青少年センター	〒281 千葉市千種町 286	0472-59-0201	
東京都	※全国勤労青少年会館 (サンアラサ)	〒164 東京都中野区中野 4-1-1	03-388-1151	
神奈川県	横浜市 勤労青少年ホーム	〒220 横浜市西区老松町 25	045-241-0673	月曜日
	長岡市 勤労青少年ホーム	〒940 長岡市今朝白 1-10-2	0258-32-4429	
	新潟市 "	〒051 新潟市古町通り13-5148-2	0252-22-2728	火曜日
	上越市 "	〒943 上越市本城町 8-1	0255-23-2440	日曜日
	三条市 "	〒955 三条市上町 389	02563-2-3362	日曜日
	十日町市 "	〒948 十日町市学校町	02576-7-8918	日曜日
	新発田市 "	〒957 新発田市御幸町 3-1-21	02542-3-3219	土曜日
	栃尾市 "	〒940-02 栃尾市滝の下町 1-5	02585-2-4432	
	燕市 "	〒959-12 燕市水道町 1-3-28	02566-3-5666	金曜日
	柏崎市 "	〒945 柏崎市諏訪町 6-6	02572-3-3340	日曜日
	新井市 "	〒944 新井市学校町 1-7	02557-2-4825	日曜日
	糸魚川市 "	〒941 糸魚川市大字横町 3-1	02555-2-2859	日曜日
	加茂市 "	〒959-13 加茂市大字狭口甲1082-1	02565-2-6116	月曜日
	五泉市 "	〒959-16 五泉市栗島 851	02504-3-1050	月曜と第3日曜日
	吉田町 "	〒959-02 西蒲原郡吉田町大字本所 178-1	02569-2-4100	火曜日
	小千谷市 "	〒947 小千谷市大字蔦生乙1234番地	02588-2-8510	
	六日町 "	〒949-67 南魚沼郡六日町字二日町 428-1	02577-3-6678	水曜日
	村上市 "	〒958 村上市大字瀬波 771-5	02545-3-2005	水曜日
	(両津市) "	—	—	

都道府 県 名	ホー ム 名	所 在 地	電話番 号	休 館 日
富 山	富山市第1 勤労青少年ホーム	〒930 富山市牛島町 2-3	0764-32-0241	土曜日
	高岡市 "	〒933 高岡市御馬出町 51-1	0766-22-0320	日曜日
	魚津市 "	〒937 魚津市火の宮町 1-19	0765-22-4330	日曜日
	氷見市 "	〒935 氷見市南大町 26-13	0766-72-5510	日曜日
	滑川市 "	〒936 滑川市清水町 106	0764-75-2111	日曜日
	新湊市 "	〒934 新湊市放生津野下 19-4	07668-2-6314	日曜日
	福岡町 "	〒939-01 西砺波郡福岡町 荒屋敷634	076664-3485	日曜日
	新川広域圏事務組合 "	〒939-06 下新川郡入善町下飯野364	0765-72-2788	火曜日
	小矢部市 "	〒932 小矢部市小矢部町 10-1	0766-67-0304	日曜日
	砺波市 "	〒939-13 砺波市中村 629	07633-3-1545	日曜日
	立山町 "	〒930-02 中新川郡立山町 榎 1	07646-3-4655	火曜日
	富山市第2 (小杉町) "	〒930 富山市山室字 181 —	0764-92-1256 —	土曜日
	※城端町 "	〒939-18 東砺波郡城端町969-27	07636-2-2267	第3日曜日
石 川	小松市 勤労青少年ホーム	〒923 小松市御宮町 1	0761-22-7000	日曜日
	金沢市 "	〒920 金沢市本多町 3-2-26	0762-20-2202	土曜日
	輪島市 "	〒928 輪島市河井町 18-36	07682-2-3299	水曜日
	加賀市 "	〒922 加賀市大聖寺東町 2-3	07617-2-4005	日曜日
	松任市 "	〒924 松任市成町 404	0762-76-1345	月曜日
	(七塚町) "	—	—	
	福井市 勤労青少年ホーム	〒910 福井市左内町 7-1	0776-35-1023	日曜日
福 井	丸岡坂井 "	〒910-02 坂井郡丸岡町西里丸岡 12-21	0776-66-5880	第1,2,4,5月曜日 第3日曜日
	武生市 "	〒915 武生市高瀬 2-191-1	0778-24-0444	日曜日
	金津町 "	〒919-06 坂井郡金津町東2-14-1	07767-3-3825	第1,2,4,5月曜日 第3日曜日
	朝日町 "	〒916-01 丹生郡朝日町西田中 27-8-1	07783-4-2050	第1,3日曜日
	鯖江市 "	〒916 鯖江市水落町 2-24-2	0778-52-5988	日曜日
	(敦賀市) "	—	—	
	※福井市森田 "	〒910 福井市下森田町三字 36-1	0776-56-0200	日曜日

都道府 県 名	ホ ー ム 名	所 在 地	電話番号	休 館 日
山 梨	塩山市 勤労青少年ホーム	〒404 塩山市下於曽 1704	05533-3-6955	日曜日
	山梨県東部地方 "	〒409-06 大月市猿橋町猿橋字峰通 867	05542-3-1271	月曜日
	山梨県狭南地方 "	〒409-29 南巨摩郡中富町宮木1705	055642-2770	月曜日
	山梨県狭中地方 "	〒409-38 中巨摩郡玉穂村一丁畑字 形見 1189	05527-3-6479	月曜日
	(富士北麓) "	—	—	—
長 野	上田市 勤労青少年ホーム	〒386 上田市二の丸 3-25	02682-2-7117	日曜日
	下諏訪町 "	〒393 諏訪郡下諏訪町西鷹野町 4613-4	02662-7-5204	火曜日
	長野市 "	〒380 長野市吉田 1-13-8	0262-43-1358	日曜日
	松本市 "	〒390 松本市双葉 4-8	0263-26- ¹⁰⁸³ 1084	火曜日
	更埴市 "	〒387 更埴市大字杭瀬下1150	02627-2-1056	日曜日
	岡谷市 "	〒349 岡谷市下浜 8824	02662-3-2201	日曜日
	中野市 "	〒383 中野市三好町 1-4-27	02692-2-2801	日曜日
	塩尻市 "	〒399-07 塩尻市大字広丘原新田 291-2	02635-2-0157	月曜日
	大町市 "	〒398 大町市大字常盤泉5640-4	02612-2-7658	火曜日
	伊那市 "	〒396 伊那市大字伊那 5839	02657-2-3090	日曜日
	飯山市 "	〒389-24 飯山市大字照里 1215	02696-5-2841	日曜日
	茅野市 "	〒391 茅野市宮川 4552-2	02667-2-8079	火曜日
	飯田市 "	〒395 飯田市松尾 7443	0265-22-5571	月曜日
	須坂市 "	〒382 須坂市大字小山 3-55	02624-8-0393	月曜日
	(諏訪市) "	—	—	—
	※ 富士見勤労青少年 フレンドシップセンター	〒399-02 諏訪郡富士見町落合 10039-4	02666-2-2400	月曜日
岐 阜	羽島市 勤労青少年ホーム	〒501-62 羽島市竹鼻町 86	0583-92-1126	第1,3,5月曜日, 第2,4 火曜日
	多治見市 "	〒507 多治見市弁天町 4-2	0572-22-4969	月曜日
	瑞浪市 "	〒509-61 瑞浪市土岐町 7522	0572-68-3027	月曜日
	関市 "	〒501-32 関市塔之洞字岩本3885-1	05752-2-3242	月曜日
	中津川市 "	〒508 中津川市手賀野字会所沢172-1	05736-6-5204	木曜日
	各務原市 "	〒509-01 各務原市鵜沼朝日町3丁目 163の1	0583-84-6254	月曜日
	土岐市 "	〒509-53 土岐市妻木町字東山3009- 47	05725-7-3010	火曜日

都道府 県 名	ホー ム 名	所 在 地	電話番号	休 館 日
岐 阜	(美濃市) 勤労青少年ホーム	—	—	
	※高山市 "	〒506 高山市花岡町 2-39	0577-32-0394	
静 岡	浜松市 勤労青少年ホーム	〒432 浜松市鹿谷町 11-2	0534-71-6206	日曜日
	静岡県富士 "	〒417 富士市石坂 456-5	0545-21-6129	木曜日
	清水市 "	〒424 清水市桜が丘町 7-1	0543-52-6412	月曜日
	沼津市 "	〒410 沼津市御幸町 15-1	0559-31-1071	日曜日
	島田市 "	〒427 島田市横井 2-7-9	05473-7-7376	月曜日
	磐田市 "	〒438 磐田市見付 2989-2	05383-2-8647	日曜日
	三島市 "	〒411 三島市大宮町 1-8-38	0559-75-2562	日曜日
	静岡市 "	〒420 静岡市駿府町 2-80	0542-53-0731	日曜日
	浜北市 "	〒434 浜北市貴布祢 289-3	05358-7-2201	日曜日
	湖西市 "	〒431-04 湖西市古見 1070	05357-6-2746	日曜日
	裾野市 "	〒410-11 裾野市深良 435	05599-3-3800	月曜日
	富士宮市 "	〒418 富士宮市大宮 1715-1	05442-4-0094	日曜日
	菊川町 "	〒439 小笠郡菊川町堀之内 61	05373-5-3510	日曜日
	天竜市 "	〒431-33 天竜市山東 2290-1	05392-6-1930	火曜日
	袋井市 "	〒437 袋井市上田町 267-5	05384-3-4594	日曜日
愛 知	豊橋市 勤労青少年ホーム	〒440 豊橋市健田町 55-3	0532-55-0413	金曜日
	西尾市 "	〒445 西尾市鶴ヶ崎町 6-2	05635-6-3923	月曜日
	岡崎市 "	〒444 岡崎市上大名町法屋 8	0564-51-4104	月曜日
	蒲郡市 "	〒443 蒲郡市三谷町水神町通10-2	0533-69-3815	火曜日
	稲沢市 "	〒492 稲沢市井之口沖之田 730	0587-32-7905	水曜日
	瀬戸市 "	〒489 瀬戸市熊野町 98	0561-83-3579	月曜日
	犬山市 "	〒434 犬山市大字羽黒新田上堅1-1	0568-67-3772	火曜日
	高浜市 "	〒444-13 高浜市高取町下小脇100-1	0566-52-4017	金曜日
	新城市 "	〒441-13 新城市西入船 5-2	05362-3-1123	月曜日
	尾張旭市 "	〒488 尾張旭市東大道町山の内2410 ⁻²	05615-4-4787	
	※三好町 "	〒470-02 西加茂郡三好町三好 仲ヶ山 43-2	05613-2-3044	月曜日

都道府県名	ホーム名	所在地	電話番号	休館日
愛知	※一色町 勤労青少年ホーム	〒444-04 幡豆郡一色町前野新田38-1	05637-3-4348	月曜日
	※祖父江町 "	〒495 中島郡祖父江町上牧下川田454	05879-7-2121	木曜日
三重	松阪市 勤労青少年ホーム	〒515 松阪市殿町 1563	0598-21-3430	木曜日
	桑名市 "	〒511 桑名市鍛冶町 14	0594-21-3260	日曜日
	四日市市 "	〒510 四日市市日永東 1-2-28	0593-45-3286	日曜日
滋賀	津市 "	〒514 津市大字藤方 1623-2	0592-27-4919	火曜日
	鈴鹿市 "	〒510-02 鈴鹿市白子駅前 6-33	0593-87-6125	日曜日
	大津市 勤労青少年ホーム	〒520 大津市打出浜 13-22	0775-22-7474	火曜日
	彦根市 "	〒522 彦根市尾末町 8-1	07492-2-8153	水曜日
	草津市 "	〒525 草津市野村町 58-7	07756-3-3700	日曜日
	八日市市 "	〒527 八日市市市辺町 2353	07482-2-1288	火曜日, 祝日の翌日
	安曇川町 "	〒520-12 高島郡安曇川町大字田中630-1	07403-2-1137	
	山東町 "	〒521-02 坂田郡山東町志賀谷	07495-5-3209	水曜日
	浅井町 "	〒526-02 東浅井郡浅井町野瀬	07497-6-0001	月曜日
	(甲西町) "	—	—	
京都	京都市西陣 勤労青少年ホーム	〒603 京都市北区紫野北船岡町船岡山公園内	075-451-6700	火曜日
	" 南 "	〒601 " 南区西九条南田町 72	075-671-0356	火曜日
	" 東山 "	〒605 " 東山区東大路7条上ル妙法院前側町 446	075-541-0619	火曜日
	" 下京 "	〒600 " 下京区西7条北東野町90	075-314-5636	火曜日
	福知山市 "	〒620 福知山市字岡 175-1	0773-23-1616	水曜日
	京都市山科 "	〒607 京都市山科区竹鼻4丁野町42	075-593-4911	火曜日
	※ " 中京青年の家	〒604 " 中京区東洞院通大角下ル	075-231-0640	火曜日
	※ " 伏見青年の家	〒612 " 伏見区御駕籠町 91	075-611-4910	火曜日
	大阪府立中央 勤労青少年ホーム	〒540 大阪市東区石町 2-35	06-941-2681	水曜日
	大阪市立中央 "	〒541 大阪市東区安土町 1-7	06-271-4953	月曜日
大阪	大阪府立豊中 "	〒560 豊中市北桜塚 3-1-28	06-854-1400	水曜日
	" 阿倍野 "	〒545 大阪市阿倍野区文の里1-4-2	06-628-0003	水曜日
	守口市 "	〒570 守口市菊水通 4-52	06-996-9360	火曜日

都道府 県 名	ホー ム 名	所 在 地	電話番号	休 館 日
大 阪	大阪府立東大阪 勤労青少年ホーム	〒577 東大阪市中小坂 5-14-30	06-723-1210	水曜日
	吹田市 "	〒564 吹田市寿町 2-19-20	06-383-4101	祝日の翌々日, 火曜日
	大阪市立福島 "	〒553 大阪市福島区海老江中6-1-14	06-453-0207	月曜日
	岸和田市 "	〒596 岸和田市春木宮川町 5-16	0724-38-1007	火曜日
	寝屋川市 "	〒572 寝屋川市東大和町 2-14	0720-28-0761	月曜日
	大阪市立東淀川 "	〒533 大阪市東淀川区豊里菅原町 430-2	06-327-5650	月曜日
	大阪市立旭 "	〒535 大阪市旭区森小路 2-5-29	06-955-1144	月曜日
	大阪市立天王寺 "	〒543 大阪市天王寺区味原町 10-7	06-763-3525	月曜日
	大阪市立住之江 "	〒559 大阪市住之江区浜口西3-4-22	06-674-5405	月曜日
	和泉市 "	〒594 和泉市府中町 913	0725-44-9221	水曜日
	大阪市立浪速 "	〒556 大阪市浪速区下寺町 3-2-2	06-643-0694	月曜日
	大阪市立大正 "	〒551 大阪市大正区泉尾 3-9-16	06-554-5377	月曜日
	大阪市立大淀 "	〒531 大阪市大淀区本庄東1-24-11	06-374-0870	月曜日
	大阪市立鶴見 "	〒538 大阪市鶴見区今津中1-1-14	06-967-1033	月曜日
	熊取町 "	〒590-04 大阪府泉南郡熊取町大字 野田 2183 の1	07245-3-0600	火曜日
	忠岡町 "	〒595 大阪府泉北郡忠岡町南1-9-115	0725-22-1130	木曜日
	大阪市立東住吉 "	〒546 大阪市東住吉区田辺東之町 7-1	06-699-3600	月曜日
	大阪市立西 "	〒550 大阪市西区本田町 3-10-1		
	(泉大津市) "	—	—	
	※ 泉佐野勤労青少年 フンドシッブセンター	〒598 泉佐野市日根野 5565	0724-68-0300	
	※ 高槻市 "	〒569 高槻市城西町 2-30	0726-71-5805	日曜日
	※ 大阪市立港 "	〒552 大阪市港区磯路 2-11-10	06-573-7792	月曜日
	※ 大阪市立城東 "	〒536 大阪市城東区新喜多東1-1-7	06-968-3350	月曜日
	※ 大阪市立東成 "	〒537 大阪市東成区東中本2-3-16	06-976-0300	月曜日
	※ 大阪市立平野 "	〒547 大阪市平野区瓜破3-3-64	06-707-0900	月曜日
	※ 大阪市立西淀川 "	〒555 大阪市西淀川区姫里2-13-22	06-474-7245	月曜日
	※ 大阪市立加美ユ ースセンター "	〒547 平野区加美鞍作町1-2-31	06-791-8618	月曜日
	※ 大阪市立生野 "	〒544 生野区中川東 2-4-16	06-752-8000	月曜日

都道府 県 名	ホ ー ム 名	所 在 地	電話番号	休 館 日
大 阪	※大阪市立此花ユースセンター	〒554 此花区四貫島 2-26-17	06-463-1881	月曜日
	※大阪市立藤沢会館	〒594 和泉市伯太町 5-12-6	0725-41-2921	月曜日
	※大阪市立大畑山会館	〒581 八尾市大字恩智 1045	0729-43-7236	月曜日
兵 庫	姫路市 勤労青少年ホーム	〒670 姫路市延末字手柄山 509	0792-94-0424	火曜日
	伊丹市	〒664 伊丹市瑞原 2-59	0727-82-1728	木曜日
	尼崎市	〒660 尼崎市栗山前田町 3	06-429-3020	木曜日
	高砂市	〒676 高砂市高砂町朝日町 1-2-1	07944-2-4832	火曜日
	西宮市	〒662 西宮市松原町 2-37	0798-35-5286	火曜日
	宝塚市	〒665 宝塚市御殿山 2-1-2	0797-84-1881	火曜日
	三木市	〒673-04 三木市上の丸町 8-30	07948-2-0941	火曜日
	氷上町	〒669-56 氷上郡氷上町成松字甲賀1	07958-2-3719	火曜日
	※西脇市	〒677 西脇市西脇 801-52	07952-2-6329	金曜日
奈 良	桜井市 勤労青少年ホーム	〒633 桜井市桜井 281-9	07444-2-2396	日曜日
	奈良市	〒630 奈良市大宮 1-10-2	0742-33-0516	水曜日, 祝日の翌日
	大和高田市	〒635 大和高田市大字野口20-1	0745-22-6045	火曜日, 祝日の翌日
	大和郡山市	〒639-11 大和郡山市今国府町60-9	07435-6-4581	火曜日, 祝日の翌日
	(橿原市)	—	—	
和歌山	和歌山市 勤労青少年ホーム	〒640 和歌山市寄合町 18	0734-31-2500	土曜日
	海南市	〒642 海南市日方 1290-14	07348-2-4114	水曜日
	田辺市	〒646 田辺市上屋敷町 193-14	0739-24-5109	日曜日
	御坊市	〒644 御坊市園 88-1	07382-2-5436	日曜日
	新宮市	〒647 新宮市新宮 4800	0735-21-0755	水曜日
	橋本市	〒648 橋本市東家 1-1-19	07363-3-1575	日曜日
鳥 取	鳥取市 勤労青少年ホーム	〒680 鳥取市吉成 739-1	0857-24-1702	火曜日
	倉吉市	〒682 倉吉市上井町 2-9-8	08582-6-0041	日曜日
島 根	出雲市 勤労青少年ホーム	〒693 出雲市今市町北本町 1-7	0853-21-0424	火曜日
	浜田市	〒697 浜田市殿町 123-10	08552-2-5043	火曜日
	安来市	〒692 安来市南十神町 33	08542-2-4333	日曜日

都道府県名	ホーム名	所在地	電話番号	休館日
島根	大田市 勤労青少年ホーム	〒694 大田市大田町大田4 125	08548-2-2450	火曜日
	江津市 "	〒695 江津市嘉久志町 1505-1	08555-2-2152	月曜日
	益田市 "	〒698 益田市赤城町 18-6	08562-2-8699	火曜日
	平田市 "	〒691 平田市平田町 2280-1	08536-2-3111	火曜日
	(木次町) "	—	—	
岡山	井原市 勤労青少年ホーム	〒715 井原市井原町 3619	08666-2-1364	木曜日
	倉敷市児島 "	〒711 倉敷市児島小川 2-1-10	0864-73-1523	水曜日
	岡山市 "	〒703 岡山市小橋町 1-1-30	0862-72-7881	水曜日
	津山市 "	〒708 津山市勝部 20-2	08682-2-5605	水曜日
	備前市 "	〒705 備前市伊部 2523-3	08696-4-4895	水曜日
	総社市 "	〒719-11 総社市総社 235	08669-2-5558	水曜日
	笠岡市 "	〒714 笠岡市六番町 1-10	08656-3-4055	水曜日
	倉敷市水島 "	〒710 倉敷市連島町亀島新田 577	0864-46-6288	水曜日
	玉野市 "	〒706 玉野市田井 760	0863-31-9101	水曜日
	新見市 "	〒705 新見市下熊谷 23 の 4	08677-2-3375	水曜日
	(高梁市) "	—	—	
広島	福山市福山 勤労青少年ホーム	〒720 福山市草戸町 2276-1	0849-53-2006	水曜日
	府中市 "	〒726 府中市用土町城山 438-1	0847-45-6560	水曜日
	広島市 "	〒730 広島市八丁堀 3-2	0822-22-2513	日曜日
	三原市 "	〒723 三原市城町 6	08486-3-4077	日曜と 11月15日
	尾道市 "	〒722 尾道市西土堂町 18-5	0848-22-5396	日曜と4月17日
	五日市町 "	〒738 佐伯郡五日市町新宮苑 11-43	0829-22-8424	水曜日
	福山市松永 "	〒729-01 福山市松永町甲 393	08485-3-5320	水曜日
	海田町 "	〒736 安芸郡海田町海田市 158 の 1	08282-3-1936	日曜日
	(広島市第2) "	—	—	
山口	徳山市 勤労青少年ホーム	〒745 徳山市岐山通 2-10	0834-22-8722	水曜日
	防府市 "	〒747 防府市緑町 1-9-2	0835-23-1500	
	下関市 "	〒750 下関市大字彦島字老の山公園 1-1	0832-67-1146	火曜日

都道府 県名	ホー ム 名	所 在 地	電話番号	休 館 日
山 口	光市 勤労青少年ホーム	〒743 光市大字光井 3946-1	0833-72-2245	水曜日
	新南陽市 "	〒746 新南陽市大字富田 2569	0834-62-0001	火曜日
	平生町 "	〒742-11 熊毛郡平生町大字平生村 字横割 178	08205-6-4219	日曜日
	山陽町 "	〒757 厚狭郡山陽町大字鴨庄 3-5	08367-2-1998	水曜日、 火曜の午後
	美禰市 "	〒759-22 美禰市大嶺町東分285-1	08375-2-3500	火曜日
	小野田市 "	〒756 小野田市第一日の出町	08368-3-3146	月曜日
	※ 宇部市 勤労青少年会館	〒755 宇部市松山町 1-12	0836-31-5515	
	※ 柳井市 勤労青少年ホーム	〒742 柳井市大字柳井 3718	08202-2-0680	月曜の夜間
	徳島市 勤労青少年ホーム	〒770 徳島市福島 1-19	0886-52-7914	日曜日
	阿南市 "	〒774 阿南市富岡町トノ町 24-21	08842-2-4572	日曜日
香 川	藍住町 "	〒771-12 板野郡藍住町奥野字矢上 前 32-1	088692-3620	日曜日
	鳴門市 "	〒772 鳴門市撫養町南浜字東浜27-3	08868-5-5179	月曜と5月15日
	小豆島 勤労青少年ホーム	〒761-44 香川県小豆郡内海町西村 甲 1792-1	08798-2-0201	日曜日
	志度町 "	〒769-21 香川県大川郡志度町大字 鴨庄 1038	08789-5-2200	
愛 媛	新居浜市 勤労青少年ホーム	〒792 新居浜市一宮町 2-2-17	0897-32-9246	日曜日
	伊予三島市 "	〒799-04 伊予三島市中曽根町 500	0896-3-1192	月曜日
	宇和島市 "	〒798 宇和島市和霊東町 3-1-9	08952-2-2089	日曜日
	今治地区 "	〒704 今治市北宝来町 1-1-16	0898-32-2698	月曜日
	大洲市 "	〒795 大洲市大洲1番地甲の5	08932-4-3161	日曜日
	八幡浜市 "	〒796 八幡浜市大字矢野町 1377-1	08942-4-1822	月曜日
	砥部町 "	〒791-21 伊予郡砥部町宮内 1369	08996-2-4822	月曜日
高 知 福 岡	須崎市 勤労青少年ホーム	〒785 須崎市西礼町 94-6	08894-2-0991	日曜日
	北九州市八幡 勤労青少年ホーム	〒806 北九州市八幡東区桃園2-5-1	093-681-2798	日曜日
	北九州市小倉 "	〒803 北九州市小倉北区大門1-6-10	093-561-1262	日曜日
	甘木市 "	〒838 甘木市大字菩提寺 71	09462-2-7409	第2,4日曜日、 第1,3火曜日
	直方市 "	〒822 直方市大字感田 3601-4	09492-4-6200	月曜日、 第3日曜日
	大川市 "	〒831 大川市大字向島 1840-2	09448-8-0106	日曜日
	北九州市立若松 "	〒808 北九州市若松区浜町2-10-10	093-761-7500	日曜日

都道府 県 名	ホー ム 名	所 在 地	電話 番 号	休 館 日
福岡	北九州市立門司 勤労青少年ホーム	〒801 北九州市門司区清滝 3-2-3	093-331-7177	日曜日
	那珂川町 "	〒811-12 筑紫郡那珂川町大字西隈 64-1	09295-2-8711	第1,2,4,5月曜 日, 第3日曜日
	久留米市 "	〒830 久留米市野中町 1075-2	0942-34-4996	第1, 3月曜日
	中間市 "	〒809 中間市大字中間 5867	093-25-3511	日曜日
	豊前市 "	〒828 豊前市大字吉木 955	09798-2-5552	日曜日
佐賀	(八女市) "	—	—	—
	鳥栖市 勤労青少年ホーム	〒841 鳥栖市元町 1239-1	09428-2-4780	火曜日, 第2, 4日曜日
	唐津市 "	〒847 唐津市藤崎 6929	09557-2-3424	火曜日
	武雄市 "	〒843 武雄市武雄町大字武雄 5535	09542-3-5165	火曜日
	有田町 "	〒844 西松浦郡有田町中部丙1002-2	09554-2-6207	日曜日
長崎	(大町町) "	—	—	—
	大村市 勤労青少年ホーム	〒856 大村市西三城町 8	09575-3-1353	日曜日
熊本	佐々町 "	〒857-03 北松浦郡佐々町本田123	09566-2-3126	日曜日
	熊本市 勤労青少年ホーム	〒862 熊本市新屋敷 1-18-28	0963-64-0633	水曜日
	八代市 "	〒866 八代市蛇籠町 3-29	09653-3-2383	水曜日
	荒尾市 "	〒864 荒尾市荒尾 4051	09686-3-0622	火曜日
	本渡市 "	〒863 本渡市船の尾町 11-4	09692-3-4049	日曜日, 祝日の翌日
	山鹿市 "	〒861-05 山鹿市大字山鹿 1026-2	09684-3-1131	火曜日
	人吉市 "	〒868 人吉市西間下町 20	09662-4-3871	火曜日
大分	中津市 勤労青少年ホーム	〒871 中津市中央町 1-3-45	0979-22-7637	日曜日
	日田市 "	〒877 日田市中城町 1-66	09732-3-3835	日曜日
	竹田市 "	〒878 竹田市大字玉来 1-11	09746-3-1047	日曜日
	佐伯市 "	〒876 佐伯市 11766-2	09722-3-1010	日曜日
	宇佐市 "	〒879-04 宇佐市大字四日市 264	09783-2-3316	日曜日
	豊後高田市 "	〒879-06 豊後高田市大字高田1008-3	09782-4-2270	日曜日
	別府市 "	〒874 別府市上野口町 19-22	0977-21-5890	月曜日, 祝日の翌日
宮崎	延岡市 勤労青少年ホーム	〒882 延岡市西階町 1-4341-1	0982-32-4071	日曜日
	都城市 "	〒885 都城市松元町 4-14	0986-23-5160	第1,2,4,5月曜 日, 第3日曜日

都道府県名	ホーム名	所在地	電話番号	休館日
宮崎	宮崎市 勤労青少年ホーム	〒880 宮崎市神宮東 1-2-27	0985-24-9138	日曜日
	日南市	〒887 日南市 375-6	09872-2-5666	火曜日
	日向市	〒883 日向市本町 10-5	09825-2111	日曜日
	串間市	〒888 串間市大字西方 5655	09877-2-1352	火曜日
	小林市	〒886 小林市上町 赤坂	09842-2-3482	日曜日
	えびの市	〒889-43 えびの市原田 3456	09843-3-1115	日曜日
	出水市 勤労青少年ホーム	〒899-02 出水市上知識 3787	09966-3-2136	火曜日
	鹿屋市	〒893 鹿屋市向江町 29-1	09944-3-4640	水曜日
	国分市	〒899-43 国分市中央 3-2-27	09954-5-0201	水曜日、 祝日の翌日
	鹿児島市	〒890 鹿児島市鴨池 2-32-30	0992-55-5771	火曜日
沖縄	枕崎市	〒898 枕崎市西鹿籠 12746-1	09937-2-2277	日曜日
	西之表市	〒891-31 西之表市西之表15-182-1	09972-2-1579	日曜日
	(川内市)	—	—	
	那覇市 勤労青少年ホーム	〒900 那覇市旭町 35	0988-12-6037	日曜日
	宜野湾市	〒901-22 宜野湾市伊佐 289-296	09889-7-2800	月曜日
	平良市	〒906 平良市字下里 416-4	—	月曜日

注1 ()印のホームは昭和54年度設置予定のものを示す。

2 ※印は地方公共団体が国の補助を受けないで設置したもの及びホームの類似施設を示す。

3 休館日は、原則として週1回に定められたものを示す。なお、各ホームとも祝日、年末年始を休館日としているところが多いが、多少ホームによって異なる。

労働省婦人少年局調べ

4 有給教育訓練休暇奨励給付金

有給教育訓練休暇奨励給付金は定年退職前職業講習，職業訓練，職業安定促進講習，職場適応訓練，職業訓練派遣奨励給付金と並んで能力開発事業各種給付金の1つである。この給付金は労働者の教育訓練の受講機会を確保し，その職業能力の開発向上を図ることを目的としており，雇用する労働者に有給の教育訓練休暇を与える事業主が受給できるものである。

(1) 受給できる事業主

有給教育訓練休暇奨励給付金の支給を受けられる事業主は，一定の教育訓練を受ける労働者に対して，次のすべてに該当する有給教育訓練休暇を与える事業主である。

イ 有給教育訓練休暇は，労働協約又は就業規則に基づき与えられるものであること。この場合において，有給教育訓練休暇を与えられる労働者の範囲が不当に限定されていないこと。

ロ 有給教育訓練休暇の全期間について，所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金が支払われるものであること。

ハ 有給教育訓練休暇が労働者の申出に基づいて与えられるものであること。

ニ 有給教育訓練休暇の日数が一教育訓練コースについて10労働日以上であること。ただし，公共職業訓練施設又は職業訓練大学の行う職業訓練を受ける場合には当該職業訓練の日数が10日未満であっても対象となる。

なお，一定の教育訓練とは，次の(イ)から(イ)までのいずれかをいう。

(イ) 公共職業訓練施設又は職業訓練大学の行う職業訓練

(ロ) 高等学校，大学又は高等専門学校の行う学校教育

(ハ) 専修学校，各種学校等の行う教育のうち労働大臣の指定したもの

(2) 受給できる額

イ 受給できる額は次のとおりである。

有給教育訓練休暇奨励給付金 休暇を付与された労働者1人につき
1,220円（中小企業事業主は、1,620円）に教育訓練を受けた日数
を乗じて得た額

ロ 受給できる日数は、労働者1人につき100日（45歳以上の労働者は、
150日）が限度である。

(3) 受給のための手続

有給教育訓練休暇奨励給付金又は中高年齢者教育訓練受講奨励金の支給
を受けようとする事業主は、有給教育訓練休暇付与画書に有給教育訓練休
暇に関する労働協約又は就業規則及びその細則の写を添えて、有給教育訓
練休暇を労働者に与える前（期日が定められている。）までに、事業所の
所在地を担当する都道府県立公共職業訓練施設の長を経由して、都道府県
知事に提出すること。

次いで、有給教育訓練休暇に係る教育訓練の修了後2箇月以内に有給教
育訓練休暇奨励給付金支給申請書に当該労働者が受けた教育訓練の修了証
明書及び教育訓練期間中賃金が支払われたことを証明する書類を添えて上
記職業訓練施設の長を経由して、都道府県知事に提出すること。

昭和54年12月10日 発 行

昭 和 54 年 版

勤 勞 青 少 年 の 現 状

年少労働資料 34号

発 行 労働省婦人少年局

郵便番号 100

東京都千代田区大手町1の3の1

印 刷 大 蔵 省 印 刷 局

GAa1/1

労働省婦人少年局



女性と仕事の未来館



00747589

(大蔵省印刷局製造)